

ユーロトレンド

EURO TREND

NO.41 2000・6

ユーロ導入後の産業界・企業の対応 (Report 1 ~ 4)

Report 1 通貨統合参加にかかわる議論は対立 (英国) / 2

Report 2 9月28日の国民投票に注目 (デンマーク) / 11

Report 3 ユーロへの対応は徐々に進行 (スウェーデン) / 19

Report 4 ユーロの影響は軽微 (ノルウェー) / 26

Report 5 産業空洞化問題と福祉政策の見直し (スウェーデン) / 31

Report 6 ジョスパン政権の移民政策 (フランス) / 46

Report 7 対ロシアビジネスの現状 (フィンランド) / 55

クロノロジー / 68

統計資料 主要経済指標 / 76



ユーロ導入後の産業界・企業の対応

99年1月、EU加盟国15カ国のうち11カ国でユーロが導入された。英国、デンマーク、スウェーデン、ギリシャは、通貨統合第1陣に参加しなかったが、その後、各国で通貨統合参加に向けての動きがみられる。

ギリシャは2000年3月9日、2001年からの参加をEUに正式申請、6月のEU首脳会議で参加の可否が決定される。デンマークは同じく3月、通貨統合参加の是非を問う国民投票を2000年9月28日に実施すると発表した。スウェーデンも3月の社民党大会で、通貨統合の賛否を国民投票に諮ることを決定、その時期は未定であるが、2002年に予定される総選挙後との見方が多い。また英国政府も、5つの経済基準を満たす場合、次期国会で通貨統合参加を決定し、その後国民投票に諮る姿勢を示しており、3月に通貨統合参加への移行計画に関する第2次計画書を発表している。

以下、英国、デンマーク、スウェーデンにおける通貨統合参加に向けた動き、通貨統合未参加によるマクロ・ミクロ両面への影響、各国企業のユーロ対応の進展状況などを中心に報告する。また、EU非加盟のノルウェーにおける、ユーロの影響、産業界・企業の対応などについても報告する。

Report 1

通貨統合参加にかかわる議論は対立 (英国)

ロンドンセンター

はじめに

欧州大陸の11カ国においてユーロが導入されて約1年半が経過した現在、英国では通貨統合参加の是非を巡る議論が繰り広げられているが、依然としてその方向性は不透明となっている。通貨統合参加を推進する労働党政権は、早ければ2001年に予定される次期総選挙後に国民投票を実施するとの計画を発表しているが、一方でユーロ導入政策に反対す

る世論が強まっている。英国にとって今後大きな選択となる同問題に対し、本レポートではユーロ導入の是非を巡る論点と動向を整理するとともに、特に通貨統合参加または不参加による同国への経済的影響について報告する。

1. 対立する議論～通貨統合参加の是非

英国の通貨統合参加支持者は、ユーロの導入により経済の効率性は飛躍的に向上すると

し、また政治的な観点からも英国が欧州への影響力を保持するためには参加が必要であるとしている。一方、反対派は通貨統合参加国に対する統一的な金融政策を受け入れることは、英国経済の効率性に逆効果をもたらすと主張しているほか、中には通貨統合を実質的には欧州連邦形成に向けてメンバー国を集約しようとする政治的な計画であるにとらえ、国家主権の喪失を危惧する者もいる。以下に政界、世論、産業界それぞれにおいて現在どのような見方が主流となっているかを紹介する。

(1) 政界の見方

通貨統合参加を推進するブレア首相に賛同し、同様の姿勢を公にしている閣僚の代表としては、クック外相、バイヤーズ貿易産業相、マンデルソン北アイルランド担当相などがあげられる。また同国の第3位の政党である自由民主党も早期参加を強く支持している。

一方、野党の保守党幹部は通貨統合参加支持を表明しているケネス・クラーク氏、マイケル・ヘーズスタイン氏など一部の党員を除いて、英国の通貨統合への早期参加に反対しており、今期および次期国会会期での参加見送りを党の公式方針としている。99年6月の欧州議会選挙時、議席数は従前の労働党62、保守党18から、労働党29、保守党36へととなり、情勢は労働党支持から保守党支持に大逆転した。その最大の要因は保守党による反ユーロを基調とする効果的なキャンペーン展開で

あったといわれている（労働党の議席減少は、投票制度が比例代表制に変わったことも一因）。

英国の通貨統合参加が英国の欧州内での発言権に及ぼす影響については、推進派が欧州内で英国のプレゼンスを高めていくにはEUとの「完全な関係 (full engagement)」が必要であると捉える一方、反対派は英国がユーロ圏外にとどまることによってこそ、いかに効率的に機能しているかを示すことができると反論している。

99年11月に行われた英国産業連盟 (CBI) の年次総会では、元外相のジョン・コール卿が「英国は強固な防衛力、特有な国際経験、定評ある外交技術などを備えており、欧州は主要貿易国である英国を今後も経済先進国として必要とし続けるだろう」として、英国の欧州への影響力は、通貨統合に参加しなくても低下しないと主張している。

(2) 世論

欧州議会選挙以降、政府が創設したユーロ推進キャンペーン「ブリテン・イン・ヨーロッパ」の大々的な展開にもかかわらず、世論は全般的に通貨統合不参加で安定している。表1は世論調査の推移を示したものであるが、これによると2000年3月現在、通貨統合参加反対が賛成を2:1以上の差で圧倒している。また、2000年1月、BBC放送のためにICM社が実施した世論調査では、ポンドのユーロへの転換に国民の69%が反対しているという

表1 通貨統合にかかわる国民投票が行われた場合、参加・不参加のどちらに投票するか

	95年	98		99									2000		
	2月	4	5	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
参加	26	26	34	34	35	27	25	24	30	27	28	24	25	24	27
不参加	51	61	48	53	52	61	62	60	57	58	59	61	63	63	61
わからない	23	13	17	13	13	13	13	16	13	15	13	15	11	12	12

出所：「ビジネス・フォー・スターリング」ウェブ・サイト
ガーディアン紙 / ICM社実施の月例世論調査

結果が発表された。さらに53%がEU（欧州連合）加盟継続を支持する一方、34%が脱退を支持するという反EU傾向の拡大が示された。

ユーロ導入後の初年に不参加支持が拡大した一因としては、当該期間にユーロ相場が軟調に推移し続けていることが大きく影響しているようである。ガーディアン紙によると、99年6月に不参加の世論が前月から9ポイントも上昇したのは、年初に比べユーロの価値が12%低下したことが一因であると分析している。またさらにユーロがドルに対して1ドル = 1ユーロを割り込んだことにより、「ユーロは『失敗』の印象が定着した」（エコノミスト誌、2000年2月5日号）との印象が強まったと考えられる。このように国民と産業界の意見がユーロの相対的な強さに左右される限りにおいて、英国の世論が通貨統合参加への支持にシフトするかどうかは、国際通貨の動向に左右されるといえよう。

なお、英国国民の間では、欧州政策の適用範囲拡大の動きに対する抵抗感は強い。欧州委員による統合強化の推進発言としては、前欧州金融委員であるイヴ・ティボー・シルギ氏が単一通貨計画の完成にはユーロ圏における債務の統一化が不可欠であるとの見解を示したこと（99年8月3日、タイムズ紙）などが挙げられる。一方、英経営者協会（Institute of Directors：以下、IoD）は、ユーロ導入による財政統合は、結果として政治的統合化を加速させると警戒している。また、欧州中銀の民主制の低さ、アカウントビリティの欠如についても批判しており、国家主権を脅かす動きが今後さらに強まれば、深刻な政治的緊張を招く可能性もあるとしている。

（3）産業界の見方

産業界の意見については、99年11月に、フィナンシャル・タイムズ紙の依頼により、MORI社が調査を行っている。同調査結果で

は、雇用者数でウェイト付けをすると通貨統合参加支持者が多く、企業数で見た場合は反対派が多くなるという結果となったが、これは大企業にユーロ支持が多いのに対して、中小企業は国内問題に重点を置く傾向が強いことを反映しているといえよう。

また業種別にみると、運輸・通信サービス業では比較的賛成派が多いのに比べて、製造業では反対傾向が強く、「具体的なスケジュールに従って参加する」ことに賛同したのは35%、「状況を見極めてから決める」が39%、「参加すべきではない」が18%となった。鉱業、建設業では反対派の傾向がさらに強まり、「参加すべきではない」が33%、「状況を見極める」が34%を占めている。

このように意見が分かれるなか、CBIのディグビー・ジョーンズ専務理事は当初、政府が国民投票実施を決定するまで、ユーロ問題には関与しないとの立場を示唆していたが、2000年初頭に各地を回った結果、同氏はCBIメンバーが通貨統合参加を支持していることが判明したと語るなど（2月27日付、オブザーバー紙）ユーロ推進派の姿勢を示している。

なお、産業界の意見形成にもポンド高/ユーロ安が少なからず影響を及ぼしている。英国鉄鋼業協会は、ポンド高により鉄鋼業が被った輸出関連損失は1ヵ月当たり6,000万ポンドにも上ると推定しており、価格安定の必要性から通貨統合参加へ向けた政府の強い後押しを要請している。一方、99年10月1日付フィナンシャル・タイムズ紙は、99年初以降、輸出型メーカーの間で通貨統合参加の支持率は71%から62%に低下したというDHLインターナショナルによる四半期調査結果を分析し、その要因として弱いユーロをあげている。

さらに、ユーロ導入と不可分のかたちで進行しているEU共通税制を目指す動きの中で、非居住者向け債券（ユーロボンド）および預金に対して一律20%の課税措置が検討されてい

ることに対して、これら債券や預金の非課税措置がなくなることを危惧する金融界がユーロ導入に反対するなどの姿勢を示している。

しかし、全体としてみれば、英国の通貨統合参加を巡る産業界の議論は、ポンド高/ユーロ安からくる為替差損をより重視する結果としてのユーロ推進派と、ユーロ安を強調し、通貨統合を不安視する結果としての慎重派とに二分されているといえる。

2. 通貨統合参加への準備状況

英国の通貨統合参加は同国経済にどのような経済メリットを及ぼすと考えられるのか。通貨統合の概念は、ノーベル賞を受賞したカナダのエコノミスト、ロバート・マンデル氏が61年に発表した理論に基づいている。同理論によると、通貨を国家単位ではなく、地域単位で導入することにより、域内市場の透明性の向上と為替交換などに伴う取引コストの低下が可能となり、域内通貨の流動性が高まるほか、為替変動の回避により各地域へ及ぶさまざまな経済的なショックを吸収することが可能になるとされる。IMFのシニア政策アドバイザーのスウォボーダ氏もマンデル氏の理論を受け、通貨の流動性と安定性によるメリットは通貨統合にかかる調整コストを相殺しうるとしている。

英国が通貨統合に参加する場合、マーストリヒト条約に定められた条件を満たす必要があるほか、英政府独自が設けた基準をクリアすることが条件となっている。まずはそれらの準備状況をみるとともに、スムーズな移行へ向けた経済収れんの可能性についてみてみたい。

(1) マーストリヒト条約

マーストリヒト条約において規定されている統合条件の中で、重要視されるのは 財政状況、他のメンバー国との相対的インフレ率、金利・為替レートの安定性である。し

かし、これらの基準が英国の参加を阻む可能性はほとんど無いといえよう。

まず、英国の財政基盤の固さは、2000年3月に発表された予算案での報告からも明らかである。2000年度は171億ポンドの黒字見込みが発表されたほか、今後5年間は平均118億ポンドの黒字基調で推移する見込みとなっている。また累積債務がGDPに占める割合は30%台となっており、これは既に通貨統合参加国である一部の国を大幅に下回った数字である。たとえ大幅な財政緩和が行われたとしても英国の財政状況は通貨統合参加に適格な範囲内で推移できる状況であるといえる。

また、物価安定条件についても、同条件が英国の参加の阻止要因になるとは考えにくい。英国の金融政策の枠組みとして、イングランド銀行は基調インフレ率（住宅ローン金利支払を除く小売物価上昇率）を2.5%以下に抑えることを目標としているが、各調査機関のコンセンサス予想によると、インフレ率は2000年に入って若干上昇するものの、今後2～3年は2.5%の水準で推移するとしている。

ユーロ圏との金利と為替レートの相対的な安定性については、相対的に効果的な金融政策が実行されるかにかかっているといえよう。金利が適正水準で比較的、安定的に推移するかどうかは、英国とユーロ圏の経済収れんの程度によって決まるが、英国が通貨統合参加を決定する際には、この基準を満たすことは不可能ではないと思われる。しかし、為替レートについて問題となるのは、昨今のポンド高、ユーロ安により、通貨統合参加にあたって英国の国際競争力が少なくとも短・中期的に影響を受けざるを得ないことである。国際競争力を維持するために仮に英国がポンド・レートをユーロに対して切り下げた場合、参加に先立つ2年間のユーロとの安定的な交換レートの維持という条件に適合しなくなる。同問題については、1月にドイセンベルグ欧州中銀総裁が言及しており、英国は通貨統合

表2 英国政府の5つの評価基準

<p>ユーロの金利を恒久的に使用した場合、ビジネス・サイクルと経済構造は両立し、英国と他のメンバー国は快適に共存できるか。 問題が生じた場合、それを解決できる柔軟性を十分備えているか。 通貨統合への参加は、英国に長期的な投資を実施する企業にとって、より良い条件をもたらすか。 通貨統合への参加は英国の金融サービス業、とりわけシティーのホールセール市場の競争力にどのような影響を及ぼすか。 通貨統合参加により経済の成長性、安定性、雇用の改善維持が推進されるか。</p>

参加を望むなら、参加前の2年間、ポンドを切り下げなくてはならないと警告している。

従って問題となるのは、ポンドとユーロの交換レートをどの水準で固定すべきかということである。同問題については英国とユーロ圏の交渉が必要となるが、アナリストや英企業の多くは、現在のポンドの水準は高すぎると考えており、仮に交換レートで合意が成立したとしても、合意水準に調整する方法が問題となるであろう。ポンドを大幅に切り下げた場合、切り下げ以後参加まで、通貨を安定させる猶予期間を置かなければならず、またイングランド銀行のクレメンティ副総裁は「金融政策によってポンドを短期的に適正水準に引き下げるには無理がある」と指摘している。

(2) 英国政府の「5つの基準」

マーストリヒト条約の通貨統合参加基準に加えて、英国政府は通貨統合参加にあたって満たすべき5つの評価基準を独自に設定している(表2)。

これらの基準の定義が比較的曖昧であるのは、政治的な意思決定が必要とされる場合、これらの基準が英国の通貨統合参加の大きな障壁にならないよう配慮されているためと考えられる。このため、これらの解釈については労働党政府内でも一致しておらず、調査会社であるオクスフォード・アナリティカは次期総選挙が近づくとつれ、この問題をめぐって政府内部で緊張が高まるとみている。

上記のように、ポンドとユーロの適正交換

レートの決定を除いて、マーストリヒト条約あるいは政府独自の基準が英国の通貨統合参加の大きな足枷になるとは考え難い。したがって、通貨統合参加の決定は本質的には経済要因ではなく、政治判断に基づいて決定される可能性が高いといえよう。

(3) 経済収れんの可能性

たとえ上述の基準が満たされたとしても、これらをもって「経済的な収れん」が達成されるかどうかは明らかでない。英国は90年代初め、同国通貨が経済ファンダメンタルズに対して過大評価されたために、ERM(為替相場メカニズム)からの離脱を余儀なくされた。同様にして、経済不均衡がユーロ圏各国の地域経済に重大な経済的なショックをもたらすリスクは十分あると考えられる。

こうした不均衡に伴うショックの調整機能の強化策として、イングランド銀行の金融政策委員(MPC)であるウィレム・ビュイター教授は、欧州中銀に対して改革を要請している。同教授は、欧州中銀の金利決定には開放性と説明責任の概念が不十分であるとし、またその改革への取り組みのペースが極めて遅いと指摘している。

また、マーストリヒト条約反対派は、同条約が財政赤字規制を設けているために、政府の財政支出機能が制限されることが問題であると指摘している。これは金融政策面で各国がユーロ圏の不均衡なショックに対応できないのであれば、財政政策で対応すべきであるとの議論に基づくものである。ただし当面、

英国では政府の財政が健全であることから、ユーロ圏諸国におけるほど差し迫った問題ではないといえる。

一方、プライス・ウォーター・ハウス・クーパーズのマクロ経済部長、ホークスワース氏によれば、英国とユーロ圏との経済収れんの問題は、景気循環局面の不一致よりも構造的な違いの方が重要であるとの認識が高まっているとされる。英国とユーロ圏の経済構造の違いとは、労働・生産市場、社会保障制度、企業風土などの違いであり、英国政府が欧州の経済改革の重要性を強調するのも、こうした違いが統合の持続性を脅かすと予想されるからである。

IoDは、EU経済モデルはとりわけ労働市場の分野で大きな欠陥を持つとしている。例えば、生産年齢人口の就業率は英国の70.8%に対して、欧州では60.5%と低い。また、最近10年間の雇用拡大は、欧州では公共部門に牽引されているのに対し、相対的に良好な経済成長を続けている米国では、民間部門主導である。欧州労働市場規則が英国に強要された場合、英国の構造的失業要因が増加に向かう危険性があるとIoDは警告している。

3. 対英投資へのインパクトによる経済的影響

英国が通貨統合参加を長期間先送りした場合、経済への影響として最も危惧されているのは、対英投資の減少である。欧州最大の医療機器会社であるスミス・アンド・ネフューは、政府が英国の通貨統合参加を長期間先送りするならば、英国から引き揚げるとの意向を公にしている。また、フォード、日産、東芝など、対英投資主要国である米国、日本の大手企業からも同様に英国の通貨統合参加を要望する声があがっている。また、CBIの年次総会で、自由民主党のチャールズ・ケネディ党首は、通貨統合不参加が対英投資の阻害要因になると主張した際にも、グラクソ・ウエ

ルカム、シーメンスなどからの支持を得ている。

しかし一方で、通貨統合不参加は必ずしも英国への投資を不利にする訳ではないという議論もある。英銀行協会のティム・スウィニー理事長は、ロンドンにおける英国金融サービスのクラスターの強さを過小評価すべきではないという。同氏は、英国はユーロ圏外にあると同時に、「ドル圏」や「円圏」にも属しておらず、それにもかかわらず、ドルや円、その他の通貨の大規模な取り引きを行う上で何ら支障をきたしていないと主張する。また、IoDもユーロの外国投資への影響は極めて限定的であるとしており、英国が通貨統合への早期参加見送りを決定した97年以降、対英投資流入は依然として高水準で推移していると指摘している。

1月25日付フィナンシャル・タイムズ紙が取り上げた経営コンサルタント会社のA Tカーニーによる調査においては、好ましい投資対象国として英国が世界第2位にランクされており、「.....日系企業はボンド急騰への危惧の念を強めているが.....EU地域および米国の企業は、英国を欧州投資の最適国と評価した」と述べている。

以下に、日・米・欧の主要国・地域からの対英投資企業の論調を紹介する。

(1) 日本

99年末に行われたジェトロの在欧日系製造業調査のなかで、英国のユーロに関する質問項目の結果をみると、回答者の39.8%が「早急な参加に賛成」、55.6%が「数年の準備は必要だが参加に賛成」と回答しており、「参加に反対」はわずか4.6%にとどまっている。

最近の現地新聞報道などでは、ソニー、トヨタ、小松をはじめとする日系企業が生産拠点の欧州大陸移転を検討中であることを示唆しているとのニュースが関心を集めている。また、今井経団連会長がブレア首相との会見

において、「英国の通貨統合参加意欲が低下する徴候が強まっていることに対し、日系企業の懸念を再度明確に示す」意向を伝えているほか、ゴマソール在日英国大使が、超党派議員団向けに、日系企業は英国が早期に通貨統合に参加することを望んでいること、また早期参加が実現しない場合、日系企業の対英投資が後退する可能性があることを説明した。このように在英日系企業の間では英国が早期に通貨統合に参加することを望む声は高い。

しかし、日本企業にとっての当面の関心事項はポンド高/ユーロ安による輸出競争力の低下である。英国を製造拠点とし、欧州向け輸出を行う在英日系メーカーにとって、ポンド高、ユーロ安は企業収益に大きな不利益をもたらしており、前述のジェットロの調査によると、在英日系企業のうち経営上の問題点として「ポンド高」をあげた企業は7割にのぼっている。

(2) 米 国

米国は最大の対英投資国であり、英国の投資受け入れ総額の約半分を占めている。通貨統合参加のメリットの評価については、米国投資家の意見が最大の比重を占めるといえる。過去1年間、ポンドはユーロに対して大幅に上昇したのに比べ、ドルに対しては安定しており、一部の評論家にはポンドの対ユーロ安定よりも、対ドルでの安定を維持することを優先すべきとの声もある。

しかし、在英の米系企業も日系企業と同様に、欧州拠点として英国に事業所を設立しているケースが多く、これらの企業の取り引きは相当な部分をユーロ圏との取り引きが占めると考えられる。モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッターのグローバル・エコノミストであるジョーゼフ・クライン氏は、「英国の通貨統合不参加は、米国人投資家にとってポンドとユーロの為替変動リスクおよびコスト増大を意味する」と指摘する。また、

東欧諸国のEU加盟、またひいては通貨統合参加が実現する際には、「ユーロ圏外の在英(米国)企業はこれらの新市場向け競争力という面で、ドイツやフランスに劣ることになるだろう」と指摘している。

(3) 欧 州

従来、英国は欧州拠点として外国投資受け入れの最大シェアを獲得してきた。その背景には、英語が公用語であること、低コスト、金融サービスなどが集まるシティーなど産業クラスターの存在、相対的に柔軟な労働市場など、いくつかの理由があげられる。2月23日付フィナンシャル・タイムズ紙は、「約1,600社のフランス企業が近年、自国の硬直したシステムと対照的な寛容な税制、柔軟な労働市場、ブレア政権の『実現可能(can-do)』精神に引かれ、英国海峡を渡った」と伝えており、英国の通貨統合早期参加の見通しが無いにもかかわらず、英国の事業環境は一部の欧州大陸国に比べると依然として有利であると考えられることを示唆している。

しかし、今後も英国が投資対象国としての魅力を維持できるかどうかについては、これらの要素が為替リスク回避の面でユーロ圏が持つ利点を上回ることができるかどうかにかかっているといえよう。

4. まとめ～英国の通貨統合参加への見通し

要約すると、英国の通貨統合参加反対派は、金融政策をはじめ労働政策、税制などその他の政策決定権の喪失を強調し、また欧州各国の社会保障制度の債務などによる将来的な財政問題を指摘している。一方、通貨統合支持派は取引コストの低下と効率性改善がそれよりも重要であると主張し、また、英国がユーロ圏外にとどまれば対英投資の魅力が失われると警告する。英国の国際的な影響力の維持

については、双方ともにそれぞれの立場での影響力の方が大きいと主張している。

英国が通貨統合参加を決定する場合、おそらく経済面で最大の問題となるのはユーロに対するポンド高であろう。しかし、政治的な参加要因が強まれば、その経済的なタイミングは考慮されても、経済要因が英国の参加を阻むまでには至らないと思われる。現在、英国では国民の間で反ユーロの風潮が強いことから、政府案に従って次期国会会期中に国民投票が行われた場合、英国が通貨統合参加の道を選ぶとは考え難いが、欧州景気が回復し、ユーロ圏の経済再編が実質的に進歩すれば、

参加支持論が強くなる可能性はある。

総合すると、現在の経済・政治状況からは英国が早期に通貨統合に参加するとは考え難い。経済情勢などの要因によって、たとえ状況が変わったとしても、通貨統合参加は早くとも2～3年後になるものと思われる。ソロモン・スミス・バーニーの依頼を受けてMORI社が行った世論調査（1月24日付インディペンデント紙）では、英国が2007年以前に通貨統合に参加する確立は「50：50である」という見解となっている。

（ブレア・キナン）

ケーススタディ

～ 日系企業のユーロ対応策 ～

1. A社

A社は英国とフランスで製造を行い、欧州市場で製品を販売している。同社の取引引きは親会社のシステムによって処理される。基本的にユーロ導入の影響は取引引きに使われている数ある通貨が1つ増えた程度であり、大きな影響はないとしている。

ユーロ導入に際して同社は積極的に取り組み、以前は販売先国の通貨建てで設定していた製品価格を、99年のユーロ導入時からユーロ建てで設定を開始した。ユーロへの切り替えの時期については、現在サプライヤーと交渉を進めているが、基本的にサプライヤーに対してユーロ切り替えを強要しない方針をとっている。

今後はユーロ圏各国通貨の廃止に伴い、使用通貨数が減るため、為替リスク管理は容易になる。しかし、以前はユーロ圏内の為替レートの変動は相互に相殺されたのに対し、現在では圏内の為替レートが固定され、相殺できない仕組みになっているため、ネットの為替リスクは従来と変わらないと

みている。

A社は英国を主な製造拠点とし、欧州大陸を中心に販売を行っているため、ユーロ保有高が大きく、99年から続いているようなユーロ安、ポンド高下では収益は大きく低下する。サプライヤーとの間でユーロ建て取引引きが増えれば、為替リスクは低下するが、現在のところ、英国サプライヤーがユーロに切り替える様子はほとんどみられない。また、現行のポンドとユーロの換算レートをみると、A社にとってもユーロに切り替えるのは困難であるとしている。

このようにポンド高、ユーロ安の観点から、英国の通貨統合不参加はA社の事業にある程度影響を及ぼしているといえる。しかし、A社は製品の品質を重視し、サプライヤーとの協力関係を樹立することを品質管理政策の柱としている。このためサプライヤーの選定は、価格要因だけではなく、品質などの非価格要因を含めた一連の基準に基づいて行っている。従って、現行の為替レートでは欧州サプライヤーの価格競争力は英国サプライヤーよりも強いが、品質・信頼性・ロジスティックなどの他の要因も考慮するほか、サプライヤーに管理情報を

提示している場合はさらに複雑な要因が絡むため、必ずしも為替レートがサプライヤーを英国業者から欧州大陸業者に変える要因にはならないとしている。

ユーロ導入に伴う最大の変化として同社が懸念しているのは、価格の透明性の向上による競争激化およびコスト低下圧力の高まりである。一方、営業資金調達方法については、欧州金利が英国金利よりも低いいため、今後はポンド建て借入に比べてユーロ建て借入選好が強まるであろうとしている。

2. B社

B社も英国と欧州大陸に事業拠点と大きなシェアを持つ大手メーカーである。英国拠点の対ユーロ圏販売は、現地通貨建てで行っているため、ユーロに対するポンド高は収益性への圧力となっており、コストと収入の不均衡の是正が問題となっている。

ユーロ導入の影響としては運営面では特に問題はなく、ユーロを取引通貨として導入する手続きは比較的容易に行っている。使用通貨数の整理と会計システムの統一が行われたため、財務管理が簡素化され、今後は一元集中化も検討していく。一方、同社の資金調達は、米国市場で行われているため、資金調達面での影響はないが、欧州における金融市場が統合、発展していくにつれ、欧州金融市場が重要となってくる可能性はあるとしている。

ユーロ導入前は、対ドイツ・マルクで発生していた為替リスクは、現在では対ユーロで発生するが、為替リスクのレベルは従来と変わらないとしている。ユーロ安、ポンド高に起因する競争力低下が企業戦略に及ぼす影響としては、まず将来的に投資を行う対象地域の選定という点があげられる。為替相場は周期的なものであるほか、移転

にも多大なコストがかかることから、ポンド高が必ずしも投資の移転につながるとは限らない。しかし、B社では欧州での増産を進める一方、英国プラントの稼働率を低下させており、生産拠点の見直しなど、生産規模の集中化による利益拡大への必要性が高まっている。

また、為替レートは原材料コストなどの可変費用の増減要因であるため、調達先の選定にも影響を及ぼすことが考えられる。現行為替レートでは、英国サプライヤーは欧州サプライヤーに比べて不利である。ロジスティック面などから依然として英国サプライヤーを選考する要因もあるが、B社ではサプライヤーや為替レートの定期的見直しを実施しており、為替リスク要因により部分的シフトを促す可能性は高いとしている。

なお、B社は通貨統合参加による為替変動リスク回避のメリットを重要視しており、英国輸出産業を奨励するという英国政府が、参加に向けて本腰を入れることを願っている。これは、同社の製品が比較的同質性が高く、他社の同種製品との厳しい価格競争にさらされる危険が高いことにも起因しているといえよう。一般的に製品の同質性が高ければ高いほど、品質などの非価格要因で差別化することが難しくなり、価格競争力が重要となる。コスト管理が収益性維持の基本であるB社にとって、為替差損は大きな課題であるといえる。

また同社は通貨統合の大きな影響の一つとして価格収れんをあげており、各国の税制の違いなどにより価格差は完全に解消しないまでも、ユーロ圏の価格収れんは急速に進み、最終的に価格差は製品の差別化とロジスティックを反映したものになると考えている。

9月28日の国民投票に注目 (デンマーク)

コペンハーゲン事務所

1. 通貨統合参加を促す要因

2000年3月9日、ポール・ニューロップ・ラスムセン首相（社会民主党）は、デンマークの通貨統合参加の賛否を問う国民投票を2000年9月28日に実施すると発表した。

マーストリヒト条約批准の際、欧州通貨統合第3段階への参加を保留項目の一つとしていたデンマークでは、これに対する議論が産業界を中心に行われてきた。そして、99年1月にEU加盟国の11カ国がユーロを導入して以来、通貨統合参加の賛否を問う国民投票の期日決定が、特に注目されていた。ラスムセン首相が「世論調査などの結果において通貨統合参加賛成が確実視されるまでは、国民投票を行わない」という姿勢を堅持してきたため、国民投票実施時期は早くとも2001年初頭になるだろうというのが大方の見方であった。

しかし、2000年に入ってから、EU賛成派・反対派の双方において、首相が国民投票を先送りしていることに不満が募り、首相および与党の社会民主党を非難する声が国民の間で高まっていた。このような状況下、ラスムセン首相は通貨統合参加への賛否を問う国民投票を2000年9月28日に実施、また国民投票実施期日の承認を受けるための社会民主党の特別党大会を4月30日に行うと、3月9日に

発表した。

なお、国会に対する国民投票実施要領の提示と承認は2000年5～9月の間に行われる予定である。

一般的に賛成派は、通貨統合参加は経済的な好影響をもたらすとしている。つまりデンマーククローネは既にユーロの影響を非常に強く受けており、通貨統合への参加でEU内での通貨政策に対する発言力が増すとの観点から賛成している。これに対し、反対派は参加によりデンマークが国家主権を喪失するおそれがあるとする指摘により、EUおよび通貨統合への不信感を露わにしている。

デンマーク国民の通貨統合への不信感は、制度そのものの理解不足に原因があることは、以前から指摘されていた問題であり、政府は予算50億クローネを計上して、99年7月からハンドブックやパンフレットを発行するなど、通貨統合への認識を深めるキャンペーンを行っている。

社会民主党でも99年11月に通貨統合のキャンペーンを始めており、これによって党支持者の中にある通貨統合への不信感を払拭し、党大会で国民投票実施の承認を得ることと、国民投票で通貨統合参加の合意を得ることを確実にしようとしている。

また、最大野党の自由党は、国民投票で通

貨統合参加批准の合意を得るために500～600万クローネを広報キャンペーンに当てることを決定している。同党のクラウス・ヨート・フレデリクソン書記官は「EUが2月に行ったオーストリア内政への干渉により、現在、デンマーク国民の一部でEUに対する不信感が増している。このため今回の国民投票で通貨統合参加批准の合意を勝ち取るためには、従来に増してより一層の努力が必要となるであろう。これまでの経験から、国民が直前になるまで国民投票に関心を持たない傾向があることが分かっている。従って、キャンペーンは国民投票実施前1ヵ月に重点を置いたものになるであろう」と地元紙に述べている。

政党では自由党に加え野党右派の保守党が、また他団体ではデンマーク産業連盟などが、通貨統合参加賛成を促すキャンペーンを行うことを発表している。

国民投票実施の日程発表が行われた後に実施された各種意識調査によれば、日程発表以降、通貨統合参加批准反対の意見が増加している。ギャロップ社の行った調査では反対が賛成を上回り、他の調査においても賛成・反対の割合が非常に接近してきている。

例えば、地元経済紙ピュアセンが民間調査機関グリーンズ・アナリユスインスティテュトと共同で毎月行っているデンマーク国民のEUに対する意識調査の最新結果（4月3～5日調査実施）では、「明日、ユーロ参加にかかわる国民投票があった場合、賛成するか、反対するか」という質問に対して、賛成46%、反対42%、わからない2%、無回答10%となり、最近接近傾向にあった賛成と反対の差がより縮まったことを示している。その内訳をみると、この変化もどの政党を支持するかによって異なることが分かる。与党（社会民主党・社会自由党）支持者については、99年末は賛成・反対の比率はともに39%と均衡していたが、年初からのキャンペーン活動の効果も現れ、今回の調査では賛成が20ポイント以

上リードするかたちとなった。一方で現在までユーロ導入に非常に前向きであった保守系野党（自由党・保守党）支持者をみると、99年12月調査では賛成・反対の差が50ポイント以上あったが、今回の調査では40ポイントにまで減少した。同紙はこれをEUのオーストリアの内政干渉からくるものではないかとみている。

国民投票のキャンペーンについてオールボー大学社会科学部ヨハネス・アナセン助教授は、以下のようにまとめている。

「賛成派に関しては、与党・野党という枠を超え、通貨統合参加はデンマーク経済に好影響を与えると同時に、これからEU内での政策決定の場における影響力を増すということでも一致している。それに対し反対派は、EUへの積極的な参加は国家主権の喪失であるという元々の理論的反対派（社会自由党・赤色同盟・6月運動）と『クローネと母国のために』をキャンペーンテーマにデンマーククローネがなくなることが国家がなくなることにもつながりかねないとの感情面に訴える新規の反対派（デンマーク国民党）との間にずれがある。デンマーク国民党は95年設立ということで歴史が浅く、EUに関する国民投票でのキャンペーンを今まで本格的に行っていないため有権者にとって目新しく、そのため現在まで健闘をみせている。しかしキャンペーンが白熱してくれば伝統的な反対派がデンマーク国民党の批判を始めるなど仲間割れを起こし、それが賛成派に利点として働くであろう。」

現時点では、キャンペーンはスタートしたばかりといった様相であり、9月の国民投票へ向けてどのような変化が起きるかを予想するのは難しい状況である。どの政党も国民投票まで1ヵ月となる8月後半に、大きなキャンペーンをスタートするため、賛成派・反対派にとっても最後の1ヵ月が勝負どころとなる模様である。

2. 通貨統合未参加による経済への影響

(1) 通貨統合未参加1年の影響

ユーロがスタートした後の一年を振り返り、国立銀行ボディル・ニューボー・アナセン総裁は、2000年1月18日にイギリス輸入組合において行った「ユーロとデンマーク」というスピーチにおいて、以下のように通貨統合未参加1年の影響をまとめている。

デンマークは82年に社会民主党政権から保守党政権に移行し、その翌年の83年からECU（実質的にはドイツマルク）に対し、変動幅プラス/マイナス2.25%の固定相場制を政府が採用した。ユーロが誕生した99年以降も、対象が「ユーロ」、システム名が「ERM」と変わったのみで同様の為替政策が行われている。しかし、デンマークが通貨統合に参加していない為に生じる従来にはなかった影響は、以下の4つの点で見られる。

ユーロ圏の金利との差

海外投資家がデンマーククローネに興味を持つよう、国債などの金利をユーロ圏などよりも少し高いレベルに設定している。たとえデンマークが通貨統合に参加しても、現在オランダの国債の金利がドイツの国債より若干高いのと同様に、現在の差よりは狭いものの、依然、差は存在し続けるため、多くの人がこの影響をあまり重く見ていない傾向がある。しかし、現行の金利レベルは、市場が近い将来デンマークが通貨統合に参加することを前提にしたレベルであるため、国民投票の結果が反対と出た場合、現行と同じレベルに保持できるかには不安がある。

クローネの不安定さ

クローネがユーロという主要通貨の影に隠れることにより、たとえデンマークの経済が非常に良い状態であっても、海外投資家のデンマークに対する不信感がぬぐえず、そのた

めに来る金融不安に直面することもありえる。その場合に、実際不必要であっても金利の引き上げ・経済政策の引き締めなどを行わなければならない事態が発生する可能性がある。

EUの経済政策への発言権の制限

通貨統合に参加していないため、デンマークはEUの多くの経済関係の会合において発言権をもっていない。そのためデンマーク経済にとって生命線となるEUの経済政策決定の場での影響力は、非常に制限されてしまった。

デンマーク企業のユーロ市場における競争力低下

クローネの対ユーロの為替相場が安定していようと、デンマーク企業にとってユーロは自国通貨でないために、ユーロ市場でのビジネスチャンスを失う可能性がある。ユーロ圏内の企業がユーロを自国通貨として、為替のリスクを考えず他のユーロ圏の企業と取り引きできることと比べると、デンマークはユーロ圏の企業にとって魅力的ではなくなる。

デンマーク経済省・大蔵省も、9月28日の国民投票実施に向けて作成した報告書「デンマークとユーロ」において、国立銀行と大筋で同様の懸念を表明している。デンマークが通貨統合に参加しないまま現在のERMへ参加し続けることで、デンマークは平価切り下げなどの為替相場の安定政策を最終手段として取る権利を表向きは保持することができる。しかし、ERMによって、デンマークの経済政策・為替政策などをEUの政策に近いものとしなければならず、実際は平価切り下げを行える可能性も低い。一方、為替不安に対しては、EUの多少の助けはあるものの、基本的にデンマークのみで対応を行わなければならず、大きな為替不安が起こった場合には、現在の変動幅 + / - 2.25% から通常の

+ / - 15%を選ばなければならない可能性があることはもちろん、ERM からの離脱、変動為替相場制の導入さえも行わざるを得ない可能性がある。デンマークは、ERM に参加せず変動為替相場制をとるスウェーデン・イギリスなどに比べ、経済規模が小さく、またGDPの大きな部分を輸出に頼っており、このような経済が変動為替相場制で成功を収めた事例は少ないとしている。

また企業・一般消費者もユーロ導入によって得られる巨大単一市場へのアクセス、廉価な商品などによる恩恵を得ることができておらず、同2省が行った推計によれば、このような経済的利点は、デンマークがクローネからユーロに移行する時に要するコストを凌ぐものになるとしている。

地元経済紙ピュアセンの報道によれば、通貨統合不参加はデンマークの株式の上昇率にも影響を与えているとしている。具体例としては、元デンマーク国営電信電話会社であるテレ・デンマーク (Tele Danmark) の99年の年間株価上昇率が、軒並み倍増傾向を見せている通貨統合参加国の同様な国営電信電話会社に比べ (フランス・イタリア約80%、スペイン100%、オランダ・ドイツ約130%、フィンランド約300%上昇)、30%にとどまったのはデンマークが通貨統合に参加していないことによるものと、例をあげて通貨統合不参加のデメリットを分析している。テレ・デンマークの株価は99年初の時点では、年間80%の上昇が予測されていたが、結果的には30%上昇にとどまった。もしテレ・デンマークが、ダウ・ジョーンズ、ヨーロッパ・テレインデックスの企業の平均的なレベルで成長した場合と比較すると、テレ・デンマークの株主は約480億デンマーク・クローネを逃したことになるという。また情報技術 (IT) 産業などの株の成長率をみても、他のヨーロッパ諸国に比べ成長率が低く、同紙は99年のデ

ンマークの株式市場が通貨統合不参加により低調であったと分析している。

(2) 今後の見通し・参加した場合の影響

国立銀行のボディル・ニューボー・アナセン総裁は99年中より何度も、「デンマークが通貨統合不参加にあることから、デンマーク国民の通貨統合参加への姿勢の変化、デンマークの経済のパフォーマンスの変化 (参加条件の維持が可能かどうか) などを占う意味で、必要以上に経常収支の動向に注目が集まるために為替相場が変動する。それにより金利を調整しなければならず、国立銀行が独自で効果的な金利政策・クローネ防衛などをとることが難しくなっている」とプレス発表の時点で発言している。前出の通り3月に、国民投票が9月28日に行われることが決定し、この状況に拍車がかかると大手銀行の経済アナリストは分析している。

デンマーク第2の銀行であるユニバンク (Uni Bank) のシニア・アナリスト、クラウス・ダルスゴー氏は、「99年末までは、クローネの対ユーロレートは、デンマークが近い将来通貨統合に参加することを、市場が見通して非常に安定したものであった。しかし、これからは3月の国民投票日程の発表を受けて、毎回の意識調査の動向に注目が集まり、レートもそれに伴い不安定になる可能性もある。その上年初から、通貨統合参加賛成派が絶対有利という状況は徐々に崩れてきており、市場は9月28日の国民投票で参加が否認されることも考慮に入れて動き始めるであろう。基本的に国立銀行は、このような市場の為替不安に対し、クローネを防衛するため金利を引き上げることによって対応している。この先意識調査で『反対は急増』などの結果が出て、為替不安が発生した場合、デンマークの金利が上昇する可能性が大いにある。これはデンマーク経済に悪影響を与えるものの、デンマーク国民に対して、通貨統合に参加しな

いたための悪影響を実感させることとなるため、国民投票では通貨統合賛成と投票する可能性が高くなるであろう」と分析している。

デンマーク第3の銀行であるBGバンク（BG Bank）のチーフ・エコノミストであるケル・ホルム氏も、「まず意識調査の結果によって、為替相場が非常に変動してくるであろう。たとえ国民投票で通貨統合が否認されたとしても、デンマークはERMには引き続き参加していくであろうから、国立銀行はクローネ防衛のために金利の調整を行っていくであろう。しかし金利の調整を、意識調査の結果が出る度に行うことはできず、その為に基本的に9月まで金利は上昇を続けるであろう」と分析している。

デンマーク最大の銀行デン・ダンスケ・バンク（Den Danske Bank）経済部門副部長のモートン・キューン氏にもこの点においてインタビューを行ったが、前出の意見に比べると非常に楽観的である。「現在デンマークの長期金利（10年）とユーロ圏の同金利の差は、35ベーシスポイント。デンマークが通貨統合に参加した場合は、これが15～20ベーシスポイントとなると見込まれる。この非常に小さな差は市場がデンマークの参加を確信しているか、それともデンマークの不参加の状態をあまり気にしてないと考えられる。現在意識調査の結果をみると、かなり賛成・反対の差が狭くなっており、これを93年（マーストリヒト条約批准時の国民投票）時の意識調査の結果の変動パターンに当てはめると、次回の国民投票では反対が賛成を大幅に上回り、参加を否認するというシナリオとなる。しかし、現在でもデンマークは、狭い金利差を保持しており、もし金利が上がるとすれば数ある意識調査の結果のほとんどで反対が賛成を『大差で』上回った場合のみではないか」とコメントした。

9月の国民投票で実際、通貨統合参加が承認されれば、デンマークは直ちに参加の準備

を始める。99年11月に経済省が作成した「デンマーク通貨統合参加時のユーロ移行への過程」によれば、国民投票から1年後に通貨統合に正式参加。その後2～3年を、政府・企業などのユーロ移行準備期間としており、その後ユーロ紙幣・通貨の流通を始める予定である。この2～3年の移行準備期間は長すぎると、保守系野党自由党や大企業から批判が続出した。この点について前出のデン・ダンスケ・バンクのキューン氏は、「確かに大企業・金融機関が必要とする移行期間は、2年よりも非常に短いであろう。しかし、現在全くユーロ準備を行っていない商店・小企業などを考えると、2年かかるというのは妥当かもしれない」と述べた。

3. ユーロ導入1年の産業界・企業への具体的影響と評価

デンマークの貿易の3分の2はユーロ圏との貿易であるが、ユーロの誕生・デンマークの通貨統合不参加がデンマーク企業に与える影響は非常に小さなものである。デンマークの大手企業であるマン・B&W・ディーゼル（MAN B&W Diesel：エンジン製造）、FLSインダストリーズ（FLS Industries：セメントプラント供給）、ノボ・ノルディスク（Novo Nordisk：製薬）にインタビューを行ったが、どの企業もそろって「ユーロ導入は単に今迄扱っていたユーロ諸国の通貨に1通貨が増えただけである。その上将来的にはその通貨がユーロに集約されるため、現行の為替変動リスク・為替手数料を軽減できる。これは非常に有益であるが、今のところデンマークが未参加であるための悪影響はほとんどない」と回答した。FLSインダストリーズ（99年総売上209億9,300万クローネ、純利益25億4,000万クローネ）では、ユーロ導入による為替手数料・通信料金などの節減額を、2,000～3,000万クローネと見込んでいる。

インタビューを行った限りデンマークの通

貨統合不参加による悪影響をデンマーク企業
があまり感じていない理由を、前出のデン・
ダンスケ・バンクのキューン氏に尋ねたところ、
以下の回答を受けた。

現在、ユーロ圏の企業の総売上の10~12%
が輸出に依存するのに比べ、デンマーク企業
では30~35%と非常に高い比率となっている。
そのためデンマーク企業は、ユーロ圏などの
企業に比べ、為替変動リスクなどへの対応に
は慣れている。その上デンマーク政府が83年
から行っている非常に狭い変動幅をもった固
定相場制も、為替変動リスクを軽減させてい
る。確かにユーロの誕生により、ユーロ圏内
での価格差が消費者にとって一目瞭然となり、
競争が厳しくなっている。その上デン
マーク企業は為替変動リスクに対応しなけれ
ばいけないというのは、非常に重荷のように
見受けられるが、各企業にとってはインター
ネットがもたらす世界的な競争激化に比べれ
ば小さいものなのである。

4. ユーロへのこれまでの対応

デンマークの大手銀行であるデン・ダンス
ケ・バンクやユニバンク (Uni bank) など
は、顧客である大手企業を集め97年頃から
ユーロ対策委員会を設立、99年から導入され
るユーロに対して企業はどのような取り組み
を行えば良いかというレポートを作成し、銀
行・企業が共同作業でユーロ対応に取り組ん
だ。レポート作成過程において重要視された
のは、経営システムのユーロ対応 (請求書の
発行など)、ユーロに関する社内教育、それ
まで持っていた外貨口座に加えユーロ口座を
開設する際の注意である。デン・ダンスケ・
バンクのキャッシュマネージメント部長補佐
のクラウス・ヨハンセン氏によれば、「同銀
行の顧客企業は十分な準備を行い、99年初か
ら問題なくユーロ対応を行っている。また欧
州委員会がユーロ導入直前に行った企業・金
融機関ユーロ対応調査の結果でも、デンマー

クが通貨統合不参加にもかかわらず、デン
マーク企業・金融機関の対応はドイツ・フラ
ンスなどに比べ非常に進んでいた」とのこと
であった。

インタビューを行った大手企業3社は、す
べてユーロ対応を行っている。しかし、ユー
ロの使用頻度は、各企業によって異なる。

マン・B&W・ディーゼルは、為替リスク
を最小に抑えるために、EU内の企業宛の
請求書はユーロ建てで作成するほか、部品
調達の支払いについてもできる限りユーロ
建てで行っている。

FLSインダストリーズに関しては、基本
的に欧州以外との取り引きが多いため、米
ドル建てが多い。ユーロの使用に関しては、
相手の希望により対応を行っている。

ノボ・ノルディスクでは、子会社との間
ではユーロ導入前、ドイツマルク、フランス
フランでの取り引きを行っていた。現在は
ユーロまたはフランスフラン、一部の顧客
に対してはユーロ導入前同様、顧客の希望
する通貨で取り引きを行っている。

このように一部企業ではユーロ導入にか
かわらず、ユーロ圏内の通貨で取り引きを行
っている企業もあるが、これについて前出の
デン・ダンスケ・バンクのヨハンセン氏は、
「これは単に慣れの問題である。海外取引の
場合は、今まで外貨口座にユーロ圏の自国通
貨で入金がなされていた。しかし、新しい
ユーロ口座は従来の外貨口座番号とは別の番
号となるため、多くの顧客が従来からの外貨
口座へ入金を行っているからである。また
いわゆるEU内の大国であるドイツ、フランス
などの企業で特に、自国通貨での支払いを望
んでいる企業が多くある」と説明している。

インタビューを行った企業から、ユーロ導
入が与えた経営方針などへの影響を尋ねた
ところ、ユーロ会計システムの導入、社内教育、
ユーロ口座の開設以外で、仕入れ業務・生産
業務、資金調達などどこにも大きな影響を受

けておらず、ユーロ導入前と変わっていないという回答を受けた。

5 . 今後の具体的対応

2000年9月28日の国民投票で、デンマークの通貨統合参加に合意した場合には、2002年に通貨統合参加となる可能性が高いため、これに向けたさまざまな対応を、各企業とも既に計画している。

各企業が、ユーロ圏との取引が多いか、それとも国内市場のみを相手にしているかによって、対応は変わってくる。

ユーロ圏との取り引きが多い会社にとっては、ユーロ導入への準備は非常に容易である。99年初のユーロ導入時に既に企業は、経営システムの中で請求書発行や海外取引（対ユーロ圏）の部分に関しては既に対応済みである。基本的には、国内取引、会計部分のみにおいて変更を行う必要がある。このタイプの会社が通常利用しているナビジョン、コンコード、SAP、オラクルなどの経営ソフトでは、該当部分をユーロ対応にすることが容易なため、ユーロ導入準備はユーロ誕生時の対策、Y2K対策に比べても非常に容易になる。

ノボ・ノルディスク、FLSインダストリーズでは、デンマークの通貨統合参加が決定すれば、デンマーク本社の会計システムをユーロ建てに変更する予定でいる。両者とも通貨統合参加国の子会社の会計システムと同じものを本社でも利用することになっている。そして、本社の決算報告書をユーロ建てで作成するのは2002年からの予定であるという。

国内市場のみの取引を行っている企業は、ユーロ導入への準備を綿密に行わなければな

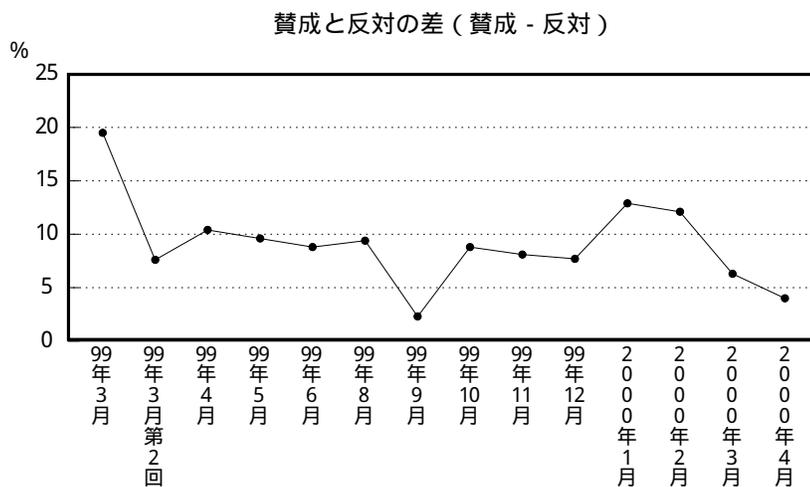
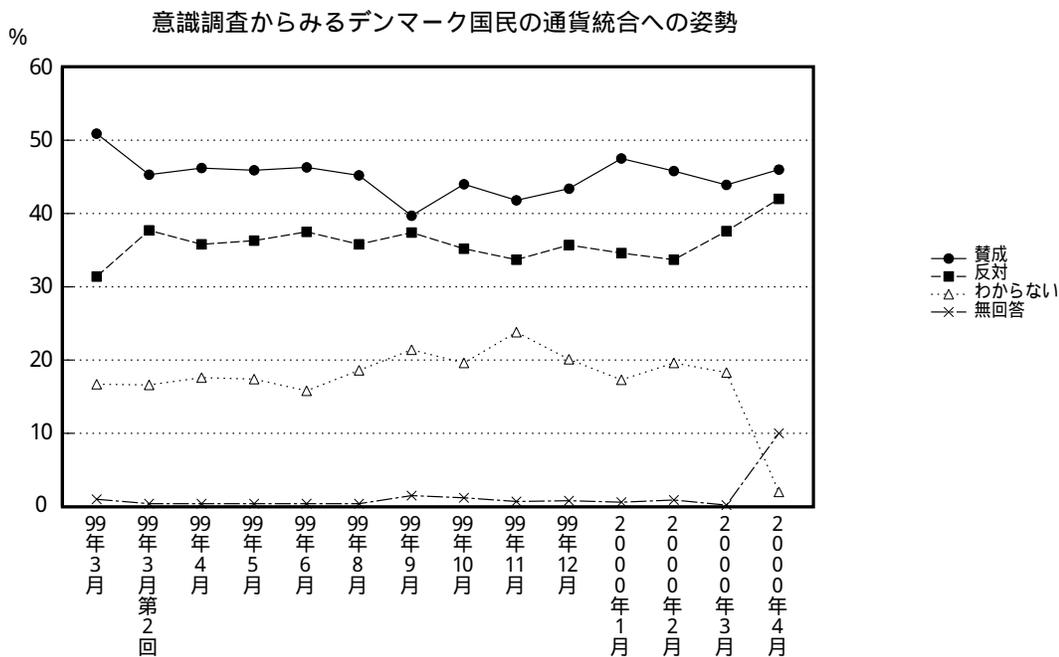
らない。主に小売店・職人などがこの分野に当てはまる。この分野では、99年のユーロ誕生時にはユーロを支払通貨の1つとする程度の対応しかしておらず、今後は会計・請求書発行などのシステムをすべてユーロ対応にする必要がある。

デンマーク全国にスーパーマーケット1200店舗を展開するFDB社は、国民投票で通貨統合参加に合意となれば、仕入れから在庫管理、各店舗のキャッシャーに至るまでのシステムをユーロ対応に変更する作業に、その後直ちに切りかかることにしている。この計画には数千万デンマーククローネを充てて、遅くとも2002年4月には終了する予定になっているという。

FLSインダストリーズ会計部のヤコブ・ピュアウ氏によれば、「当然FLSインダストリーズは通貨統合参加への対応を真剣に考えているが、それと同時に代表取締役などがメディアなどに活発に登場し、我が社はもちろんデンマーク産業全体にとってのユーロ導入での利点を述べることにより、国民投票での通貨統合参加決定を実現するようなキャンペーンにも力を入れていく」と、一部企業では国民投票へのキャンペーンにも積極的に参加していき、デンマークの通貨統合参加を勝ち取るべく活動を行っていく。

上記で述べた通り、意識調査の結果では賛成優勢の状態は崩れつつあり、これから9月28日の国民投票まで通貨統合についての討議は白熱していく模様である。この討議の流れ、またデンマークの経済状況が非常に注目される。

（瀧田敏彰、猪木祥司）



(注) 調査の質問「明日、通貨統合参加批准にかかわる国民投票があった場合、賛成するか、反対するか」
 (出所) グリーンス・アナリユスインスティテュト

ユーロへの対応は徐々に進行 (スウェーデン)

ストックホルム事務所

1. 通貨統合参加を促す要因

欧州経済通貨同盟(EMU)は第3段階に入り、99年1月からEU加盟国のうち11ヵ国でユーロが導入された。スウェーデンは95年にEUに加盟した際に「最終的なスウェーデンの通貨統合参加への立場はその経過、そしてこの条約の規則に従い監視して行く」と一方的に宣言し、同国政府は例え参加条件を満たしてもしばらくの間は参加を思いとどまるとの解釈を行った。

97年10月にスウェーデン政府は同国会に対して、否定的な世論を考慮して、通貨統合参加を思いとどまることを内容とする法案を提出した。98年8月にEU閣僚理事会が参加申請国の審議を行った時には、マーストリヒト条約によると「EU加盟国は収れん条件を満たす場合には通貨統合に参加しなければならない」と規定されていたので、スウェーデンの立場は条約違反であり、EUにとって大問題となる危険性を内蔵していた。しかしEU閣僚理事会ではスウェーデンの為替が安定していない(為替調整メカニズムERMに2年加盟義務がある)との理由で参加条件を満たさないと判断し問題を回避した。イタリアが国家予算赤字で問題がありながら通貨統合参加が承認されていたことから、スウェー

デンが通貨統合参加の意思を当初から明らかにしておけばEU閣僚理事会では好意的な判断を下し、参加が認められたであろうといわれている。

スウェーデンにおける通貨統合参加についての主な論議は以下のとおりである。

(1) 大企業への影響

スウェーデンの大企業は国際化が進んでいるので通貨統合の影響は、中小の輸出企業と比較して少ない。ユーロの出現により大企業では、効果的な資本運営、資本取引費用の削減、ユーロでの起債が可能となり不参加になっても影響が少ないとみられる。

(2) 伝統的産業界への影響

基礎産業として金属産業、林業、鉱業、化学産業などがあり、スウェーデンの工業生産の4分の1、輸出の3分の1を占めている。この産業界はドル依存が高く、もし通貨統合に参加する場合、ドルに対してユーロ高になると不利となるとされる。しかし調査ではドル依存はそれほど高くないとの結果が出ている。

(3) 中小企業への影響

大企業と違って中小企業はクローネの変動

に対処するだけの能力がないため、通貨統合参加により支払い、受け取りでのリスクを避けることができる。また通貨統合不参加の時には、低金利のユーロ金融市場での資金調達が不可能になり、スウェーデン国内の高い金利で資金を調達する必要に迫られる。また為替リスクを負うことから、ユーロ圏内での価格競争でも、その分だけ上積みする必要に迫られるので不利となる。

(4) 電子商取引への影響

国境を超えた電子商取引が行われている中でユーロの導入により価格比較が容易となるため、消費者による選択、企業による供給業者探しが一層容易となる。同時に国際的な電子商取引ではドルが基軸通貨になっているが、ユーロの登場によりEU域内での取り引きが活性化され、スウェーデンにとっても通貨統合参加によりEU内部の競争に参加できるようになる。

(5) ユーロ導入による金融システムの合理化

99年1月1日からユーロ圏ではユーロ通貨取引が始まっており、スウェーデンでもユーロで株価を表示しているが、ユーロを導入すると価格計算の回避、そのほかの合理化は計り知れず、同時にスウェーデン株に対する国際的興味が高まる。既にユーロ圏で活動している大企業では通貨統合不参加でもユーロで起債し、銀行サービス、国境障壁の除外された取り引きの利点を享受できる。一方、国内市場を主とする小企業ではユーロの持つ利点を十分に引き出せない。

(6) 通貨統合不参加によるユーロ支払決済システムの利用制限

EU域内での支払いを迅速化するためにユーロ導入と同時に決済システムTARGETが導入された。これにより、瞬時に支払いが可能となった。EU加盟諸国はその制度を利

用できるが通貨統合に参加しない場合、制限が生じる。中央銀行にとっては例えばユーロ圏で資金調達をする場合、最高10億ユーロまでしか借りられず、同時にその担保としてスウェーデンの有価証券を使用できない。

(7) 取引費用の削減

スウェーデン産業連盟のヨナス・フリックルンド氏は「為替での取引費用は1,300億クローネになり、試算したとおり、そのかなりの費用が通貨統合参加で節減できる」と述べている(産業連盟、2000年2月会員雑誌)。

(8) ユーロ市場への接近

スウェーデンの全輸出の64%がユーロ圏に輸出されている。さらに東欧、北アフリカなどがユーロに連動されるとその地域での市場取り引きにおいて、ユーロ利用により、ほかのユーロ諸国と同等の条件で競争が可能となる。

(9) 政治的行使力の制限

EU経済蔵相会議の前に、通貨統合に参加している11カ国の蔵相が実質的な討議、決定を行い、そのあとに公式に同会議で決定されることになるのでスウェーデンが通貨統合に参加しない場合には政治的影響力を行使できなくなる。

社会民主労働党の臨時党大会(2000年3月12日)では通貨統合参加案を3分の2の支持で可決したが、これは2001年前半期にEU議長国を務めるスウェーデンにとっては、ブリュッセル、そして本国での活動の余地を与えるものであった。しかし同時に国民投票を行うことを総会で決定したことは、自由な行動の余地を得ようとする党執行部にとっては敗北であった。この決定はすぐに通貨統合参加につながる可能性を少なくし、政治的には2002年秋の総選挙以前に国民投票が実施される可能性をも少なくしている。まず社民党が

総選挙で勝利し、そのあとに国民投票で確実に参加合意を勝ち取るようとするだろう。通貨統合問題を総選挙で意識的に避け、通貨統合参加に否定的な女性有権者、特に公務員を左翼党に奪われることを避けるためだ。

今回の社民党大会で、執行部が通貨統合参加を希望していることは一層明らかになっている。2002年まであと2年の時間的余裕ができたので、その間にスウェーデン政府は通貨統合対応を図る計画とみられる。

2. 通貨統合未参加による経済への影響

(1) マクロ経済面

99年1年の期間ではユーロ未参加による影響を計測するには短すぎる。また、そのほかの影響、例えば国内での景気の上昇、情報技術(IT)活動の進展などが含まれるので、マクロ経済面での切り離した分析が困難である点では専門家の間で一致している。

しかし1節で指摘したさまざまな要因の効果を考慮して、NUTEK(産業技術開発庁)では生産、雇用の面からの通貨統合による帰結評価を行っている。99~2005年までに国民総生産は通貨統合参加、不参加にかかわらず、年間100億クローネ高くなると同時に、不参加となる時よりも300億クローネ高い値が達成されると評価している(Konsekvenser av EMU för svenskt näringsliv、「スウェーデン産業界にとってのEMUの帰結、99年3月11日」)。

(2) 直接投資面

対外投資の流れを追ってみるとスウェーデンから海外への投資は88~90年にEU諸国向けが急激に増加し、同時にわずかながらであるが北米、そのほかアジア地域への投資が実施された。多国籍企業はその中で領域内取引に大きな意味を持つようになっている。特に85年以降にEU諸国が内部市場を設立する動きをみせてから、スウェーデン国際企業の

EU地域に対する投資活動が活発化していた。しかし91年以降、急激に投資が減少している。それは91年以降のスウェーデンの金融危機と深い関係があり、海外投資が全体的に減少していたためだが、EU地域に対する投資も減少しており、スウェーデン大企業のEUへの投資活動が一巡したとみられる。今後は中小企業の対外投資が盛んになると予想されているが、通貨統合参加待ちの面が多い。

対内直接投資面では99年は大きな変化はみられていないが、スウェーデンに対する投資がユーロ以外の理由でみられるようになってきている。その一例をみると、スウェーデン企業の国外流出が議論される最近、米国のフレクトロニクス(Flextronics)がスウェーデンに直接投資を行っている。同社は3年間で7カ所の工場に15億5,000万クローネを投資しており「我々はスウェーデンが製造国として将来性があるとみている」とロニー・ニルソン社長は指摘する。低価格商品はハンガリー、中国で、ハイテク製品はスウェーデンで生産する予定だ。そのいくつかの理由としてスウェーデンが世界で最先端を行く研究開発国であること、先進国の中で生産効率が高いこと、教育水準が高いことをあげている。同社は現在スウェーデンでは、年間5億クローネの売り上げがあり、機械、コンピュータへの投資を行っている。同コンツェルンは4万3,500人の従業員を擁し、売り上げ480億クローネ規模の大企業であるが、通貨統合不参加は投資での問題にはならなかったと指摘している(DI新聞2000年3月2日)。

3. ユーロ導入1年の産業界、企業への具体的影響と評価

為替変動リスクについては大きな影響はみられていない。ユーロ導入後1年足らずの99年12月28日には1ユーロ1.01ドルに下落した。しかしドルに対してクローネも弱含んでおり、スウェーデン、ユーロ圏での価格変動はあま

りない。為替手数料は大企業はユーロ口座を開設しているので影響は少ない。また中小企業にとっては、ユーロは新たにできた1通貨なので手数料はほかの通貨と変わらない。原材料、部品調達についてはドイツ、英国、フランスなどの主要国からの場合、各国の通貨を使用し、ポルトガル、フィンランドからの場合ユーロに移行する傾向にある。価格差収斂問題に関しては、大企業ではユーロ圏内の価格調整の実施が始まっているが、それは市場での動向によるので数年間かかるとみられる（スウェーデン産業連盟の担当者による4を参照のこと）。また賃金格差収斂、競争激化、輸出については時期早期のため、明確な影響がみられていない。

4. ユーロへのこれまでの対応

(1) 基本経営コンセプトの変更

スウェーデンの多国籍企業と国内に重点を置いた中小企業では大きな違いがみられる。ユーロ導入前に、既にスウェーデン大企業のEU地域への展開は終わっている。中小企業の間ではユーロ導入1年足らずであること、同時にその大部分はユーロの直接的影響を受けておらず、基本経営コンセプトの変更はみられていない。

(2) 生産、流通、販売拠点の見直し（集中、分散、再配置）

納品先の近隣に拠点を設けることは、ユーロ導入以前の段階で、既に大企業では実施されている。97年の時点でスウェーデン企業上位20社で既に62万7,129人を国外で雇用し生産拠点を確保している。そのうちのEU諸国では約31万3,000人（49%）、ユーロ圏では22万4,543人（35%）を雇用しており、この傾向は99年でも同様であったとの産業連盟からの報告がある。従業員200人以下の中小企業ではいまだ生産、流通、販売拠点に対する変化はみられていない。ユーロのもたらす通貨、

市場の単一化が1年しか経過していないため、スウェーデン企業に影響を与えておらず、ユーロ導入まで3年間の猶予があることが原因となっている。ユーロへの興味は高まっているが、対策実行までには至っていない。ユーロの影響のほかに、最近のIT産業界の急激な海外進出があり、その面からの分析も必要であるが、いまだその情報がない状態である。

(3) 内外企業（国内、EU内外）との提携、M&Aによる事業拡大あるいは整理、集中
内外企業との提携、M&Aによる事業拡大はスウェーデン国際企業では盛んである。特に92~97年の間にスウェーデンに対する海外からの直接投資額が増加している。ほかの北欧三国、バルト諸国との比較でも、スウェーデンは397億ドルを吸収している。98年にはその傾向がさらに強化されている。またスウェーデン側からは総合保険会社セキユリタスが米国のピンカートンズを買収し世界的企業に成長し2万6,200人の従業員を擁している。また林業に携わるストラがフィンランドのエンソと合併し、本社をヘルシンキに移転させた時の理由は、フィンランドでの優遇課税であった。合併の背景には、世界的生産過剰による競争の激化、業界の再編成がある。そして99年に入るとボルボの乗用車部門がフォードに売却され、2000年にはボルボのトラック部門は国内のスカニアを買収しようとしたが、EUの反対にあって失敗した。合併を試みた理由は企業活動のグローバル化による競争激化があげられ、ユーロの出現も欧州でのトラック、バス業界での再編成を促している。しかし中小企業の間では、ユーロが理由となつての合併、集中は現在のところみられていない。

(4) 価格政策の見直し

通貨統合参加を前にして価格政策の見直し

が懸案事項になってきており、欧州では各国の価格設定ができなくなりつつある。「最近の電子商取引とユーロの進展によりEU市場では同一価格が必要である」とボリン&ストルムベリ（Bohlin & Strömberg、調査会社）のペール・アンドレイ氏は指摘している。同氏はスウェーデンの企業が安く購入することができるように、価格の比較サービスを行っているのだが「スウェーデン企業は購入が下手だ。子会社の持っている利点を利用せず、本社の購入部では各国の名目価格で比較する傾向があるが、本当は実質価格が問題だ。大部分の会社ではEU内で安いものを探す価値がある」と指摘する。

欧州では価格慣習の違いが存在する。英国、デンマーク、ベルギーでは価格の弾力性が高い。このため、これらの国では割引率が高い。一方、スウェーデンでは価格弾力性が低い、品質要求が高い。

スウェーデンでの価格水準はEU平均よりも20%高く、特に上下水道関係の部品、電力卸売り業界でドイツよりも30%、英国よりも40%高くなっている。「ユーロの最大の影響は価格の下向きの収れん傾向であり、地理的相違による価格差別はなくなっている。スウェーデン企業もその動きに適応しなければならない。マイクロソフトは99年6月1日に欧州全体で一律の価格を導入したがそれはスウェーデンでのマイクロソフトの製品価格を引き下げる結果を生んでいる。また、電子商取引が価格下落の動きを助長している」とスウェーデン商業調査協会（HUI）では指摘している。

「最近の主な例はインターネット市場での鉄鋼製品の売買だ。しかし一番安い業者が常に受注するのではない。また、大陸では法的に問題となるような取り引きもある」とHUIのステファン・フォルステル氏は指摘する。企業が価格差別を維持していくためにはブランド商品を差別する必要がある、例え

ば家電大手のエレクトロラックス（Electrolux）では白物電気製品で、高級品にはスウェーデンのヒュースクバン（Husqvarna）を利用し、一般製品にはイタリアのツァヌッシ（Zanussi）を利用している。

しかし見せかけの製品差別で価格の差をつけることは避けなければならない。最近ではスウェーデンのトレトーン（Tretorn）がテニスボールの色を変えただけで各国で違った価格で販売したために欧州司法裁判所によって有罪とされたからだ。「今まで会社の購入部は本社機能の中で困却されてきた部門である。これからは本社の購入機能を強化させ、現地で購入する権限を与え、同時に本社で、市場で売買を行ってきた経験者に中枢機能を与えるべき」とアンドレイ氏は述べている。スウェーデンでは価格政策の見直しが始まったところだ。

（5）ユーロ対応会計システムの導入と原材料、部品調達先、調達方法の変更

政府は企業が決算報告書、資本金をユーロで表示してもよい提案を行い、2000年2月9日には国会で決定、同年3月1日から施行された。現実には2001年から使用されることになると思われるが強制的ではない。対象となるのは、株式会社、経済協同組合、貯蓄銀行、保険会社などで、そのためには会社の定款変更を行い、決算報告書の最終締切日に欧州中央銀行が決定したユーロ、クローネの交換比率を採用する必要がある。同時にスウェーデン国内での課税額はクローネが採用される。ユーロがクローネに変更される時にはスウェーデン政府が為替のリスクを負うことになる。政府は為替換算の際に制度を乱用する現象がみられれば、新たに防止策を提案することになる。同時に他国通貨での表示方法も検討中で、その作業は2001年1月の施行を目指して行われている。

現在、スウェーデンの多国籍企業はクロー

ネとユーロ両表示をしているところが多いが完全にユーロに移行している企業はない(2000年3月3日現在)。またEU域内のスウェーデン企業の子会社はユーロを並行使用しているが、大部分の中小企業でユーロに対する準備は行っていない。特に国内市場が主な企業でそれが指摘される。ただし従来のスウェーデンの決算報告書はEU書式に変更されている。

(6) 資金調達方法の変更

ユーロ導入以降もスウェーデンの個人にはあまり大きな影響は及ぼされていない。中小企業では幾分影響を受けているものの、大きな影響を及ぼすほどには至っていない(スウェーデン中央銀行、99年10月レポート、36ページ)。大企業では資金の流れ、ユーロ社債という点でユーロに対する興味が高まっている。その中で銀行との関係を見直し、所有する銀行口座の構成(ユーロとクローネの比率)について分析しユーロ通貨を効果的に運営しようとしている。銀行を仲介しての対外支払いは、ユーロ加盟国の自国通貨よりもユーロが支配的になっている。

しかしスウェーデンの銀行は恒常的にユーロ取引の情報を収集していないため、実態把握は困難になっている。スウェーデンの銀行では、現在8,000の企業のユーロ口座、そして1,500のユーロ個人口座が開設されている。ユーロ建てによる企業、個人への信用供与は総計22億ユーロにのぼっているが、その大部分は企業のものである。スウェーデンの銀行は、海外の金融機関とともに公社債発行で23億ユーロに関与しているが、スウェーデンの企業によっては国外の金融機関だけの力を借りてユーロ社債の発行を行っているところもあるので、実態の把握は困難になっている。従来から資本取引は自由化されているが中央銀行では市中銀行を通じて実態を把握してきた側面があり、企業に報告義務が出されること

が将来予想される。同時にスウェーデンの市中銀行が、国海外企業の社債発行に大きく寄与し始めているのはスウェーデン国内での資本取引の減少を補填させようとの動きでもある。

(7) 域外企業との為替リスク対策

ユーロは現在のところ、単に新たな1通貨の出現と考えられていることから、従来通りの為替対策やテルミン取引(先買い)がとられている状態である。ユーロをユーロ圏外での取り引きで使用するまでは至っていない。部分的には仏フラン圏の北アフリカとの取り引きでユーロを使用している場合が出ているが、その為替差損はスウェーデン企業が被ることになる。

(8) 人材確保、その他

特に大きな変化、影響はみられない。ユーロ対策では特にユーロ圏と商取引を行っている会社内で、ユーロ担当者を決めるところが増えているがその影響について分析を行い始めた段階で、大企業は除き、全体としてユーロに対する準備はなされていない。教育面ではユーロ専門科目を大学で設置し、企業、官庁への将来の人材養成を図っている。

5. 今後の具体的対応

ユーロが導入されてまだ1年足らずであり、スウェーデン企業の対応は鈍い。大企業ではユーロ担当者を設けて対応を展開しているので影響はないが、中小企業、特にユーロ圏との取り引きがある中小企業の間でこれから影響が出てくると考えられる。産業連盟の調査ではユーロ導入1年後で対応準備中と答えたのがわずか30%である。これから単一市場が推進され、その価格の透明度が高まるにつれて競争が激化してくることから、企業に対して対策準備をするようパンフレット、会報誌、レポートを通じて啓蒙を図っている。なお、

国のレベルでの制度的対応、例えばEU会計システムの導入は順調である。

企業全体では2社に1社がユーロ対策を取り始め、一層ユーロでの取り引きが増えてきている。ユーロ市場で販売を行っている企業の38%がユーロで請求書を発行できる体制にあるが、実際には24%の企業でユーロの請求書を発行している。

しかし依然として5社に1社はその問題さえ取上げていない。スウェーデンの調査機関ユーロネットワークはユーロの準備状況（特に小企業）を97年から調査している。400社以上が対象となりアンケートを99年11月に行ったところ、半数が準備を始めていることが判明した。2年前には7社に1社のみが準備を行っていたことを考えると大きな違いといえよう。大企業でのユーロ対応は進んでいて3社に2社がユーロについて社内で議論を

始めている。2年前では3社に1社の大企業が討議を始めていたにすぎなかった。

現在ではその議論がかなり具体的になってきている。例えば役員会内部、そして銀行との対話や銀行口座の開設、簿記システムの改革、EMUセミナーへの参加、供給業者および顧客とのコンタクトを始めている。また、2社に1社が既に顧客、供給業者からユーロを利用した商談についての問い合わせを受けようになっている。しかし製品に対する競争、価格形成に影響を与えるユーロを戦略的に議論している企業は少ない（産業連盟ユーロニュース、99年3月）

最近、社民党では通貨統合参加を決定したが、その国民投票は2002年後半期に実施される公算が高くスウェーデンのユーロ対応はその間に徐々に進行してゆくだろう。

ユーロの影響は軽微 (ノルウェー)

オスロ事務所

90年代前半から約6年間続いたノルウェー経済の好景気は、98年に入り落ち着きをみせ、98年から99年にかけて安定を示した。石油産出国であるノルウェーの経済は、石油価格の動向に大きく影響されるが、98年の石油価格下落がもたらした影響は記憶に新しい。EU諸国との貿易割合が非常に高く、かつ非EU国であるノルウェーの経済がユーロ導入によってどのような影響を受けたか、各界からのインタビューをふまえ、報告することとしたい。

1. ユーロ導入がノルウェー経済・産業に与えた影響

(1) マクロ経済への影響

ノルウェー大蔵省国際経済部経済コンサルタントのレーネ・サウビック女史に、マクロ経済の影響についてインタビューしたところ、次のようなコメントを得た。

ユーロ導入によるノルウェー経済への影響は、現在見る限りにおいて特にない。ノルウェーのマクロ経済を次の点から分析しても、ユーロによる影響はみられない。

個人消費

99年の個人消費総額は、5,353億2,000万ノルウェークローネ（以下クローネ、1クローネ＝約12円）で、98年の5,241億5,800万クローネをわずか2.1%上回ったにすぎなかった。98年が97年に比べ、3.1%伸びたのに対し1ポイント減となった。98年後半に上がった

た金利が主な要因で、99年の平均労働賃金の上昇率が予想より低く、98年の上昇率に比べて1.5ポイント減であったことにもよると思われるが、ユーロによる影響はみられない。ノルウェー国民がユーロ圏を含めた海外で消費した額を99年1月から4月までの統計でみても、伸びておらず、ユーロ価格表示などの影響は出ていないものと思われる。

設備投資

ノルウェーにおける設備投資は、94年から97年の間好調に伸びたが、98年から99年前半にかけて落ち込みを示した。特に石油関連事業への投資は最悪で、これは石油価格の下落による打撃とみられる。2000年2月に民間のエー・ティー・カーニーが行った調査では、ヨーロッパの大手企業が投資先国を選ぶ場合、非ユーロ圏はあまり魅力的でないという結果も出ている。ユーロ圏の持つ有利な点、為替リスク回避、会計処理上の簡便さ、価格設定、関税やEU内での自由な物の流れなどにメ

リットを感じるからだという。

貿易

ユーロによる影響を語るにはまだ早い。原油と天然ガスの輸出の伸び率は予想より低いものであったが、これは油田開発の遅延と技術的問題が理由と思われる。99年9月には初めて月間の輸出総額が300億クローネを超えた。

物 価

物価は98年、99年ともに2.3%と安定している。過去10年間平均2.4%の割合で上昇しており、これはユーロ圏の平均よりも1ポイント程度上回る水準である。

金融政策

ノルウェー金融政策の第一の目的は、ノルウェークローネの為替レート安定であるが、この目的はユーロ導入後も変わらない。ユーロ圏とノルウェーの金利およびインフレ率には差がある。ノルウェー大蔵省では、長期的為替政策をもってクローネの安定に努めている。

(2) 産業・企業への影響と対応

次にノルウェー経営者連盟（以下NHO）のコメントを紹介する。NHOは、ノルウェー全国に1万5,600社のメンバーを持つ私的企業連盟である。

これまでユーロ対応策として、会員企業にユーロ移行に関する相談や指導を行ってきたが、現在のところ大きな問題はないようだ。しかしこれはECOFIN（EU蔵相理事会）報告にもあるように、60%以上の企業がまだインボイスなどにユーロを利用していないことなど、他国に影響を与えるほどユーロ圏でのユーロ使用が進んでいないからではないかと思われる。しかし長期的にみて、ユーロの影響は避けられないだろう。国際市場での競争はかなり激化し、ノルウェー企業にとって厳しいものとなろう。特にスウェーデン、デンマークの動向が非常に気になっている。両国

とノルウェーは、密接な関係にあり、これら2カ国がユーロを導入する際には、かなりのダメージがあるだろう。その時期までにノルウェー企業は準備と競争力を一層高める必要に迫られると思われる。

また銀行、化学、工業薬品、家具の各産業について、ユーロ導入の影響と対応をインタビューした。

銀 行

デン・ノルスク銀行（Den Norsk Bank）は、ノルウェー最大の商業銀行であり、ノルウェーで唯一欧州自動即時グロス決済システム（TARGET）に支店を通じて参入している。ユーロ導入前の同行の準備は十分で、現在約1,900のユーロ建て口座（企業向け）を確保している。しかし、ユーロ圏のユーロへの関心が伸びないことから、ノルウェー企業の対応にもあまり影響は出ていない。国際的に米ドルで決済する品目が多いことも大きな理由であるが、2002年のユーロ貨幣導入後には著しく伸びるとと思われる。

同行の経営戦略、事業再編検討にも影響はないが、欧州自動即時グロス決済システムに参入していることから、他のノルウェー金融機関と比べて有利に立っていると同行は発表している。

しかしノルウェー第二の商業銀行であるクリスティニア・クレジットカッセン銀行（Christiania Bank og Kreditkassen）に対し、EU加盟国であるスウェーデンとフィンランドにあるメリタ・ノルド（Merita Nord Banken）などから買収提供が現在寄せられており、これが実現すればデン・ノルスク銀行にとって国内市場および海外市場、特に彼らの本拠地であるスウェーデンとフィンランドでの事業展開は苦しくなることから、この合併には反対している。

化 学

ノルスクヒドロ（Norsk Hydro）は、ノ

ルウェー最大の工業コングロマリットであり、ノルウェー政府がその44%の株を所有している。同社グループのユーロ対応コーディネーター、エイナー・バーデ氏にインタビューした。

製品販売市場の64%をEU諸国に頼るノルスクヒドロは、97年からユーロ対応を始め、万全な体制で99年を迎えた。ユーロが導入されてからの1年を振り返り、同社の基本経営方針と戦略に変化はない。この主な要因は、同社の主要輸出・販売製品である原油、ガス、化学肥料やアルミニウムが国際的に米ドル建て決済品目ということがある。ユーロ対応策として99年1月1日から各事業部門がユーロ建てでインボイスを送付でき、支払い、決算管理、価格設定をユーロで行えるよう社内指導してきた。しかしいざ99年を迎えても、EU諸国の取引先からユーロ建てで決済したいという声はあまり上がらなかった。これは予想に反するもので、同社としては、現在よりもユーロ建て決済を増やしたいところだが、取引先の意見もあり、決済通貨としてのユーロの出足は鈍いといえる。

同社の対EU諸国輸出は全体の64%にあたるが、ユーロ圏11カ国がこのうちの40~45%を占める。非ユーロ圏のEU加盟国であるデンマーク、スウェーデン、イギリスへの輸出が全体の約20%を占めていることもユーロへの移行が遅れている理由であるとみている。しかし2002年からのユーロ紙幣・硬貨の導入をもって転換をはかりたいという企業は多い。

また取り扱う製品によって差があることも事実であり、例えばマグネシウムに限れば、同社がEU諸国の取引先と取り交わすインボイスは100%ユーロ建てとなった。国際的米ドル建て決済品目以外では、フランス・フランとドイツ・マルクで決済されるケースが一番多い。同社としては、ユーロによって為替リスク、キャッシュマネジメント、各通貨建ての口座管理が簡素化するメリットを利用

したいと思っている。

98年の原油生産減少と価格の下落によって大きなダメージを受けたノルスクヒドロは、社内リストラ、部門見直しを迫られているが、ユーロによる国際市場における競争激化、価格収れんなどの動きはまだないとみている。しかしEU諸国内にある同社子会社では、各国通貨からユーロへ換算する会計決算システムを整備中で、この開発にかなりの経費を要する模様だと発表している。

工業薬品

ノルドックス(Nordox)は、1962年に設立された会社で、現在57名の従業員を抱える。酸化銅を生産し、殺藻効果剤や殺虫効果剤として船舶塗料、農薬業者向けに、全生産量の95%を世界70カ国以上に輸出している。同社輸出部長のフィン・クヌットセン氏にインタビューした。

同社は日本にも輸出しているが、EU諸国(デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オランダ、ドイツ、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ)に輸出する割合は、全体の30%になる。現在ユーロ建てインボイスは決済全体の30%を占めており、残る70%は米ドルとその他約10種類の通貨である。しかしこれからユーロ建てインボイスの使用は増えていくと思う。特に2002年の紙幣・硬貨導入後に急激に増える、いわゆるキャッチアップ現象がみられると考えている。

ユーロ口座も設けており、各国通貨建ての口座管理が前に比べてかなり簡素化された。しかし99年からのユーロ為替レートの下落によって不利益を被った。ただし原材料である銅は米ドル建てで仕入れており、同時期銅相場の対米ドルレートがプラスに働いて救われた面もある。

今のところユーロへの対応としては、企業経営方針、戦略、事業再編検討案などに全く影響は出ていない。しかし欧州市場内での競争は以前より激しくなってきたように感じら

れる。現在取り引きを進める場合、値段の提示から取り引き成立までにかかる時間は24時間以内である。同社の最大の競合先はドイツにあるため、ユーロ価格での透明性が競争に拍車をかけている。

しかしノルドックスの製品は、世界市場でかなり優位な立場にあり、全世界船舶の20%に使用されているという。今後EUが中・東欧諸国、バルト諸国に拡大されれば、それだけ市場が広がり輸出増も見込まれるので、同社はEU拡大を大いに支持している。

家具

サボ (Savo) は、1945年に設立され、オフィス用椅子を製造・販売・輸出している企業である。サボのビベケ・ミッドゴード輸出部長とヘディ・アンネ・ルンド国際事業部長にインタビューした。

現在同社の主要輸出相手国3ヵ国であるデンマーク、スウェーデン、オランダのうち、オランダとの取引でユーロを使用している。他国からの椅子用布織物の仕入れについてもユーロで決済しており、ユーロ建て口座によりユーロ建ての入金と支払いの全部を管理して為替リスクを避けている。

99年に入ってすぐ、ユーロ建てインボイスを導入したが、社内での移行には広い社員教育が必要であった。

海外市場での競争は、以前と変わらず、特に製品性質上の一番の競合先は、ノルウェー企業であるため、ユーロによる影響はまだ特に出していない。

2. ユーロ導入1年の評価

デン・ノルスク銀行リサーチ・リスクマネージメント部シニアアナリスト、エリック・ラーセン氏にユーロが導入されてからどのような評価がなされているかインタビューした。

ノルウェーでは、ユーロの影響を語るほどユーロは浸透していないのが事実で、実際

に紙幣や硬貨を手にするまで加速することはないと思われる。少なくとも今年秋のデンマークのレファレンダムまでは現状の緩やかな移行ペースを保つだろう。

99年1月に1ユーロは8.25クローネであったのに、2000年1月に入り8.12クローネまで下落したため、ユーロ価格をつけることに不安を抱く輸出業者も多い。しかし単一通貨のもたらすメリットも多い。ユーロが安定すれば、為替市場でのリスクも減り、またユーロ圏経済の安定はノルウェー輸出品の市場安定を意味する。各企業にとっても会計処理が簡易になり、資金調達も容易になるだろう。

一方ユーロのデメリットは、何といたっても国際市場での競争力の激化であろう。価格透明性が増すことによって、値段の交渉に大きく響くことが予想される。

3. EUの東方拡大がもたらすノルウェーへの経済効果

NOHは、「ノルウェーとEU東方拡大」をテーマとした調査を行った。ノルウェーと中・東欧10ヵ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベキア、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア）との貿易は年々増加している。

この調査の結果として、EU東方拡大は、ノルウェーに次の影響をもたらすと予想されている。

- 1) 新規輸出市場の開拓による輸出増額、投資拡大
- 2) より広い地域での公平な競争の促進
- 3) EUの環境政策が適用されることから、ノルウェーの先進的な環境保護技術が活躍
- 4) EUからこれら中・東欧諸国への財政支援を求められる可能性がある
- 5) 2010年までに中・東欧諸国のガス消費量が600億立方メートルから1,000億立方メートルに増えると予想（EUの試算）され、

表1 ノルウェー対中・東欧（10カ国）輸出

92年	25.5億ノルウェークローネ
97年	54.2億ノルウェークローネ

（出所）ノルウェー統計局

ノルウェーもその供給役になる

- 6) 97年度中・東欧諸国向けのノルウェー水産物輸出は150億クローネに達したが、他のEU諸国の競合先の参入により、ノルウェー企業の輸出市場を奪われる
- 7) 農産物の価格低下で、ノルウェー農家への影響が懸念される
- 8) EUの経済再建援助計画（PHARE）のような共同プロジェクトに、ノルウェーも積極的に参加し、これら中・東欧諸国との関係を良くしていく必要がある

4. EU加盟への気運と残された課題

ノルウェーは94年11月の国民投票によってEU非加盟を決定したが、その後の国民感情はどう推移しているのか、EU加盟支持運動団体である欧州運動代表のゲンナー・ポルスタッド氏にインタビューした。

欧州運動は各種広報活動、セミナーなど、EU加盟に結びつくあらゆる活動を行っている。その活動資金は政府、ノルウェー経営者連盟、ノルウェー各種業界団体、個人の寄付から出ている。

94年11月以降、世論は表2のように推移している。

EU加盟論議は2000年3月に労働党が政権を握り、EU加盟に非常に熱心なヤーグラン・ド氏が外務大臣になって、にわかに活気づい

表2 EU加盟に関する世論

（単位：％）

	賛成	反対
94年11月	47.8	52.1
99年1月	53.4	46.6
99年12月	50.6	49.4
2000年3月	48.0	52.0

（出所）アフテン・ポステン紙

（単位：％）

	賛成	反対
94年に賛成だったが今（99年12月時点）は...	84.9	8.4
94年に反対だったが今（99年12月時点）は...	11.8	79.8

（出所）アフテン・ポステン紙

てきた。単独与党となった労働党は、内部でいくらかの意見の不調和はあるものの、党の公式コメントとしてはEU加盟支持を発表している。

ノルウェーでのEU加盟問題は、国民の関心も高く、非常に政治色が濃い。NATO加盟国であるノルウェーがEU自立防衛策にどういった態度をとるかという問題のほかに、EU経費負担が95年の5億クローネから2000年は14億クローネに増額したことは、国民の重税負担の論議を呼んでいる。また伝統的に政府保護下にあった産業（農業、漁業、エネルギー資源など）への影響を懸念する声がかみあい、EU加盟がはたして得策なのか、隣国スウェーデンとデンマークの動向をみつめながらこの加盟討議は続くであろう。

（佐藤良樹）

産業空洞化問題と福祉政策の見直し (スウェーデン)

ストックホルム事務所

スウェーデンでは、企業本社の国外移転に伴う国内の産業空洞化問題の議論が活発化している。政府は移転引き止め自体は行わず、EUの競争原理に抵触しないようなかたちでの援助を行っている。また今後は国内経済を活性化させるため、情報技術(IT)産業を中心とした競争力強化、人材育成を図っていくことを目指している。福祉政策の見直しについて一般世論は福祉水準の低下を望んでおらず、各政党では、福祉社会の効率を高めることに主眼を置いている。最近では公共支出削減が実施されていることから、国民は高福祉社会の維持が困難になりつつあることを肌で感じている。

1. 産業空洞化の現状と問題

(1) 有力企業の国外移転と移転の背景

スウェーデンは長年、大企業が経済の中心を占めてきていたが、最近一層スウェーデン的性格を喪失している。国内市場の比重が一層小さくなり国外市場に大企業が依存するようになっているからだ。それは大企業にとって20~50カ所の工場移転、50~100カ所以上にわたる国外への進出を伴うこともあり、多国籍企業化を意味する。

スウェーデンの国際的企業は93年以降、会社総数の7%にすぎないが産業界の労働者の70%を雇用し、急速に国際化が進んでいる。一方、小企業(従業員50人以下)の数は多く産業界全体の30%の労働者を雇用している。

スウェーデンの国際的企業(上位20社)は国内では18万5,174人を雇用し、国外では倍以上の38万9,275人を雇用していた(97年)。そのほかの中小企業での雇用を含めるとスウェーデン産業界全体では66万7,000人を国内で雇用している。一方国外では62万7,129人を雇用しており、従業員の48%が国外の社員によって占められている。同時に外国企業によって雇用されていたスウェーデン人労働者は30万1,069人だったので、スウェーデンの国外での雇用は外国企業のスウェーデン国内での雇用のほぼ2倍となる。

スウェーデン国際企業(上位20社)の移転先を従業員数からみると次のようになる。(97年の数字、産業技術開発庁Nutek、「国際的企業」51ページから抜粋)

スウェーデン企業の国外での雇用者数

国名	従業員数
米国	94,837
ドイツ	71,724
英国	55,286
フランス	38,422
デンマーク	33,276
イタリア	33,058
ノルウェー	28,544
フィンランド	24,538
スペイン	19,616
ベルギー	19,081
ブラジル	18,426
オランダ	18,104
ポーランド	11,133
オーストリア	9,939
カナダ	9,865
その他	141,280
合計	627,129人

外国企業のスウェーデン国内での雇用者数

国名	従業員数
米国	51,138
オランダ	34,905
スイス	34,425
フィンランド	33,685
英国	32,865
デンマーク	30,020
ノルウェー	28,856
フランス	21,732
ドイツ	17,467
日本	3,415
キプロス	2,419
オーストリア	2,003
ベルギー	1,740
サウジアラビア	1,035
イタリア	841
その他	4,523
合計	301,069人

地域別では欧州、米国に集中していることがわかる。最近の傾向として96～97年の間に東欧、米国で雇用を増やし、あわせて1万6,000人の雇用が増加した。大きな特徴として、人件費の安さを利用した東欧での工場設置、企業買収が目立っている。米国では市場に近接することが理由だ。アジアでの雇用は増加した一方、EU地域では1万1,000人の雇用減少がみられ、スウェーデン国内では2万2,000人の雇用が減少した。生産拠点の決定は立地条件、西側市場に近いこと、自国内での需要が喚起されること（ポーランドの自動車工場がその例）、優遇政策がとられていることなどが要因となっている。

スウェーデンの国外での雇用は、産業界、サービス業界ともに大手企業が主として行っている。製造業ではエレクトロラックス（Electrolux、家電）、エリクソン（Ericsson、テレコム）、SKF（ボールベアリング）、ボルボ（Volvo、自動車）、アトラスコプコ（Atlas Copco、機械）、スカニア（Scania、トラック）などが国外で製造・販売での雇用

を行っている。またサービス産業ではヘネス & マウリッツ（Hennes & Mauritz、衣料品販売）、セキリティス（Securitas、警備保障会社）が小売店店員、警備人の国外雇用を大々的に行っている。

以上はあくまで生産拠点を主とした議論であったが、最近では本社そのものを移転する動きが顕著になってきた。そのきっかけを作ったのがABB（アセア・ブラウン・ボベリ、重電）のスイスへの移転（89年）であり、そのあともファーマシア & アップジョン（Parmaia & Upjon、製薬）の米国（ニュージャージー）への本社移転、ストラ（Stora、製紙）のフィンランドへの移転、アストラ（Astra、医薬品）の英国への移転、エリクソンのロンドンへの移転（99年）が続々と発生した。本社移転にはその形態から3つのカテゴリーに分けられる。1つはコンツェルン首脳陣が移転するものでスウェーデン企業としての性格が失われる。その例としてイケア（Ikea、家具）、テトラパック（Tetra Pak、包装材）があげられる。その

移転理由は相続上の課税を軽減するため、それぞれデンマーク、ルクセンブルクに移転、スウェーデンでの株の上場は考えておらず完全に多国籍企業化している。2つ目は本社機能を移転することである。本社機能移転の多くは金融、人事、広報、法務部門の移転であるが、場合によってはIT、研究部門も含まれる。アクゾノーベル（Akzo Nobel、化学）が94年に誕生した際に、スウェーデンにあったノーベルの本社機能のうち金融部門だけがアクゾ（オランダ、アルンヘム）の本社に移転した。アセア（改名後はABB）は89年にスイスのブラウン・ボベリと合併した際にスイスに本社を移転させている。理由としてブラウン・ボベリのほうが大きかったこと、金融の中心地としてスイスがふさわしかったことがあげられる。3つ目には、登記上、国籍を移転させるケースである。ストラはフィンランドのエンソ（Enso、製紙）と合併した折に本社をヘルシンキに移転させたが、株の配当への無税が要因だった。同様にメリタ・ノルド（Merita Nordo）銀行も同じ理由でヘルシンキに本社を置いた。後述2社ともに規模的にはスウェーデン企業のほうが大きかった。アストラは英国のゼネカ（Zaneca）と99年に合併したが実態はゼネカに吸収されたかたちで、金融の中心地ロンドンが、グローバルな事業展開上、有利と判断したためである。最近の事例では本社の移転にそれぞれ理由があるが根底には企業活動のグローバル化がある。

（2）企業にとっての主要移転先、移転先の魅力と移転のメリット

移転の例には本社、生産拠点、研究所移転が考えられる。以下、それぞれのケースでの移転先やその魅力などを考察する。

本社の移転

「エリクソンはロンドンに移転する計画」

とか「ファーマシア&アップジョンはニュージャージーに本社の移転を計画」などの見出しが目立つようになっている。

スウェーデンからの本社移転先は西欧（ロンドン、ブリュッセル、フランクフルトに集中）および米国に集中、その理由には大きく分けて次のケースが考えられる。

1. 顧客への近接の必要性
2. 供給業者との関係強化
3. ライバル企業への近接
4. 研究開発の中心地への進出
5. 法人税の低い地域への進出
6. 個人所得税の低い地域への進出
7. 経済政策上、有利な地域への進出
8. 交通の便の良さ
9. 合併による移転
10. 買収による強制移転、傘下コンツェルンの拡大に伴う本社の移転

移転例を分析するといくつかの理由が重複している場合が多い。産業連盟調査協会（IUI）が行ったスウェーデン上位50社を抽出したインタビューによると、一番大きな比重を占めていたのがスウェーデンの会社首脳陣自身の勤労所得に対する課税率の高さ、そして交通の便の悪さであった。同国の累進課税率は他国と比較して高く、月給1万8275クローネ以上の所得では、国税（20%）が加わり平均課税率は52%となる。それ以下の所得では平均31～50%の課税率（地方税）となる。例えば英国では所得税はスウェーデンよりはるかに低く、企業首脳陣にとっては英国への移転が大きな魅力となっている。またストックホルムはロンドン、チューリヒと比較すると国際空港としての乗り継ぎの便がはるかに悪い。欧州の北に位置しているとの心理的要因も無視できない。企業の合併、買収、傘下コンツェルンの企業拡張による本社移転は外的要因のものである。そのほかに顧客への近接性が重要であると答えたものも多かった。70年代のスウェーデン企業の国際化時の

雇用流出問題では、国外進出が国外市場でのシェアを確保し輸出を増大させると考えられていたので、国外進出の理由は違ってきている。大企業50社のうち今後3年間に本社を移転しないと答えた首脳陣は79%、残り21%は考慮中、あるいは実施中か実施済みとの答えであった。

生産拠点の移転

生産拠点を移す理由には税率が低いこと、費用削減、市場への近接、受け入れ国からの生産設備設置要求、スウェーデン国内での環境規制強化、グローバル市場の観点からの地域市場の強化、物流上有利な位置への進出などが考えられる。アイルランドは、海外からの投資誘致に低い税率をインセンティブとしておりスウェーデンの家電工場が進出している。また費用削減では人件費の安い東欧に対する進出が最近盛んだ。ABBはポーランド、ハンガリーなどに進出している。スウェーデンの企業は90年には東欧ではわずかに700人しか雇用していなかったが、97年には4万6,800人を雇用するようになってきている。進出の大部分は製造業であるが最近では金融業界の進出も盛んになっている。市場への近接と理由から米国への進出が盛んだ。スカニアトラックは米国で工場を操業させているが、その理由としては国外企業としてのイメージ刷新(地元企業化)、納品のタイムラグの短縮などがあげられる。ボルボトラックはブラジルでトラック組立てを行っているがそれはブラジル政府の要求でもある。また自国内での環境規制が激しく、より規制の少ない国への進出、グローバル市場の観点から地域市場での強化を行うために生産拠点を進出させるなどが考えられる。ボルボはタイで乗用車の組立てを行っていた。人件費の安さに加え、タイに工場を進出させることで同国側の要求に沿ったものである。物流の流れから市場に卸しやすい場所も進出先として考えられる。

事務用品メーカーのエッセルテ(Esselte)が最近ポーランドに書類とじ工場を取得しスウェーデンから生産の拠点を移したが、同じように人件費の安い東欧の中でポーランドを選択したのは西側諸国、スウェーデン、ロシアへの輸送のかなめにあるためだった。

研究所の移転

スウェーデンは研究開発に最も力を入れている国であり97年にはGNPの3.9%に相当する額が研究開発費に支出された。これはOECD諸国中でも最高であり、その後日本、韓国が2.8%が続いている。この傾向は一層増大する傾向にある。研究開発は企業の生き残りの鍵である。95~97年の間にスウェーデンでは研究活動(研究日数×研究員)で10%の伸びがみられたが、同時期の国外研究活動は36%増加した。97年のスウェーデンの上位産業企業20社をみると同国内での研究が全体の61%を占め依然として比重が高いが国外においては米国、英国、ドイツ、イタリア、オランダの順で活発だ。国外のスウェーデン企業で研究開発に携わる人数は1万7,600人であったが、スウェーデンにおける国外企業で研究活動に携わる人数は8,500人である。

研究所の設立理由には、研究員を確保しやすいこと、政治的理由などがあり、必ずしも費用面から立地がなされるわけではない。98年にエリクソンが中国に携帯電話の開発研究所を設ける構想(現在は中止状態にある)を持ったことがあったが、それは自国の研究レベルを上げたいとする中国側からの要請でもあった。同社では市場の開放を進出の交換条件にあげていた。有能な研究員を確保しやすい点では米国のシリコンバレーが特筆され、エリクソンが研究所を設けているのはこのためである。またエリクソンのライバルのノキアがスウェーデンのシリコンバレーといわれるシスタに研究所を開設したのは、携帯電話

の研究員を確保しやすいこと、ライバルのエリクソンの動向を注視することが理由であった。経済的理由が移転の理由となることは希である。

(3) 企業の移転に伴う地元産業、財政、雇用などへの影響

企業移転には本社移転、生産拠点の移転、研究所の移転があることを指摘したが、本社移転では比較的人数が少ないため、生産拠点の国外移転と比較して地元産業に対する影響は少ない。本社社員は比較的容易に転職できるが、工場労働者は失業した時に容易に転職できないという面もある。しかし本社移転が雇用の機会を減少させる点は否めない。情報技術(IT)技術者、専門職が多いことは社会全体の知識水準に大きく影響する。特に金融活動などがロンドン、ニューヨークに移動することは、長期的にみてストックホルムの金融、株式市場の機能に否定的な影響を与えるようになる。そして法人税が減少することも国家歳入にネガティブに作用する。従業員11万4,000人を抱え世界で活動を行っているセキュリタスは、99年8月6日に本社をロ

ンドンに移転させる決定を行ったが、首脳陣の移転は国税庁にとって大問題でボーナスの数億クローネの一部は英国で課税されることになり、その分だけスウェーデンの税収減となる。

99年にIUIではスウェーデン上位企業50社のスウェーデン本社での雇用効果を分析した。これによると本社社員(6,600人)の雇用額(人件費)が91億1,700万クローネ、外部の会社への依頼、発注(法律依頼、ITサービス、清掃会社などのサービスを含む)額が63億8,700万クローネになると概算している。また業界1人当たりの年間売上額を利用して換算すると外注企業での雇用者数は5,312人となる。表1を参照のこと。3年間で移転を計画中の企業(21%)の本社が移転してしまうと本社員の1,400人、外注企業の1,100人が移転、あるいは失業することになる。全スウェーデン企業は規模的に10倍なので2万5,000人の雇用が危うくなる。それは年間8,000人の雇用を失うことを意味することになる。

しかし地元産業に最も影響を与えるのが生産拠点の移動だ。工場に勤務する工員からの

表1 スウェーデン上位50社の財、サービス購入、98年

(単位100万クローネ)

	本社社員の雇用額 (注1)	外注企業からの 購入額(注2)	業界1人当たりの 年間売上額	雇用者数(人) (注3)
資本管理	464	170	1.6	106
会計事務所	210	194	1.0	194
法律サービス	752	402	1.0	402
マーケティング	1,228	691	4.6	150
研究開発	724	502	1.1	456
生産コンサルタント	130	97	1.8	54
教育	443	291	1.0	291
ITコンサルタント	4,079	2,959	1.4	2,114
その他サービス	1,089	1,081	0.7	1,544
合計	9,117	6,387	1.2	5,312

(注1) 本社社員の人件費など

(注2) 外部の会社へ依頼発注している額

(注3) 外注企業での雇用者数(外注企業からの購入額/業界1人当たりの年間売上額)

[出所] IUI99年報告

税収がなくなり、また、移転することにより代替雇用の機会が生じないと、失業会計支出増加につながるため、公的財政はダブルパンチの影響を受ける。同時に地域での勤労者に対するサービス業や工場に対する納品業者の打撃、その従業員の失業という大きな影響を地域社会に与えることになる。ボルボは最近、乗用車部門をフォードに売却したがその結果、下請け企業での部品生産が縮小されるのではないかとの危惧が生まれた。スウェーデンの雇用の8分の1が自動車業界およびその下請け業者で創出されているといわれ、大きな社会不安を生み出している。フォードの社長は、ボルボが従来通りの活動を続けることを約束し交通安全対策研究所をボルボの中心地ヨテボリに置くことを約束しているが部品に関する下請け業者への安定発注の約束はしていない。

(4) 政府、自治体による移転引き止めのための対応・措置

本社移転が続き、スウェーデン企業が持つ企業環境が最近議論されるようになってきている。そこでは、スウェーデン、外国の研究機関による企業環境議論のきっかけを作ることにもなった。しかし、その企業環境についての意識調査では環境が改善されたとみる企業、悪化したとみる企業がそれぞれあり、企業環境に対する概念は一定ではない(スウェーデン産業技術開発庁、「あいまいな企業環境の概念について」、De gäckande begreppet näringsklimat 63ページ)。10年程前には企業環境、産業環境は未知の概念だった。88年になってメディアに報道されるようになり92年の景気後退の際に議論が始まり現在に至っている。それは将来のスウェーデン経済に対する不安の現われともみることができ、同時に経済成長に対する興味が高まっている。良い企業環境と高い経済成長が密接な関係を持っていることがわかる。しかし企業環境に

は明確な概念はなく、強いて言えば企業活動の前提条件と規定されるだろう。その中には人為的要因と非人為的要因が考えられる。人為的要因には税金、労働法、株の配当金に対する二重課税問題、競争法、学校、医療、そのほかの公共サービスが考えられる。さらにインフラ、学校教育での企業活動に対する積極的な評価、産学提携などといったソフト面の企業環境もその要因に含まれる。一方非人為的要因には景気の動向がある。またある企業環境が1社に好影響を与え、別の企業には悪影響を与える場合もあることが価値判断を困難にしている。また数千人を有する大企業とスタートしたばかりの個人企業とでは、良い企業環境という概念は違ってくる可能性が大きい。株主の配当に対する要求も企業環境であり、企業内環境も企業環境の一部といえる。

企業環境はその社会の雰囲気によって作られることも事実だ。議論そのものが企業環境を作り出す場合もある。特に国外からの評価がスウェーデンに大きな影響を与える場合があり、それに対してスウェーデン企業は敏感に同調、反応する傾向が強い。

また良い環境が作られても同時に否定的な態度によって打ち消される場合もある。スウェーデンのインフラ、例えば電話の完備、優秀な技術者の存在などが同時に、欠勤率の高さ、電話代の高さで否定的に評価される可能性もある。高い税にしても、産業界では減税が産業活動を有利にすると主張するが、労働組合では税が社会の貧富の是正・均衡を保っていると反論する。企業環境についての議論を聞く場合、何をもとに論議が展開されているのか良く知る必要がある。

政府、自治体による移転引き止め策は、産業の人為的要因を改善することであるが、直接、個別企業に対して行うことは、内外の競争上、貿易政策上の観点から制限がある。つまり競争を歪める恐れがありEUの競争の原

則に反する場合もあるからだ。具体的手段には企業への直接補助、ローン、税法上の優遇、ローンへの保証、研究開発援助、エネルギー・地域産業振興政策、小企業補助金、失業者雇用補助金（失業者を雇用すると半額が補助される）などが利用されている。また最近の具体的な政府の対応例として、スウェーデンの累進課税率の高さにより国外からの技術者を同国企業が招致しにくくなっていたことがハイテク企業のエリクソン本社CEOによって指摘され、その結果、国外の専門家に対する減税特例措置が導入された。またアイルランド、シンガポールなど法人税が10%の国で活動している金融会社からの配当金は無税扱いされることになり、エリクソンの本社をスウェーデンに引き止める政策に一役かっている（99年11月15日付けDagens Industri紙）。

スウェーデン政府は企業の国外移転は事業活動のグローバル化の現われであり、仮にキャピタルゲインに対する税率を下げてても国外移転の動きに影響を与えることはできないとみている。また減税はできない政治的背景がある。しかしスウェーデン人の68%は、スウェーデン企業が本社を国外に移転することは問題であり、99年1月にフォードがボルボの乗用車部門を買収することになった際、世論の反応として政治家の責と答えたものが46%にのぼり、企業の税を引き下げろと主張している。しかし法人税は既に28%に引き下げられ、実質的な支払いは15%となっており、欧州で最低の部類に入る。残りは勤労所得税、キャピタルゲインに対する税、雇用者税の引き下げしかない。その引き下げは直接国家財政を脅かすものであり、企業への減税を支持するものが同時に社会サービス（医療、養育、老人看護）の規模縮小を支持するかどうかは疑問だ。答えた市民自身に矛盾がある。企業移転は労働組合の責と答えたのは1%にすぎなかった。

（5）今後、国外移転が伝えられる企業と移転の概要

本社移転の例ではボルボの乗用車部門のケースが考えられよう。同社は99年1月フォードによって買収されたが、その本社機能ははまだヨ・テボリイにある。フォードはボルボの持つ交通安全対策研究所を高く評価し、フォード全体の安全技術開発の中心にすることを明らかにしているが、そのほかの本社機能、例えば資金運用をヨ・テボリイでするかどうかは未定で、将来の資金運用は米国のフォード本社に移されることが考えられる。

また自動車業界に座席シートを提供しているポリエステーネ衣料会社では、ブラジル、ポーランド、ポルトガルに工場進出を計画、フォードのボルボ乗用車買収で、両社に製品を供給しているポリエステーネは有利になるとみられる。目標は数年で売り上げを3億2,000万クローネを10億クローネに上げることであるが最近ではさらにドイツのマントラックからトラックの運転席の内装をまかされた。国外進出は国際競争に対処するものである。規模的に成長し、同時にボルボから要求されている年間5%の効率改善を実現する必要に迫られているため、本社の海外進出の可能性も出ている。

2．高福祉社会の問題点と福祉政策の見直し

（1）企業活動上、障害となる福祉政策、制度の具体的内容

市民の生活の質を高める社会政策は、時には企業活動に否定的に機能する場合がある。その例として、労働市場では手厚い失業手当、労働組合の経営参加権、解雇順序での硬直的な規則があげられる。一般市民生活では両親休暇などがあげられる。失業手当は半永久的に更新が可能で、労働組合の力の強さはほかの欧州諸国と比較して大きく、慣れない外国人経営者にとっては大きな障害となるだろう。

ただし労働組合の強さが理由で、国外に本社を移転した例は今までない。障害となる諸制度の内容をみると次のような点があげられる。

両親休暇

8歳児までの養育のため、休暇を取得できる制度である。最高450日まで休暇を取得する権利が保証されている。休暇の30日は母親、30日は父親に強制的に割り当てられており、その休暇の権利を夫婦間で引き渡すことはできない。最初の360日は給料の80%相当が国から支給される。360日後は1日当たり60クローネが支給される。

妊娠特別手当

妊娠中、女性が重労働に従事している場合、雇用主は配置転換する義務を負っている。軽い労働への配置転換ができない場合には、出生60～10日前まで妊娠特別手当が国から支給される。

疾病手当

企業にとって一番負担となる制度である。最初の2週間の疾病手当は企業が負担する。病欠初日は支給されないがその後は給与の80%が企業から支給される。1週間以上の欠勤には医師の診断が必要となる。2週間をすぎたからの疾病手当は、社会会計事務所(国)が100%全額負担する。

失業会計

最低12ヵ月以上失業会計に加盟し、最低6ヵ月間勤務したものは、失業手当が受けられる。失業会計は雇用者と勤労者の拠出金から成り立ち、労働組合が管理しているが、不足すると国から失業会計に補助金が出る仕組みである。失業後、週5日と計算され、最高300日まで1日当たり最高540クローネ、最低240クローネが支給される。300日経過し受給資格が切れると、労働紹介所からの失業対策事業、あるいは職業教育に半年従事すると、再び失業手当の受給資格が得られるので永久的に継続することが可能である。

労働組合の経営参画権

25以上の従業員がいる会社では労働者(組合代表でなくとも良い)が役員会に代表を送る権利がある。

労働者の新規採用、解雇順序、その他の規則

新規採用の場合には職業斡旋所に募集申告義務がある。そのために採用が面倒になる。解雇する場合でも規則では後から就職したものが最初に解雇される。特に小企業の場合、有能な人物が後から雇用された場合、保持したくとも最初に解雇しなければならない。現在そのために従業員10人以下の企業では最高2人は会社が自由に保持できる法案を上程中だ。

さらに労働組合員の選出役員が職場への立ち入り調査を行う自由が認められている。労働組合役員はその理由で解雇されることはなく、勤務中に活動する自由が認められている。

(2) 今後の政策、制度見直しの可能性と重点施策分野

両親休暇、妊娠特別休暇など一般市民の生活の質を高める制度は改悪が困難で、会社側でも表だって抗議することはできない。しかし労働法の分野では、硬直的市場を修正しようとの動きが出ている。上述のように10人以下の小企業では、最高2人まで会社側で解雇規則を適用しないで保持することが認められる法律が上程されている。社民党政権を補佐している環境党ではさらに考えを推し進め、従業員が10人を超える企業にも適用される提案を出して、現在、社民党政権と法案の内容をめくり調整中だが、保守陣営では大賛成だ。

(3) 同国経済産業福祉への影響

福祉国家の経済に対する影響の分析は数多く出されており、そのいくつかを紹介する。IUIでは福祉国家の経済(Economics of the Welfare State)の調査プロジェクトを推進しそのいくつかの論文が既に出ている。

プロジェクトは次の3つのパートから成り立つ（www.iui.se/program/htmで検索可能）。

福祉国家のダイナミック

福祉国家のもつダイナミックが経済活動に及ぼす影響が分析されている。福祉国家が長期的に個人の行動にどのように影響するかが分析され、さらに福祉水準と経済活動との関係、所得配分、雇用、経済成長との相関関係が分析されている。既にいくつかの論文が出ておりそれを一冊にまとめる予定である。

福祉国家と資本形成と経済成長

福祉システムが人的資源、資本、企業活動に及ぼす影響が考察されている。一般的仮定として、福祉システムは貯蓄性向に否定的に働き、その結果、投資減退を招き、経済成長、所得に否定的に機能するのではないかとの考えが設定されこれを検証している。理論および実測データの両面からのアプローチが試みられている。

社会組織と経済活動

さまざまな社会の組織形態（例えば公共部門、民間企業）が経済活動に及ぼす影響と、その社会組織が経済効率と知識の普及にどのように影響を与えるか考察されている。

またNUTEKでは企業環境に対する研究レポートを発表している。

その1つが「スウェーデン産業界と産業技術」で18章から成り立ち、その中には企業環境、スウェーデンの多国籍企業、国外のスウェーデン進出企業、直接投資などが論じられている。さらにスウェーデン雇用者協会（SAF）スウェーデン産業事務職労働組合（SIF）でも独自に調査を行いレポートを公表している。

（4）高福祉見直しへの各界の反応

産業界は伝統的な福祉政策に対して明確な政策変更を要求していない。代わりに企業環境の改善を要求しており、資産税の廃止、株の配当に対する二重課税の廃止、キャピタルゲインに対する税の廃止を長期的目標と考えその一歩として「25 - 25 - 25」提案を行っている。それは法人税を現在の28%から25%に下げること、キャピタルゲインに対する税率を現在の30%から25%に引き下げること、資産課税対象の下限額を現在の90万クローネから2,500万クローネに引き上げることである。

福祉見直しに関する世論では以下の意見が代表的だろう。

「今スウェーデン社会は階級社会に変貌しつつある。富裕者は益々、富裕に、貧困者は益々、貧困になる傾向にある。それは危険な兆候であり、民主主義社会を守るためにはスウェーデンの中産階級がゆとりを感じられる社会作りが必要だ」と組合貯蓄銀行エリザベス・ストルム副頭取は指摘する。「最近の世論調査でも4分の3のスウェーデン国民は、2010年まで継続して貧富の格差が増大するだろうとみている。病人、老人看護は益々悪化し、コミュンの公共企業は売却されるだろう。現在何が進行中なのか我々は十分理解していない。大部分の市民は例えば新しい年金制度が何を意味するか理解していない。我々60年代生まれの世代は騙された世代といえるだろう。学校の教科書は無料で、誰かが我々の余生の面倒をみてくれると学校で教えられてきた。しかし現実が悪くなる一方で、10年後には一部の層だけが所得を引き上げ住宅環境を改善させるだろうが、同時に失業者、生活保護を受ける者の数も増大すると国民は予想している」と彼女は指摘する。世の動きとしては益々、個人主義が台頭し、その弊害として「私と他人」の概念が強くなる。しかし長所としては、縮小する福祉社会が新しい企業家精神を発生させる。しかし長期的には振

り子のように逆戻り現象も発生するだろう。「歴史は繰り返す。誰かが個人主義反対を叫ぶようになる」とみている（99年11月10日付けDagens Industri紙）。

右寄りの穏健党は行きすぎた高福祉、高負担が一般市民の企業家精神を妨げ、補助金制度に頼る気持ちを助長させていると考え、減税をすることで一般の勤労者が補助金なしで生活できるようにし、個人中心の社会作りを目指している。自由党は介護補助金を導入し、住宅補助金と育児手当を合わせて、各家庭への補助金の必要性を検査することで社会福祉への効率的支出を行うことを提案している。キリスト民主主義党は主婦が職場に出なくても家庭の経済的悪化が起らないように提案している。この提案は主婦を職場から台所に追いやるとの他党からの批判もある。中央党では低所得者、中所得者への減税を実施し、その代わりに環境税を強化することを謳っている。医療、そのほかの保険制度では最低保証サービスを設定し、それ以上のサービスには料金制の導入を考えている。現政権を担当している社民党は現在の制度、社会保険制度、補助金は社会の公平を保つために必要との立場をとっている。環境党は補助金制度の縮小は、社会の貧富格差を拡大するとして反対である。左党（元共産党）では失業会計、疾病保険、両親休暇は社会の基本的安全を保証するものであり、高所得者と低所得者の間での格差を是正する機能を持っていると考え、現制度を肯定している。

しかし最近になって一部で導入されている民間企業による医療、私立校での質、効率の良さから、全面的ではないが公的活動への民間企業の参加を評価する社民党政治家も出ている。ただし党内では少数派だ。

穏健党以外では、現行の社会福祉を維持することが減税よりも大切と考えており、社会福祉の改悪を唱えることは直ちに党の支持率に影響を与えるので大幅な改革は考えていな

い。ちなみに一般選挙の投票率は80%以上である。

しかし現実には老人医療、一般医療活動の内容が悪化しているのは事実で、その理由には政府からの公共支出の頭打ち政策があげられる。財政赤字を減少させようと国会では臨時支出の増大を制限し、同時に、県、コミュンに対しても地方公共税の引き上げ禁止を要求した。地方公共税を引き上げた場合には、国からの補助金を同額引き下げるとの政策を実施している。その結果、コミュンでは学校教育（高校まで）、老人看護の費用合理化、民間委託を強いられている。

年齢別では18～24歳の若年層と熟年層で納税モラルに大きな違いがみられる。それはとりもなおさず社会福祉の恩恵を得ているかどうかの違いでもある。若年層では医療活動、老人看護にはあまり関係がなく70%の若年層は正しく納税していないと調査結果が出ている。

一般労働者の中で「我々と彼ら（支配階級）」の意識がみられる。仲間意識を強く持っているのは一般労働者であり、高所得者ではより独立して自分の社会的、経済的位置を守ろうとする気持ちが強い（メトロ新聞、2000年2月9日）。

3. 高福祉・コスト下での有望産業と雇用創出・確保

(1) 今後の有望産業

スウェーデンではハイテク関連企業、技術志向産業が将来の有望産業とされている。高度ハイテク産業には、航空機産業、コンピューター・事務機器装置、テレコミュニケーション、医薬産業が含まれる。中レベルのハイテク産業には、科学測定装置、自動車産業、その他エレクトロニクス産業、化学産業、その他輸送設備（電車、ブルドーザーなど）、機械産業などが含まれる。

これらの産業が未来産業とされている。そしてその研究開発を行っている理工系の高学

歴者（大卒）の60%が公共部門（大部分は大学、一部は防衛部門での公共研究機関）、約35%が民間企業に従事している。また民間企業では、3分の2がサービス業（コンサルタントなど）、4分の1が製造業に従事している。

しかし売り上げが年間、20%以上の急成長を遂げているのが情報技術（IT）関係事業である。IT部門にはエレクトロニクス産業、IT関連サービス産業が含まれる。そしてエレクトロニクス産業にはエレクトロニクス製品メーカーが含まれ、IT関連サービス産業にはテレコム会社（電話会社）、コンピュータコンサルタント、コンピュータサービス、IT関連小売業（インターネット利用の電子商取引など）が含まれる。

ITの応用分野は多岐にわたるため新しい統計は出ていないが、NUTEKのレポートによるとIT部門には96年時点で17万人が雇用され、売り上げは4,250億クローネ、付加価値は920億クローネと推定されている。それはスウェーデンのGNPの5%に相当しているが現在ではその比率はさらに高まっているとみられる。その中でエレクトロニクス産業は、5万人を雇用し、270億クローネの付加価値を創出した。特にエリクソン、ノキアを代表とする携帯電話メーカーの売り上げが毎年、激増の一步を辿っている。

IT関連サービス産業では96年には11万5,000人を雇用し、売り上げは2,080億クローネ、付加価値650億クローネを生み出した。この産業にはテレコム企業、コンピュータコンサルタント、インターネットのプログラム開発が含まれる。またスウェーデン上位10社が40%の技術者を吸収し、その中で最大の雇用主はテリア（Teria）電話会社（政府系）であった。

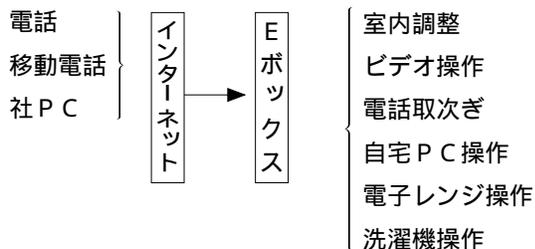
その結果IT部門の輸出は96年には810億クローネ、輸入は580億クローネとなり黒字を計上した。またスウェーデンの全輸出の14%を占めた。対日貿易もスウェーデンの出超で、

その主要品目は自動車、テレコミュニケーション器具であった。

IT部門はほかへの技術転用が可能であり、需要は無限大の可能性を秘めている。最近の報道でも次のようにエリクソン、ノキアが他産業にも進出中であることが指摘されている。

ノキアはスマートテレフォンコンセントを導入し、エリクソンに挑戦している。エリクソンはキッチンを出発点としノキアは居間を出発点としている。その新たな市場は莫大で規模を予想するものは見当がつかないほどだ。コミュニケーションの戦いは続行中で、1年前にエリクソンは電話コンセントを利用したゲートウェイを「Eボックス」の名前で市場に紹介した。それに対しノキアは類似の製品を公表したが、オランダの電話会社KPNと組んで今年秋にもケーブルテレビ利用客のネットワーク装置を発売する。ノキアでは米国、欧州の2,000~8,000万世帯で5年以内にこの種の装置を購入すると判断しており、ノキアはその大手3社の1つになる考えだ。エリクソンもノキアのビジョンを肯定し、2005年には5000万世帯でその装置を利用するとみている。今年春には5年間でスマート家庭自動管理の売り上げが450億クローネになると算定している。ノキアコミュニケーションの本部は、スウェーデンのリンショーピングに置かれさらにフィンランド、米国にも研究所が置かれている。ノキアの戦略は既に社内内部にある技術を応用することで、スマートコンセントのほかにテレビをインターネットターミナルに切り替えるシステムを開発済みだ。さらにノキアは、ケーブルなしの移動テレビを開発しており2001年にも市場に導入する考えだ。エリクソンは移動メディアターミナルに関しては未公表だが、セビットのメッセ（IT見本市、ハノーバー）でそのプロトタイプを公表するのではないかと噂されている。ノキアはテレビ装置、エリクソンは台所に重点を置いている。99年秋にはエリクソン

はエレクトロラックスと組んで「E2」を設立し、家庭のコミュニケーション開発を行うことになった。E2には両社の技師が参加しスマートキッチンを開発する。またE2はテレデンマーク（Tele Denmark）と組んで2000年春からデンマーク100世帯で実験を開始する。台所に重点を置くのは住宅関連の投資の70%が台所であり、自宅にいる時間の40%がそこですごされているからだ指摘する。エリクソン、エレクトロラックスでは効用と安全性を重視し、ノキアは娯楽を重視している。娯楽が先に需要を作り出すとノキアではみており、白物家電メーカーよりも任天堂との提携に優先順序を置いている。スマート電話の考えは他業種のメーカーも持っておりIBM、マイクロソフト、サン、シスコが進出を計画中で、シスコはエレクトロラックスのライバルであるウィールプールと提携している。新しい自宅でのコミュニケーションとは次のように自宅に対する遠隔操作を意味する（2000年2月11、13日付け Dagens Industri紙）。



（2）有望産業・ベンチャー育成のための主要施策の特徴と概要

スウェーデン政府はITレポート「2000年代に向けての情報社会」で、IT部門の産業は市場経済が主導的立場を取るべきであるとの立場を堅持しており、ワイドバンド情報網（光ファイバー網などの全国的敷設）も民間資本が行うべきとの立場を堅持している。政府の役割はその発展を容易にすること、社会全体でのIT利用を促進させるための条件作

りを行うことであると言明している。

その主要点は情報技術の利用を刺激することである。市民全員が知識、民主主義、公平を高めるために情報技術利用の可能性を与えることであり、情報技術がもたらす経済成長、雇用、競争力を利用することである。産業界では特に重要だ。

情報・知識社会の発展を促進させるために政府は法の整備、教育、情報提供を行うべきと考え実施している。具体的には次のような点がある。

2000年中にIT社会にあった法の整備を行う。例えばドメインなどの概念を法的に明らかにする。

知識、情報が教育組織全体に普及するように整備する。例えば義務教育の段階で全ての学校にコンピュータを設置し、インターネットを使用することが含まれる。生徒に対してコンピュータの利用を教え、将来の職業、個人生活に役立てることを意図し、同時に将来のIT製品、サービスの需要を作り出す効果もある。政府は例えばSUNET（インターネット網）と契約を結び生徒に対して月に25クローネでインターネットを提供している。

社会情報を一般に提供する。その一環として政府の紹介、国会での活動、法の全文提示、社会案内ガイドの提供、公的組織のホームページの導入（既に実施済み）を行うことが含まれる。

地域社会の政策に、IT委員会ではIT技術の活用が重要であると結論し、そのために次のようなことを行う予定である。

- 各地域にあったIT戦略を作成させる
- 各組織（企業、公的機関など）を結び付けるために既存のITサポートシステムを発展させる
- 公的組織と企業の緊密化を図る
- 一定の情報利用量を実現させるためにコミュニケーションのITプロジェクトを推進

させる

この目的のために政府はIT関係予算を計上し、NUTEKがその窓口になっている。

(3) IT産業育成による雇用創出確保への取り組み

公的雇用創出・維持のための助成・支援策

スウェーデン政府はIT産業に人材供給を高め、インフラを整備することで助成、支援を行っている。例えば大学、そのほかの公的な調査、研究所での研究活動を刺激し、一定の研究レベルを保つとともに研究者の層を厚くし産業界への人的資源の供給、基礎研究の資料提供を行っている。最近ではそのために、スウェーデンの大学の数を12から15に増加させ、また全国の幼稚園、小中学校、高校、大学で情報技術の全国プログラムを99年1月から導入している。また大学ではSUNETの活用を拡張し、研究レポートの検索、データベースの検索を容易にし知識交換、研究者とのコンタクト、インターネットによる僻地遠距離学習の可能性を切り開こうとしている。

さらに各コミュニティに存在する図書館をインターネットでつなぎ、最初の2年間は政府がコスト負担する政策を打ち出している。教師養成でも情報技術を必須科目にして、教員のITのレベルを向上させることを行っている。

労働市場では95年11月から失業者に対して職業銀行（ホームページ）を開き、求職者が求人欄を自宅から見るができる（もちろん労働斡旋所でも無料で開放されている）ようになり国際的に注目された。また企業側からの求人に対して97年に求人銀行を導入し、求職者を探せるようになっていた。そのマッチングが容易に行われることからリクルートでの費用が大幅に削減されている。

産業政策では以前に企業と大学、研究機関の関係が密でなかった点を改良するために、NUTEKがプロジェクトを組んでインター

ネットでの関係緊密化を図ることが行われ、観光業界ではスウェーデンを世界に宣伝するためにホームページを作成するなどIT技術を使用した公告活動を98年6月～99年まで実施することになった。予算は1,450万クローネである。そのほかに文化、メディア、消費者、健康医療政策、環境政策、輸送政策、身体障害者・高齢者政策でのITプロジェクトが目白押しで実施され、社会の効率をあげている。既に社会全体での情報産業・技術の利用で、スウェーデンはニューエコノミー（高い経済成長と低いインフレ）社会に突入している。

人材の国外流出対策

労働力の移動はスウェーデンでは長期的トレンドである。EUの3大原則の1つに労働の自由な移動が謳われている。スウェーデンでは90年代に入り特に高等教育履修者の国外流出が目立っている。それはスウェーデン企業の国際的進出や若者の国外旅行熱と関連性があるかもしれないが、実態調査はまだ行われていない。98年になり理工学士、経済学士、看護婦の流出が目立っていたが同時に帰国者の数の増加も記録された。スウェーデンは福祉社会を維持させることから、国外からの技術・研究移民を引き付けることが重要になっている。98年での国外流出組は高等教育履修者全体の0.5%を構成し、同時に帰国組はそれとともに増加していた。その結果国外流出の純流出率は90年代には0.25%で推移してきている。理工科系ではその比率は0.25%、経済学士では0.75%を構成し98年にはそれぞれ300人ずつ国外に流出した。

特に若い学者の流出が目立ち、23～34歳の層は35～44歳の層の倍の流出が記録されていた。しかし同時期に帰国した学者は35～44歳で圧倒的に多い。同時に過去10年間に国外留学をする若者の数は大きく増加していた。

その移住先をみると87～98年の間では約30

%が北欧、40%が西欧、そしてその他（北米など）となっていた。北欧では特に、医師、看護婦（ノルウェーで慢性的不足状態に陥っており、同時にスウェーデンでは医療部門の削減により労働力の余剰がみられていた）の流出が目立ち、技師は西欧、北米に多く流出していた。逆にスウェーデンに流入してきた高等教育履修者はユーゴスラビア、東欧からの移住が目立っているが、最近ではドイツ、英国、フランス、オランダからの移住が目立っている。後者ではハイテク特殊技術者が多く含まれる。

スウェーデン政府の立場は、頭脳の国外流出が必ずしも悪いとはみていない。国外で経験を心得て帰国することになれば、より能力開発に役立つと考えているからだ。しかし問題は国外永久滞在者数が増加することだ。同時に国外からの技術者、研究者移民が増加し流入、流出が一定になれば良好な移民政策である。しかし実態は出超でまだ正確な数字はつかめていない状況だ。最近ではスウェーデンにおける過疎地域の医師不足を補うために、スペインで募集し数十人のスペイン医師が現在スウェーデン語の集中講義を受けている。これはEUの労働力の自由な移動の原則に沿ったものだ。しかし国外への頭脳流出は、産業界で特に理工学者を優遇しているとは思われないこともある。

99年2月20日付けDagens Industri紙によれば、大企業10社が技師の給料を押さえており、その目的で「オクタゴン」と呼ばれるカルテルを結成している。企業間の提携は20年間にわたり実施されてきており、「それがスウェーデンから技師の国外流出を招いている」とSIFは批判的だ。技師の初任給をみると1万8,300～1万8,900クローネの幅に集中しておりその中にABB、エレクトロラックス、サンドヴィーク（Sandvik）、サーブ、SKF、アルファラバル（Alfa Laval）、テトラパックなどの大企業の技師初任給が含ま

れる。既に97年に企業間での給料提携に対する批判が出ており、カルテルが市場の原理を阻害させ現在では技師不足が深刻になっている。ABBの労働組合代表のウェディン氏は会社の二重モラルに批判的で、「短期的な利潤拡大行為だ。大企業は大学教育履修者の国外流出に愚痴をこぼしているがその理由は高い税金だけではない。給料の低さも問題だ」と指摘する。オクタゴンに加盟していない会社はそれ以上の給料を出している。政府系のテリアでは98年卒業の技師の初任給を2万1,250クローネにしている。ウェディン氏は「カルテルが80年代の初めに開始され、会社のトップレベルで給料を押さえるために始まった。1社で給料が決定されるとほかの企業で同じような給料水準が決定された。しかしカルテルの目的が最初は魅力的な技師とほかの技師との間の給料格差をつけることにあった」とみている。「しかしそれは会社自身が自らの首を絞める結果を招き、スウェーデンの技術関連会社は競争についていけないようになっている」と彼は指摘する。ヨ・テポリイ工科大学の学生自治体ではその知らせに対して苛立ち、多くの学生は国外実習を経験しており、国外流出は雪だるま式に大きくなると警告している。

国際的にみた電気技師の給料（月給）を比較すると次のようになっている。

ストックホルム	24,200クローネ（月）
ヘルシンキ	25,700クローネ
アムステルダム	29,600クローネ
ベルリン	30,700クローネ
ニューヨーク	33,600クローネ
ブリュッセル	34,400クローネ
フランクフルト	42,200クローネ
チューリヒ	47,000クローネ

現実にスウェーデンからの技師の流出は多く2000年2月14日付けのDagens Industri新聞でも国外流出問題が浮き彫りにされていた。

「低い給料が技師の国外流出を招いており最近その数が加速している。92年には500人が国外流出したが98年には2,000人に増加している。2000年にはその数が3,000人になるのではないかと給料分析会社では指摘する。2年前にカルマールの技師エリック・ランスタッド氏はシスタのエリクソンからミュンヘンのソニーに転職した。給料が倍で国外経験を積めることが魅力的だったのだ。多くの職場の同僚がこのことを話題にしていた。「ミュンヘンでは快適に過ごしている。当初は2年の予定だったがそれよりも長くなるだろう」と彼は語っている。仕事は携帯電話の開発でエリクソンと内容は全く同じだ。違いは給料だがミュンヘンでは4万3,000クロー

ネ（月給）でスウェーデンでは2万1,500クローネだった。「最初の給料水準が高く、その後の給料の値上がりはスウェーデンと変わらない。年間2～3%の伸び。自分は独身なのでスウェーデンと同じような高い税率だが子持ちとなると税率が下がる。数人のスウェーデン人は夫婦で来ているが税率が下がるので妻が主婦をしても経済的には全く問題がない」と彼は指摘する。

以上の状況で99年にNUTEK、産業省、文部省、産業連盟、IUI、SAF、スウェーデン投資庁（ISA）が集まり、まず人材の国外流出について正確な資料を集め、分析し、そのあとに政策を決定する予定だ。

ジョスパン政権の移民政策 (フランス)

～規制と緩和の両立を目指す～

リヨン事務所

97年6月に誕生したジョスパン内閣(社会党、共産党、緑の党などが構成する左派連立内閣)の移民政策は現時点までの推移を見る限り、前右派内閣に比べ、比較的柔軟なものであるといえる。同内閣は、フランスに正規に滞在する移民のフランス社会への統合を積極的に進める一方、移民子弟による犯罪も頻発していることから、治安の強化にも乗り出している。また、未熟練労働者の受け入れを規制する一方、高資格労働者の受け入れを奨励するなど移民政策も2分化する傾向にあり、成り行きが注目されている。

1. 前右派政権の移民政策の是正

ジョスパン首相は政権につくと早速、サンベルナル教会占拠者と会見し、一定の条件を満たす不法滞在者に正規滞在許可を与える方針を明らかにするとともに、施政方針演説でも「国内の経済・社会条件を考慮に入れた人道的な移民政策」の策定、および国籍取得に関しては生地主義の復活を約束した。なお正規滞在許可給付の対象となるのは、フランス国籍保有者の配偶者、合法的にフランスに居住する外国人の家族、フランス滞在中にすでに長期にわたり、就職などを通じてフランス社会への統合度が高いと認められる者、亡命申請は却下されたものの、本国へ帰れば政治的理由により生命の安全が保証されない者、フランスで病気治療中で、出身国に

戻れば健康悪化が予想される者、就学中の大学生、の6カテゴリーで、当初予想の4～5万人を大きく上回る14万人以上の申請者が殺到した。

国籍に関しては97年秋に、ギグー法相が作成した「外国人を親としてフランスで生まれた子供は成年(18才)に達すると自動的にフランス国籍を取得できる」とする新法案が提出されたが、「生まれた時点で自動的に国籍を与えるべき」と主張する与党内一部の主張とのバランスを取るため、同法案には、「本人が希望すれば13才からの国籍取得が可能」との修正案が盛り込まれた。一方、外国人の入国・亡命関連では、シュヴェヌマン内相が提出した「家族呼びよせ基準の緩和」、「亡命者認定基準の緩和」、「組織的不法入国取締りの強化」の3本柱が新法に盛り込まれ、98年

4月8日に下院で採択された。新法は同年5月12日付け官報により発効している。「緩和された」とはいえ、入国・滞在は依然、厳しく制限されており、「社会党はパスクワ法とダブル法の破棄を公約して総選挙に勝利したにもかかわらず、両法の一部を修正したにすぎない」との批判が、人権擁護団体や連立与党の一翼を担う共産党、緑の党から寄せられた。また「一定の条件を満たす不法滞在者に正規滞在許可を与える手続き」(通常「シュヴェヌマン通達」による滞在許可給付と称する)に関しても、シュヴェヌマン内相は、同条件を満たさない申請は却下する方針を堅持したため、99年1月時点で8万人が滞在許可を得たにすぎず、これも「申請者全員に滞在許可を与えるべき」とする緑の党と同相との間で軋轢が生じる原因となっている。

とはいえ、ジョスパン内閣が外国人の受け入れ規制を緩和したことを受け、97年を境に外国人の入国・滞在許可取得者数が増加していることは確かといえる。

高等統合評議会の統計によると、98年度に長期滞在許可を取得した外国人の数は96年の7万4,000人、97年の9万人弱から12万人へと増加した。うち9万6,350人がEU域外国出身者で、内訳は亡命者(4,342人、前年比5.6%増)とその家族(991人、同10.1%減)、フランス人の配偶者(1万8,925人、同22.9%増)、フランス人の家族(1,617人、同28.3%減)、家族呼び寄せ(1万6,727人、同8.4%増)、労働許可取得者(4,149人、同9.5%減)などに、上記のシュヴェヌマン通達による正規滞在許可発給特別措置を通じて滞在許可を取得した5万736人が加わる(97年度に同措置により滞在許可を取得したのは1万8,910人)。また学生の滞在許可取得者も同22.5%増の2万3,502人へ増加し、出身地域別では、アフリカ系学生が全体の35.3%を占め、以下、アジア(26.3%)、アメリカ(24%)、EU外欧州各国(14%)と続く。なお

EU出身者による滞在許可取得者は前年の8,497人から7,986人へ、EUも含めた欧州出身労働者およびその家族による許可取得者も前年比で17.4%減少した(2万1,231人へ)。また亡命申請者数は2万2,400人に上った。一方、スペイン、ポルトガル、アルジェリア人を中心として約2万2,000人の移民がフランスを去り帰国したとされ、フランス滞在の外国人人口は約360万人と見積もられている。

2. 移民出身国の経済発展を視野に入れた帰国奨励制度

ここで一部の関係者に注目されながらも失敗に終わった「共同発展(Co-développement)」計画について触れておきたい。

移民に帰国奨励金を与えて本国への帰国を促す措置は、77年にストレルー移民担当相が設置した奨励金制度を皮切りに(家族を含めると9万5,000人が帰国、ただし利用者はほとんどがスペイン人とポルトガル人)、84年、91年にも社会党政権のもとで同様の制度が導入されている。

ジョスパン首相は97年11月にアルジェリア系の経済・政治学者で、シュヴェヌマン内相の顧問であるナイール氏に、「移民出身国への援助政策を再検討する」使命を授けた。首相は、ナイール氏に宛てた書簡の中で「移民の出身国となっている開発途上国の国民が、生まれた土地でも人間らしい生活ができるよう途上国の経済・社会的発展を援助する」必要性について言及している。実際には、シュヴェヌマン通達による正規滞在許可給付措置に漏れた数万人の移民を円満に帰国させるための政策の策定がナイール氏の任務として与えられたといえる。ちなみにこれらの不法滞在者は居住県の役所に対して許可取得申請を行ったわけであるから、当局はこれら「数万人の不法滞在者」の存在を完全に把握し、しかしながら実際には簡単に国外退去処分を適用できないという前代未聞の事態に直面して

おり、早急に何らかの解決策を講じる必要があった。

ナイール氏が同年12月に首相に提出した報告書で行った提案は、単に「シュヴェヌマン通達による滞在許可給付に漏れた移民の帰国奨励援助」にとどまらない、「共同発展計画を通じて途上国の若者をフランスで養成し、またフランス政府、地方自治体、アソシエーション、企業、大学などが各々の最善の方法で途上国発展に貢献する」という意欲的なものだった。開発途上国への経済援助を、「途上国と援助供与国双方の共通の経済発展に寄与する方向で行う共同発展」の考えを打ち出したのは、80年代にミッテラン大統領のもと海外協力相を務めたJ・P・コット氏であるが、ナイール氏は同報告書の中で、「移民は先進工業国で身につけた技術・知識・職業経験などを出身国へ“移転”することにより、経済発展のベクトル（媒体）になりうる」との基本的な考えに基いて以下の具体的政策を提示した。

フランスと開発途上国は毎年、交渉を通じて、一定数の途上国の若者がフランスへ勉強または職業研修のために滞在できるようにし、これらの学生・研修生は出身国の経済的需要に沿う方向でフランスで学習・職業経験を積み、帰国後は母国の発展のために尽くす。

フランス側は政府のみならず、地方自治体、企業、大学、各種非政府組織（NGO）も協力して、これらの若者を管理職などになるよう養成する。

一方、フランス政府は、帰国した移民やこれらの研修生が地元の実情に合わせて推進するミニプロジェクトを対象として財政援助を強化するが、援助は人（帰国移民または研修生など）ではなくプロジェクトに与える。

これらの研修生などが帰国後もフランスへ自由に入国できるよう、更新可能な入国ビ

ザを給付する。

4点目の提案についてナイール氏は、フランスが国境を閉鎖して移民を締め出した措置により、移民は「一度、フランスを離れば、再入国が不可能」として、あらゆる手段を講じてフランスへ永久居住する方途を求めようになっており、結局は国境閉鎖措置は逆効果を生んでいると指摘。むしろ、フランスへ働き（または就学）に来る移民の数を割り当て、これらフランスで養成された移民が、必要があれば（または望めば）いつでもフランスに入国して一定期間滞在できる権利を保証することが、結局は不法入国者・不法移民を防止することになると主張している。

なお、3点目のミニプロジェクトについては、マリで95年以来、帰国移民により実施されている移民・地元発展計画（PDLM）や、元ペシネーの労働者が音頭を取ってマルセイユに設置された団体が推進しているモロッコ南部の僻地の電化計画などがモデルとして挙げられている。

ジョスパン首相は97年末に就任以来、初めてモロッコ、セネガル、マリを訪問したが、訪問の目的の一つは、この共同発展計画について協議することだったといわれる。

政府は、ナイール報告書が提出された1年後の98年11月に「共同発展計画に基く帰国奨励援助措置」を発表した。帰国を承認する不法滞在移民は短期滞在許可を取得した上、3カ月の職業研修を受けられ、帰国後は、地元でフランス移民局（OMI）からミニプロジェクト推進のための援助を受けられることなどが柱となっている。また帰国移民はフランスへの数次滞在ビザ（一回の滞在期間は最高3カ月間）が給付されることも盛り込まれた。対象となるのはマリ、セネガル、モロッコの3カ国の出身者で、政府が同3カ国と「共同発展協定」を結ぶ方向で交渉中であることも明らかにされた。しかし、ナイール報告書が提案していた「毎年一定数の若者をフ

ランスへ職業研修・勉学のために入国させる」措置が協定案に含まれていたかは不明である。政府は同援助措置により99年度だけで1,000~3,000人の帰国希望者があることを予想した。

しかし、99年6月16日付ルモンド紙によると、共同発展計画は失敗に終わった。マリなど3カ国との協定が調印される見通しは立たず、また帰国奨励援助については、5月半ば時点で21名が志願したにとどまった(ちなみにシュヴェヌマン通達により正規滞在許可を取得できなかった3カ国出身の不法滞在者は合計2万5,000人)。モロッコのアリオナ雇用・社会発展相は、「フランスは不法移民を帰国させるよりも、モロッコの移民出身地域の貧困問題を改善するために資金を注入すべき」と主張したと伝えられ、3国とも揃って共同発展計画に含まれる「不法滞在移民の帰国措置」は断固、拒否したとされる。ルモンド紙は、「帰国移民の参加による地元経済発展プロジェクト」や、「帰国移民に対するフランスへの数次入国ビザ給付」という画期的措置が含まれていたにもかかわらず共同発展計画が失敗した理由として、共同発展計画の「帰国奨励措置」だけが前面に打ち出される形となり、このため各種NGOなどが同計画への協力を拒否したこと、また共同発展計画が「標的」とした、シュヴェヌマン通達による正規滞在許可取得に漏れた申請者は、何らかの特例措置により滞在許可を得られるとの望みを捨てておらず、共同発展計画の提案に関心が薄かったことを挙げている。

3. 移民統合のための政策

ジョスパン内閣は、「フランスに正規に滞在する移民のフランス社会への統合」を進めるための施策も、いくつか打ち出し始めている。

(1) 住宅政策

移民の住居環境が一般に劣悪であることは

以前から指摘されているが、これに加えて移民が一区域に集中して居住することが様々な社会問題を引き起こす原因となっている。

まず一部の移民が、都市郊外地域などの老朽化した安価な家賃の住宅に居住し始めると、出身国を同じくする移民などが同地域に集中し始め、これを嫌ってフランス人は逃げ出す。同地域の不動産価値は一層、低下し、さらに低下した価格に惹かれて新たに移民が流入し、同地域が移民の集中地区となるという図式が存在する。同地域に居住する移民の間で連帯が生じ、フランス社会との接触が絶たれ、移民のフランス社会への同化を阻む要因ともなっている。また70年代に建設された大規模の低家賃住宅団地(HLM)では、老朽化が進む住居に社会的に恵まれない低所得者層が居住しており、ここへも移民が集中して種々の社会問題を発生させており、都市問題全体とも関連して移民の住宅環境改善策が必要となっている。

政府は99年12月に「全国都市再開発プロジェクト」を発表し、全国50都市を選び、6年間に62億フランを投じて、HLMなど問題地区の生活環境の改善を図ることを打ち出した。「老朽化した建物の解体と新建築物の建設」、「同地区での公共サービスの拡充」、「経済振興」などに関する50措置が盛り込まれたが、日常生活レベルで移民の統合を促進するため、すでに滞在が長くフランス社会への統合が進んだ移民が近隣地区に居住する、滞在年数が短くフランス語も話せない移民とフランス社会(学校や役所など)との接触を助けるなどの制度も導入された。

また、2000年3月に国会に提出された「都市連帯・刷新」法案(作成はゲソ運輸・設備相、ベッソン住宅担当閣外相、バルトロン都市担当相)は、都市の“連帯に基く、調和のとれた発展”を目指し、住居、交通、都市計画など広範な問題を扱っている。最も注目されるのは、「社会各階層の居住地域を接近さ

せる」ために「都市圏に位置する人口1万人以上の市町村に対し、同市町村の住宅の少なくとも20%をHLMとする」ことを義務付けた措置で、HLMの比率が20%に満たない市町村を対象として、住宅不足分一戸当たり1,000フランの罰金を徴収する規定が盛り込まれている。

移民のフランス社会への同化には、移民とフランス人との日常的な接触を通じた交流が必要であるとされる。特にアソシエーションなどの同一の目的を持った集団での交流が果たす役割の重要性が指摘されているが、隣接した地域に居住して、毎日、いやおうなしに道でスレ違い、挨拶を交わし、同じ商店で買物をする交流も不可欠だ。「都市連帯・刷新」法案が含む、都市圏の市町村に一定の比率でHLM保有を義務付ける規定は、現在一定区域に集中して居住する傾向のある移民の居住範囲を広げ、分散させることで、移民とフランス人の接触を容易にする効果を持つことは確かといえる。ただし、首都圏を例にとると、人口1万人以上で、全住宅に対するHLMの比率が20%を下回る72自治体のうち、17自治体では左派が市議会を握るのに対して、53自治体は右派が握っており（2自治体は政党色ナシ）、右派からは、左派支持が多い低所得者が居住するHLM建設の義務付けは、社会党の選挙対策との批判も上がっている。

（2）職業上の人種差別廃止

移民のフランス社会への統合に関して決定的な役割を果たすのは職業的な成功だが、イタリアなど欧州各国出身の移民と、アフリカ系、アジア系などの非欧州系移民との間で職業的成功度に格差があるのは明白な事実だ。総体的に欧州系移民の方がフランス滞在の歴史が長く、あらゆる面でフランス社会への同化が進み、フランス人と同様の条件で職業についている。これに対し、アフリカ系、アジア系移民ではフランス滞在期間が短いことが、

例えば知的職業を選択するために必要な資格の欠如などの、職業選択の際のハンディキャップとなっている点は否めない。ただし人種的偏見・差別が、移民の職業的進出を阻む要因となっていることも確かで、特に北アフリカ系・黒人の移民の採用を嫌う雇用主は多い。外国人に対する差別撤廃を掲げるアソシエーション「SOSラシズム」が実施した調査でも、経営者は採用に当たり、高資格の北アフリカ系移民（または同移民を親として生まれたフランス人）よりも、資格は低くとも白人のフランス人を選ぶことが明らかとなっており、また外国系の従業員の昇進が他と比べて遅いなどの事実も確認されている。

オブリ雇用相は、99年4月に雇用・就労の場における差別の実態を把握・調査する独立機関を発足させたが、5月には労使代表を集め、「企業内で人種的差別があった場合に、同企業で代表権を持つ労組が差別された本人のために損害賠償を要求するとともに、労働検査官へ訴えることを可能とする法案」作成の意向を明らかにした。2000年2月には、下院で準備中の「社会近代化」法案に関連規定を盛り込む形で、人種差別に対して有効に戦うため労働法を改正する決意を表明している。

（3）教育問題

学校は移民の子弟をフランス社会へ統合するための最良の手段とされる。しかし、移民の子供にとって、家庭内でフランス語ではなく親の出身国の言語を使用する場合は子供は言語的不利を負うことになり、また狭い住居に居住する子だくさんの家族では子供が読書や勉強する空間を確保できないなどが、移民の子供の学業困難の背景となっている。ただし、同一の社会階層に属するフランス人の子供と移民の子供の成績を比べると、むしろ移民の子供の方が上との統計もあり、関係者は、移民子弟の教育問題は、多くの移民が属する「低所得層」全体の教育問題と捉えているようだ。

社会党のサヴァリ教育相は82年に、「社会的に恵まれない階層が集中的に居住する地域に落ちこぼれなどの学業不振者が多い」事実を踏まえ、同地域を「優先的教育地域（ZEP）」に指定して、教員・職員数、また研修時間を増やすなどの特別措置を適用した。なおZEPを選定する基準の一つとして、外国人人口の比率（地域住民の30%が外国人）が上げられる。ジョスパン内閣も、教育関連予算を増額し、ZEP指定校を増やしている。

（４）「近隣警察」の設置

ジョスパン政権は、全国23県の67地区でテスト導入されてきた「近隣警察」を、2000年4月1日～6月1日に全国3分の1の地域へ拡大導入することを決定した（2002年には全国で実施）。現場に大量の警察官を投入し、特に日常レベルで市民と接触する機会を増やすことで市民の信頼を獲得し、円滑に情報収集を行うとともに必要な場合は迅速な介入を行い、治安向上につなげようという「近隣警察」制度は、決して、移民のフランス社会への統合を目的とする政策ではない。しかし「移民と治安問題」などの、移民と社会問題全体について考察する機会になるとも思うのでここで取り上げることにする。

フランスでは第2次大戦後、一貫して犯罪件数が増加しており、特に近年、市民の間に「治安が悪化している」との不安が高まっている。市民の治安不安の背景には、特に放火など乗用車破損、暴力を伴う窃盗や強姦などの対人での軽罪・重罪、麻薬取引、商店、児童・生徒、公共サービス担当員（教員、公共交通機関の職員、郵便局員、EDF職員）や、警察官などに対する恐喝・暴力事件、などが急増していることがある。

については、97年度にブッシュ・デュ・ローヌ県では乗用車放火件数が前年比+55.37%増を記録し、 に関しては97年度に全国で、傷害罪は8万1,910件（前年度比

8.60%増）、風俗紊乱罪は3万5,090件（同18.44%増）、うち強姦罪は8,213件（同14.21%増）、また人質・監禁などは5万7,815件（同9.57%増）へ増加。 については、麻薬所持・売買・服用などの摘発件数も増えているが、麻薬購入のための資金獲得を目的とする犯罪の増加も注目される（1,000フラン相当のヘロインはカーラジオ10台と交換される）。一方、 については、ブッシュ・デュ・ローヌ、ノール、ローヌほか首都圏7県（パリ市を除くオー・ド・セーヌ、セーヌ・サントニ、ヴァル・ド・マルヌ、イヴリンヌ、エソンヌ、ヴァル・ドワーズ、セーヌ・エ・マルヌ）など都市暴力頻発15県での恐喝・暴力事件は97年度、児童・生徒を対象とするものが1,019件（前年度比11.77%減）、教員が330件（同22.9%減）、公共交通機関の職員が1,046件（同7.02%減）へと後退したのに対し、商店は316件（同13.67%増）、警察官は2,043件（同5.85%増）、その他の機関の職員は634件（同4.79%増）へと拡大した。なお、生徒、教員、公共交通の職員に対する恐喝・暴力事件が減ったのは、学校や交通機関への警察官の介入が増えたためとされる。また、これらの犯罪件数の増加と並んで注目されるのは、未成年者の犯罪が増えていることで、97年に摘発された未成年者は15万4,437人（成年は64万2,925人）と10年間で倍増し、未成年者が軽・重犯罪に占める割合は19%に達している。

ところで総合情報局（RG）の調査によると、これらの犯罪が頻発する地域は、失業率の高い、移民が集中して居住する区域である。RGではこれら問題地区で発生する暴力を8段階に分けているが、第1段階：成績不良、家庭疎外などの共通した問題を抱える同年層が集まって小グループを形成し、万引きや、建物の破損、児童・生徒を対象としたゆすり、盗んだ乗用車を使用してロデオなどを行い、また小グループ間の

乱闘も頻発、第2段階：成功者のシンボルである商店、また権威のシンボルである、バスの運転手、郵便配達夫、教員、警察官などを、侮蔑を浴びせるなど言葉で攻撃するようになり、人目につかないように警察や、自分が放校された学校を破損する、第3段階：“制服を着る”職業の人間を肉体的暴力を以て攻撃する、第4段階：警察官の介入に対して徒党を組んで抗議する…（中略）…、第8段階：暴動、と区分している。

97年度に、同8段階に分類された暴力が発生・確認された地区は96年度の485から749へ増加した。第1段階の暴力発生地区は271、第2、3段階は143、また第6段階は21で、例えばセーヌ・サンド二県では、第1段階の暴力地域が64、第4 5 6段階は合わせて6となっている。

地域圏別では、移民が集中して居住する、イル・ド・フランス（首都圏）、ノール・パ・ド・カレ、ローヌ・アルプ、プロヴァンス・アルプ・コートダジュールに暴力発生地域が集中しており、また校内暴力の発生率も同4地域圏が際立って高い。70年代末から、北アフリカ、ブラックアフリカ出身者を中心とする移民がフランス入国後にまず落ち着き先を求める場所となったセーヌ・サンド二県を例にとると、これら移民の教育程度が低いことにより同県の教育レベルは低下している一方、学校暴力頻発の原因ともなっているといわれている。

なお、98年4月25日付ルモンド紙は、「失業、貧困、治安悪化、校内暴力に悩む」セーヌ・サンド二県について特集記事を掲載し、長年にわたり同県議会で多数派を維持してきた共産党の硬直した政策（HLM優先の住宅政策が持ち家取得を望む中間層の県外流出を促し、パリの貧困層を呼び込んだなど）が、現在の諸問題の根源であるとの分析を提示したが、移民の存在については全く触れておらず、これに驚いた読者から投稿が寄せられた。

4．新たな移民政策の展望

74年に移民受け入れ停止が決定されて以来、歴代政府の移民政策は、移民流入の抑制と正規滞在移民のフランス社会への統合を柱として進められてきた。原則的には就労を目的とする移民の入国は認められていないため、正規移民入国者数は主として家族呼び寄せによる入国者数により左右され、家族呼び寄せに関してどのような姿勢を打ち出すかが、歴代の移民政策の要の一つとなってきた。この背景には、不正入国者の取締りも優先課題だが、不正入国者も含めて新たな移民流入の抑制が、正規に滞在する移民の統合を容易にするための必要条件となっているとの認識がある。

97年に成立したジョスパン政権も、前右派政権が実施した極めて厳しい取締り措置（チャーター機による不法滞在者の国外追放など）は是正したものの、基本的には歴代政府の移民政策を踏襲したといえる。

ただし、21世紀を目前に控え、四半世紀にわたりフランスの基本的移民政策を規定してきた経済・社会条件に変化が生じており、新たな観点から移民問題が取り上げられ始めている。

フランス経済は社会党が政権に復帰した97年の後半から回復傾向が鮮明となり、96年には前年比1.6%増だった経済成長率は、97年に同2.4%増、98年に同3.2%増と順調に拡大を続け、並行して失業率も一貫して減少している（ILO基準の失業率はジョスパン内閣が成立した97年6月の12.6%から98年12月に11.5%、2000年4月には9.8%へ）。景気回復を背景とする雇用環境の改善により、国民は将来に対しても楽観的な態度を取り戻している（家計景況感は99年11月に同指数設置以来、初めてプラスを記録）。また「失業を悪化させる」として嫌われてきた移民に対しても徐々に寛大になっているようだ。

98年7月にサッカーW杯で地元フランス

チームが優勝を飾ったことに国民は狂喜したが、フランスチームの勝利に、移民・海外県出身の選手が大きく貢献したことは、国民に「フランスの生活に溶け込んだ移民はフランス人である」ことを再確認させる機会となった。シラク大統領は「三色（フランス国旗）と同時に多彩色（肌の色）の勝利」と讃える演説を行い、移民問題でタカ派として知られたパスクワ元内相までが、ジョスパン政権の約束した不法滞在者への滞在許可発給で選に漏れた7万人（申請者総数15万人）に対しても、「フランスは移民を統合するだけの力のある国である」として滞在許可の発行を要請したことは、移民問題に関して世論の転換を示す象徴的な事件といえる。ちなみに、全国人権委員会などが中心となり実施されている「人種偏見年次調査」の結果をみても、98年秋の調査では、約40%が「人種偏見を持つ」ことを認める一方で、「アラブ人が多すぎる」とした回答は、90年度調査の76%が56%へ後退するなど、人種偏見が年を追って改善されていることを示しており、若者を中心に33%が「人種偏見を全く持たない」と回答している。なお外国人のフランス社会への統合指標の一つとされる、外国人（特に移民2世）とフランス人の婚姻は一定して増加している。

また人口の老齢化問題と関連しても移民問題が論じられるようになってきている。世界的レベルでは開発途上国を中心として人口の爆発的増加が続いているのが対照的に欧州など先進工業国では出生率が低下し、人口の老齢化、また将来的には人口減少も不可避とされる。

国連が準備中の「人口報告書」は、少子化の進むEUでは、現在の人口動向が続くと仮定すると、2025年には人口が現在比で500万人、2050年には4,000万人減少すると指摘している。また同報告書によると、現時点では退職者1人を4～5人の就労者が養っているのに対し、2025年には同1人を2～2.5人の

就労者が養わなければならない計算で、報告書は、EUの就労者人口を95年水準に保つためには2025年までに2,400万人の移民受け入れが必要で、また退職者と就労者の比率を現水準に保つためには1億5,900万人の移民が必要と結論。フランスについては、退職者と就労者の比率を現水準に保つためには2300万人の移民受け入れが必要としている。フランスではベビーブーマーが定年（60才）を迎える2005～6年を境に退職者人口が急増して、現行の老齢年金制度はいずれ破綻を迎えるといわれており、若年の移民人口を受け入れない限り、退職年齢の大幅引上げ以外に、年金制度の維持は不可能というのが関係者の一致した見解となっている。99年10月にルモンド紙上で、「右派が長年にわたり主張してきた移民ゼロ政策は非現実的」と発言して話題となった右派のジュペ前首相も、欧州の人口減少を考慮した上で、「将来的には外部からの労働力導入が必要になる」と論じていた。なおジュペ氏は、景気が回復し、さらに世論も移民に対して寛容になっている現在が、移民受け入れと統合について「国民的コンセンサス」を形成する好機であるとも述べた。

なお、ジュペ発言に関連してルモンド紙は、業界団体の金属冶金連合（UIMM）の指導者が99年夏に、自動車業界の労使会合で「ベビー・ブーマーが退職年齢に達する2005年ショックを考慮すると、移民流入をストップするのは誤り」と発言したことを紹介。また建設・公共事業部門などで、「移民の業種別割当て制度」などを通じての新移民政策の立案を望む声などが“非公式に”出始めているとも報じたが、2000年度に入るとマスコミは公然と人手不足とのからみで移民受け入れの必要について論じ始めている。

好況や新技術普及を背景にコンピュータ関連技術者、また業種別では近年、多数の雇用が削減された建設業界、長時間労働・低賃金のホテル・レストラン業界、熟練が要求され

るパン・精肉業界などで採用難が深刻化しており、オブリ雇用相はこれらの業種での雇用促進を目的とする広報キャンペーンを開始した。職業訓練制度の不備や、企業が必要以上の高資格保有者を希望することなども採用難の原因とされるが、関係者の一部からは外国人労働者の採用による採用難の解決を望む声が上がっており、運転手不足が深刻化する運輸業界では（兵役を通じて年間5万人が大型車運転免許を取得していたが、兵役は段階的に撤廃される）、ベルリンの壁崩壊により失職した東欧諸国の軍関係者は有望な人材源と指摘している。また、ドイツのシュレーダー首相が外国人コンピュータ技術者3万人の受け入れ採用を決めたことも、フランス政府に移民政策の見直しを求める声の一部から上がる背景となっている。

ジョスパン政権が今後どのような移民政策を展開するかは未知数だが、政府が「国籍法」と「移民関連法」改正に当たり叩き台とした「ヴェイユ報告書」が、未熟連労働者受け入れ抑制の必要を強調する一方で、フランスの経済発展に貢献する外国人の受け入れを奨励していることは注目される。同報告書は、フランスは外国人の流入を恐れるあまり、現在、世界レベルで加速している知的・経済交流の流れから除外される結果となっていると指摘し、投資家、管理職、研究者、教員、将来のエリートである学生などの受け入れを容易にする方向で滞在許可手続きを簡素化すべきであると提言。国内に進出した外国企業による外国人技術者・管理職ビザ取得数が96年には1,519件にまで落ち込んだ最大の理由は手続きの煩雑さが原因と指摘し、これを遺憾とするとともに、フランス企業がフランスで勉強した外国人学生を採用できないことも、輸出振興を阻害する結果となっているとしている。フランス国立科学センター（CNR

S）研究員であるヴェイユ氏は3月2日付レゼコー紙のインタビューでも、未熟連労働者と高資格労働者を区別した上で、法律改正を行わなくとも、既存の法規制の枠内で、外国人高資格労働者の採用は可能であり（「コンピュータ関連技術者への滞在許可書発給を容易にすることを目的とする」98年7月通達など）、フランスは積極的に外国人の高資格労働者受け入れるべきと発言している。

5. 結 び

フランスの今後の移民政策を考えるに当たり、当然、欧州連合（EU）の移民政策が視野に入ってくる。フランスはシェンゲン協定に続き、アムステルダム条約に調印したことで、5年後に「国境検問、ビザ発給、不法入国取締り、亡命者認定などに関する法規制など、域内のヒトの移動に関する政策」の決定権をEUに委ねたことになった。ただし、EU各国は、将来的には人口の老齢化の問題という共通した問題を抱える一方で、特に非欧州系移民の流入を中心とする外国人が国内に居住することにより発生する社会問題にも悩んでいる。99年10月にフィンランドで開催されたEUサミットでは、「移民や亡命者の域内流入を抑制するための手段として、開発途上国への経済援助と人権擁護に協力する」原則が打ち出されたが、具体的政策は未だ実施されていないようである。

もっとも、2000年2月3日にEUとACP（アフリカ・カリブ・太平洋）諸国の協力に関するポスト・ロメ協定に向けた合意が成立したが、同合意を通じてEUは、ACP諸国出身の不法移民の送還の実現を、同地域への援助とからめて交渉しており、EUによる共通の移民政策の現れの一つといえよう。

（岡田春彦）

対ロシアビジネスの現状 (フィンランド)

ヘルシンキ事務所

ロシアと1,300kmにわたり、国境を接するフィンランドは、ロシアによる独立前約100年間の統治や2度にわたる戦争の歴史を重ねて、ユニークな二国間関係を築いてきた。そうした歴史的・地理的強みを生かし、フィンランドはロシア向け事業展開の拠点としての利点を「ロシアへのゲートウェイ」と呼んでアピールしている。一方、ロシアもフィンランドを「西側諸国へのゲートウェイ」とみなし、これまでの二国間関係は両国の貿易に大きな影響を与えてきた。他方、日本はロシアを将来の潜在的成長市場として、関心は強いものの、政治・経済面の混乱がもたらす不透明性や具体的なビジネス情報・ノウハウの不足で、積極的な事業展開を躊躇する傾向が強い。

本レポートでは、現在のロシアが政治・経済面で不安定な状況にあるなかで、ロシアとのビジネスを展開し続けるフィンランド企業に焦点を当て、そのビジネスの現状を伝えるとともに、フィンランド企業との提携による、今後の日本企業の対ロシアビジネスの可能性を探る。

1. フィンランドの対ロシア貿易の推移と変化

フィンランドの対旧ソ連・ロシア貿易は、91年のソ連崩壊を挟んで、ここ20年ほどの間に劇的ともいえる大きな変化を経験している。旧ソ連およびロシアとの貿易推移をみると、80年代はじめには対旧ソ連貿易は輸出入全体の約26%を占めていたが、ソ連崩壊直後の92年の対ロシア輸出のウェイトは3%を割るまでになった。それでも再び、金融危機直前の

97年までは6～7%台を維持する回復傾向がみられたものの、98年夏の金融危機で後退し、99年はチェチェン紛争や不安定な政権、通貨ルーブルの下落なども影響してフィンランドの対ロシア輸出はさらに低迷している（表参照）。

ソ連崩壊以後のフィンランド側の大きな変化として、それまでソ連の精算（クリアリング）貿易の制度に乗って生産財の輸出を伸ばしてきたフィンランドの大企業がその地位を失い、それに替わって同国の中小企業が台頭

表 フィンランドの対旧ソ連・ロシア貿易推移

年	輸入額 (百万FIM)	輸入全体に占める ウェート(%)	輸出額 (百万FIM)	輸出全体に占める ウェート(%)	貿易収支
1981	14,378	23.5	14,924	24.7	546
1982	15,910	24.6	16,805	26.7	895
1983	18,389	25.7	18,244	26.2	145
1984	17,274	23.1	15,397	19.0	1,877
1985	17,153	21.0	18,099	21.5	946
1986	11,933	15.4	16,774	20.3	4,841
1987	11,938	14.4	13,127	15.4	1,189
1988	11,116	12.1	13,958	15.0	2,842
1989	12,152	11.5	14,496	14.5	2,344
1990	10,202	9.9	12,884	12.7	2,682
1991	7,455	8.5	4,521	4.9	2,934
1992	6,700	7.1	3,020	2.8	3,680
1993	7,836	7.6	6,059	4.5	1,777
1994	10,698	8.9	8,029	5.2	2,669
1995	9,314	7.2	8,450	4.8	864
1996	10,280	7.2	11,373	6.1	1,093
1997	12,532	7.9	15,529	7.3	2,997
1998	11,342	6.6	13,797	6.0	2,455
1999	12,703	7.2	9,485	4.1	3,218

出所：フィンランド税関など

注：1981～91年は対旧ソ連、92～99年は対ロシア貿易の推移、FIMはフィンランド・マルカ

してきたことがあげられる。

対ロシア貿易が壊滅的に縮小したのはロシア側の要因によるものばかりではない。90年代初頭にフィンランドを襲った経済不況により、銀行が輸出企業に輸出信用を供与できなくなったこと、また国も対ロシア輸出を後押しする財政的裏付けを欠いたことで、対ロシア輸出の困難さに拍車をかけることとなった。

対ロシア輸出の推移をロシア側からみると、90年代に入って大きな変化が起きた。まず生産財の需要が急激に減退し、特にフィンランドに対する造船需要が壊滅状態となった。一方、フィンランドに対する食品等消費財への需要は98年9月まで急増している。これはフィンランド側の輸出統計から裏付けられる。特にモスクワやサンクトペテルブルクなどの大都市での伸びが顕著であった。またフィン

ランド側の統計をみると、通信機器、事務機器、家具、自動車などの輸出が増加し、特にフィンランド経由で高額の自動車が輸出されている。こうした特異とも思われる現象は、ソ連崩壊以後に発生した「ニューリッチ」と呼ばれる層の出現を裏付けていると思われる。

多くの貿易活動が「合法的ではあるが」公式統計に反映されないかたちで行われてきた。特にサンクトペテルブルク市場の中小企業は、「統計には現れない」ビジネス活動を積極的に行ってきた。すなわち、フィンランド人あるいはロシア人が毎日のようにフィンランドからサンクトペテルブルク、ヴィボルグ、カレリアなどの両国国境に近い市場に小口で商品を持ち込むという手段である。これは東フィンランドの経済活動に無視できないほどの大きな影響を与えることとなった。また買

付けで東フィンランドやヘルシンキを訪問するロシア人の存在は地域経済に大きな影響を与えてきた。

しかしロシア側の度重なる、かつ突然の輸入制度の改正やルーブルの切り下げも輸出の減少に大きく影響した。特に税関規則の頻繁な変更は、フィンランドの輸出業者に直接的な大きな支障を発生させたが、それは現在も引き続き起きている。また98年のルーブルの大幅切り下げは、特に食品の輸出に壊滅的打撃を与えることとなった。

2. フィンランド企業の対ロシアビジネスの現状

現在のフィンランド貿易におけるロシアのウェイトは、かつてほどではなく、その重要性も薄れてきている。そして精算貿易で主流を占めた大企業のうち撤退を余儀なくされたところも多く、現在は中小企業が中心となって、ロシアとの貿易を継続している。

また貿易を左右するロシアの政治的・経済的見通しについては、依然不透明のままである。99年末のエリツィン大統領の電撃的辞任とそれに伴う大統領選の3ヵ月前倒し、さらにプーチン氏の大統領選勝利を確実にしたことなど、一般的に安定化へ向けての朗報と受け取られる要因もある。しかし、プーチン氏の人気もそれほど安定したものではないことから、期待先行とみる向きもある。

こうした環境下において、現在ロシアと貿易を行っているフィンランド企業の中から10数社を選び、貿易の現状と対ロシアビジネスの問題点についてインタビューした。ここではそのうちの代表的なものを取り上げて、フィンランドの対ロシア・ビジネスの実態を報告する。

(1) 建設業レミンカイネンの場合

レミンカイネンはフィンランドの建設最大手で、ビル建設、プロジェクト・建設管理な

どを事業の柱としている。74年からロシア市場に参入し、国境近くの都市のプロジェクトを中心に約200件以上の工事を手がけた実績を持つ。

インタビューの冒頭に「ロシアにも建設会社は存在するはずだが、なぜロシアが貴重な外貨を使って外国企業に建設を委託するのか」と、素朴な質問を投げかけたところ、「ロシアに大規模で洗練されたビルを建設できる業者はない」という答えが返ってきた。一般住宅などはロシアの業者で対応できるが、こうした業者ではビル建設には今一步届かないという。レミンカイネンは、建設工事の現場監督にはフィンランド人を配するが、一般の工事労働者にはロシア人を使う。同社のフィンランド人現場監督はロシア語が堪能で、習慣や規則に通じているという。ロシアの下請け業者も使う。建設資材についてはロシア製のコンクリートや鋼材が入手でき現地のもので問題ないという。

同社はモスクワとサンクトペテルブルクに支店をもち、そのトップはフィンランド人、従業員にはロシア人を配している。建設の注文は既に同社の名が知られていることから宣伝しなくても途切れず入ってくるが、プラント建設情報を入手して同社の方からアプローチする場合もあるという。

しかし98年の経済危機の影響は甚大だったようだ。経済危機前は同社の国外売り上げの40%を占めていたとされるロシア関係プロジェクトの売り上げは、98年が2億5,000万フィンランド・マルカ（FIM、1 FIM = 約16円）だったところ、99年は1億5,000万FIM程度に落ち込んだとされる。ロシアへの直接投資減、ロシア企業の信用問題、財政事情などが響いている。

ロシアのような取引相手への決済条件は当然、西側諸国相手の場合とは異なる。まずは前払で20~30%支払ってもらい、残金は月払いにする方法が取られている。また、できれ

ば前払金が多いほうが好ましいという。

ロシアでのビジネスに慣れている会社でも難問が山積しているという。まず、注文があっても資金手当てができていない現実味のある注文は少ないことだ。不安定な政情、予測困難な法律の変更や税制の変更、機能していない銀行制度、信用不安など、普通には取り引きができる環境にない。

このような環境の中でも建設という規模の大きいビジネスができることは、同社のノウハウそのものと思える。同社の強みを一口で言えば、やはり長期にわたる経験といえよう。ロシア国内のどこでも通用する総合建設、設計のライセンスを取得していることも建設業の特殊性から重要といえる。

(2) 輸送業ASGの場合

ASGはトラック、鉄道、航空機による輸送業を営み、総売り上げのうちロシア向け取り扱い貨物は全体の20～25%を占める。同社は保税倉庫、トレーラー700台を保有する大手である。国外からの貨物はロシア国境に近いハミナ港、コトカ港、トゥルク港あるいはヘルシンキ港にいったん陸揚げし、再度、鉄道かトレーラーに積み替えてロシアに向かう。主に消費財（アルコールとタバコを除く）をロシアに輸送するが、日本の複数の大手エレクトロニクス企業の製品も扱っている。

同社は、以前はスウェーデン企業であったが、現在はドイツのダンサズ・グループ（Dan Zas）に属している。

また同社はソ連時代から営業しており、現在はサンクトペテルブルク、モスクワに支店を持っている。

98年のロシアの金融危機以降は、それ以前に比べ取り扱い規模が半減しているが、最近では回復傾向にあるという。ただ今後の見通しという点については、「大統領選が終わるまで何ともいえない」と、先行き不透明感を示している。

同社にちまたで噂される法に沿わない通関の問題を質問したところ、「国境手前でロシアの業者が貨物を引き取り、通関手続きを行う」と述べ、こうしたことが制度化されていることをほのめかした。さらに輸出代金の回収は「ロシアからではなくロシア以外の国の銀行を経由して支払われる」という、回答であった。

ロシアとの取り引きで障害は何かという質問には、迷わず「頻繁に変更される通関手続き」と答え、日々の情報収集に苦勞が絶えないとの現状が語られた。

日本企業がフィンランド業者を利用することのメリットについては、フィンランドがロシアに統治されていた関係で、鉄道は同じ幅の軌道でつながっており、コンテナの積み替えが不要など、ほかの北欧諸国やバルト諸国にない有利さを保持しており、また特に通関にかかる時間がほかのルートに比べて早いことが強調された。そのほかクライアントの貨物が事故なく配送されることがフィンランド経由の最大のメリットとも話している。

(3) 流通業カウコマルキナット（Kaukomarkkinat）の場合

同社は紙の輸出からスタートした貿易商社のにせで、現在は輸入のウエートが高い。東西貿易部門は40年の長い伝統を誇る。現在、ロシアへは、消費財である食品、繊維、靴のほか、日本の有名ブランドのエレクトロニクス・電機製品やドイツの有名スポーツ製品、木材加工機械、ガラス工業機械、各種工業機械の部品、建材などを輸出している。一方ロシアから木材、パルプ、原油、プラスチック原料などを輸入している。ロシアからのパルプはフィンランドや第三国の製紙工場に仕向けている。石油、液体化学製品はロシア国境から40キロ西方のハミナ港にある26基のタンクに一時貯蔵し、再輸出する。

「精算貿易時代は楽だった」と同社幹部は

当時を振り返る。現在はモスクワ、サンクトペテルブルクのほか2都市に支店を置き、ロシア人をそれぞれの支店長に据え、マーケティングに当たらせている。もっとも本社従業員の40%はロシア語を話し、インタビューに答えた幹部も頻繁にロシアに出張している。こうした人材の厚みが同社の最大の武器といえる。「ロシアでは契約書よりも人脈と信頼関係がビジネスを決める」という。

90～99年までの同社の対ロシア・ビジネスは起伏が激しく、ピークの2億FIMから現在の240万FIMへと激減している。98年の金融危機に加え、チェチェン紛争でさらに悪化、大統領選もありビジネスは停滞が続いたが、エリツィン大統領の辞任に伴う大統領選繰り上げはともかく好材料という。

このように不安定な市場だけに、輸出代金は前払いで支払われている。ロシア・ビジネスはリスクだが資源では潜在的な将来性があり、今は我慢の時という。

また、日本との協力は歓迎であることと、40年にわたるロシア貿易の経験とサンクトペテルブルク副市長時代のプーチン氏との交流を含む同社の豊富な人脈が強調された。

(4) 造船業クヴェルナ・マサ・ヤーズ (Kvaerner Masa Yards) の場合

クルーズ船や砕氷船などの特殊な用途の造船を得意とする同社は、99年末に世界最大のクルーズ船「Voyager of the Seas号」を就航させたばかりで有名である。約10年前に同社はノルウエーのクヴェルネルに身売りされたが、それまではヴァルチラというフィンランドを代表する造船会社であった。

同社は第二次世界大戦後からソ連崩壊までの間に、約1,200隻の船をロシアに納めてきたというが、91年以降の実績はたった1隻という極端な落ち込み状態にある。また、その1隻も新船ではなかったという。

こうした落ち込みはとも補完できないが、

フィンランド国境近くのロシア領内にあるヴィボルグ港にロシアとの合併（ロシア75%、フィンランド25%）の造船所をもち、ロシア人1,800人を雇って貨物船の建造にあたっている。同造船所の能率は以前と比べると上がってきているという。

同社のロシア貿易のきっかけは戦後のソ連への賠償に基づく輸出からだが、それが同社の成長を促したといえる。同社は後に、サンクトペテルブルクとモスクワに支店を開設し、ソ連崩壊を経て、96年にヴィボルグ港の造船所買収に至っている。

ロシアの事情に明るい同社に今後の見通しを尋ねると、「原油価格の上昇が今後の回復の決め手」との答えが返ってきた。

「ロシア経済のかなめはエネルギー産業であり、その発展は価格の上昇以外にない」と言い切る。価格さえ上がれば、サハリンの天然ガス開発にも弾みがつくという。現在、多くの外国企業が関心を持っているが、そのうち米国企業は既に開発に携わっており、アラスカ - サハリン間に直行便があるという。フィンランドの同社の本業は造船業であるが、サハリン開発は砕氷船利用が避けられない環境にあることで、同地域の開発計画にも深く関係している。

サハリン開発の当面の関心事は「パイプライン・ルート」であるという。これまでのところ設置プランとしてはロシア経由で中国へ、新潟へ、サハリンの南端にターミナルを設け、それを經由して稚内へ、の3案が浮上しているという。

「ロシア・ビジネスで問題は何か」という質問には、「スローな官僚主義」という答えであった。例えば石油採掘権の案件は、ロシア議会に上程されるが、採掘区ごとに上程されることとなっているため、その進行が政治的なできごとや思惑で頻繁に阻害されるという。

ある日本の企業とかつて技術移転契約を結

んでいたが、需要減のために現在は失効している。しかしサハリンでのビジネスが動き出せばそれを復活させたいという。また同社のLNG船や石油採掘船を使ったサハリンでの石油開発合弁事業などを日本企業と行いたいと述べている。そのような機会には、ヴィヴォルグ港でのロシア人雇用の合弁事業の経験が大きなセールスポイントになるものとみられる。

(5) 金属鋳業・オウトクンプ(Outokumpu)の場合

フィンランドを代表する採鋳企業である同社は、ロシアから金属原料を輸入し、完成品である金属製品の輸出や技術供与を行っている。またロシアに6つの関連会社を合併で有していることから、ロシア鋳業の中核に深くかかわっているといえる。

98年の金融危機以前と以降の売り上げについては、同社の輸出入比率(輸入4:輸出1)を反映してその影響をほとんど受けておらず、98年以降は「最初は少し鈍化したが、最近は再び上昇してきている」という回答である。ほかのインタビュー企業のほとんどが「半減した」と答えているのとは対照的である。

同社のロシアビジネスの発足は「ソ連への技術供与と同国からの金属原料の輸入」からだが、これは「当時のフィンランドとソ連の二国間貿易協定に負うところが大きい。現在はソ連崩壊後の新興企業と同様の関係を保っている」という。

基幹産業に深くかかわる同社のロシアについての見通しは「経済成長や市場経済に向かう動きは極めてスローである」とである。

長いロシアとのビジネス関係をもつ同社にロシアビジネスの問題点を尋ねると、「通常の決済は問題無いが、長期の技術プロジェクトや合弁事業はファイナンスに問題がある」と、指摘した。

(6) 森林伐採機メーカー・ティンバージャック(Timberjack)の場合

同社はこれまで製紙機械大手メツォの1部門であったが、99年末に米国の農機具メーカー・ディーアが買収することが発表された。同社ブランドの伐採機は森林・木材関係者の間で良く知られている。ロシアへは伐採機を含む関係機械一式を供給している。ロシアへの販売は直接行う場合と代理店を使う場合がある。ロシア極東にサービス会社を合併で設立しているほか、同社独自の拠点をモスクワとハバロフスクに有している。

ロシア経済の見通しについては「2~3年後に改善か」と期待するものの、同社には「今のところとりたてて明るい展望はない」と述べる。同社のロシア市場戦略は地道に全国に幅広く顧客を開拓していくことのようなのだ。

大型機械の輸出だけに決済条件が気になるところだが、他社の場合と同様に対ロシアは統一して、前払いが条件となっている。もっとも同社の主要な顧客はロシアの森林伐採業者、すなわち輸出産業であることから支払いのための外貨準備はあまり問題ないという。98年の金融危機でも同社の対ロシア・ビジネスにあまり影響が出なかったのはこうした特殊な事情によるものようである。

現在の問題点が「ロシア側で法律、税関、そのほかの規則が頻繁に変更され、それが取り引き上の大きなネックになっている」という点はそのほかの企業と同様である。

同社はロシア極東で既に日本企業といくつかの事業を行っている様子だが、さらに長期的な協力関係を求めていきたいとしている。

3. ロシア・ビジネスの問題

インタビューを行った企業から、現実のビジネス遂行上での問題が数多く指摘された。この項では問題をマクロと実務上に分けて整理し、掘り下げてみたい。

(1) マクロの問題

まずマクロの問題であるが、短期的には、新国会、新大統領の政策がどうなるのか、経済回復が続くのかどうか、どのようにして融資・財政赤字問題を処理するのか、の3点に絞られるであろう。以下にそれを詳しくみていく。

新国会・新大統領の政策はどうか

ロシアの政情は極めて不安定で、チェチェン紛争が支払う代償は高いといえる。同国は既に民主主義国家としての面目を失っているともいえ、このことが国際融資機関を遠ざけることになっている。ただ同国が核を保有しているという事実が皮肉にも融資の流れをかるうじて可能にしているといえる。また同国はそのことを知っている。

大統領選挙の結果が、ロシアに対する国際社会に影響を与えることは必至であるが、同国内での利害と国際的な利害が対立する可能性もある。すなわち同国がどのようにして連邦の国民的課題を解決するかにかかっている。

新国会が与党寄りになったことにより、市場優先の法律を採択することがより容易になるであろう。しかし一方で、新国会を待ち受ける困難な問題は依然として多い。例えば、非営利企業が国家予算から受けている援助の問題である。これらの企業が破産すれば大きな痛手を受け、失業者は劇的に増大することになる。果たして新国会と新政府はこのような決定ができるか疑問が多いといえる。

新国会、新大統領政策とその後の行方

プーチン氏の人気が高まった主な理由は、チェチェン紛争がロシアに有利に展開されたためである。ロシア人は「チェチェン人テロリスト」という共通の敵を持つことになり、プーチン氏はそのテロリストを破った英雄とみられている。人気のもう1つの理由は、規律や秩序維持ためには極端な手段さえ用いる

豪胆さである。ロシア人は無政府主義者や犯罪行為にうんざりしており、同時に民主的自由と秩序を取り戻すことのできる強い指導者を欲しているとみられる。

ロシアにおける主要な危険性は、進行する政治不安、国家の債務不履行、国際的な政治・財政上の孤立である。チェチェン紛争のため、世界が一致して融資のハードルをより高くした場合、債務不履行の危険性は非常に高くなることが予想される。

しかし一方、楽観的な可能性をみることもできる。つまり新国会と大統領が改革のために協力し、選挙後、資本の逃避が軽減し、投資が伸び、国内需要が復活し、いくつかの部門の改革が市場を支えるという筋書きである。「ロシア2001年ユーロ債」に投資した投資家が、2001年11月に100%の償還を得ることになれば、国内外でロシア政府は信用を取り戻すことになるとみられる。

工業生産の変化

99年の工業生産は軽工業の50%増を筆頭に顕著な回復を示している。こうした部門の回復は、長期的にみると、投資活動を刺激することが期待できる。しかし今日、ロシアの財政部門は依然として脆弱で、投資に対する実質金利は高い。貯蓄率は低く、銀行に対する信頼も低い。今のところ、生産の拡大は主にこれまでの生産能力を活用した結果である。長期的に生産が増大すると、当然のことながら投資活動と建設工事も増大する。また、生産財の輸入も拡大する。

経済回復のあらゆる兆しに反して、多くの構造変化が依然として不完全のままであることを指摘しなければならないであろう。多くの大企業が、国家の援助を期待できないために、この先倒産することが予想される。もっとも実際には、これらの企業の多くはもはやいかなる活動も行っていないが、法律的には破産していない状態である。

国家予算

99年当初の否定的な予測に反して、財政事情はこれまで予想されていたものよりも改善の傾向がみえる。歳入目標が達成されなかった年は何度もあるが、99年春にスタートした連邦政府は、目標を達成したばかりかそれを上回った。これには5つの理由が考えられる。

- 1) ルーブルの切り下げと、引き続くルーブル安により、輸入関税収入を結果的に増やす効果があった。
- 2) 弱いルーブルと石油価格の高騰によって輸出業者が有利となり、政府が輸出関税、特に石油価格からより高い歳入を徴収することが可能になった。
- 3) 経済回復により広範囲な課税基盤を築いたばかりでなく、徴税環境をも改善した。
- 4) 政府が付加価値税率を20%に保つことができ、エネルギー企業との交渉にも成功したことで、歳出の現金払いを大幅に拡大できた。
- 5) 政府が99年にIMFとの支払い合意に到達できた。

2000年予算

2000年予算案を編成中、マクロ経済の発展に関してある仮定が示された。仮定条件は次のとおりである。経済成長は1.5%、名目GDPは5兆1,000億ルーブルに、インフレ率は18~22%、ルーブルの平均為替相場は1ドル・32ルーブル、平均原油価格1バレル・19ドル。連邦歳入は7,435億5,000万ルーブル、歳出は8,014億2,000万ルーブル。

歳入は99年と同額に見積もられている。税収はGDPの12.9%と見込まれ、これは99年の税収よりも高く見積もられている(11%増)。税収の40%以上は関税や輸入品の付加価値税など、貿易に課せられる税金に期待されている。このほか税収などに関し重要点を紹介する。

- 1) 輸入の落ち込みがルーブルの価値の減少

よりも少なかった。99年の7ヵ月間、輸入品に課せられた付加価値税からの収入は連邦税収の15%を占め、全付加価値税収入の53%にのぼった。

- 2) 輸入品の物品税はアルコール飲料、自動車、いくつかの贅沢品に特定されているが、99年の物品税は全税収の1%であった。
- 3) 輸入関税にも付加価値税と同様の効果があった。つまり輸入品のドル建価格は45%下落したが、輸入関税からの実質徴収額は変わらなかった。99年の7ヵ月の間、連邦税収における輸入関税の割合は11%で、98年同期と同じであった。
- 4) 98年に石油への輸出関税が再導入され、これは石油価格が高い限りは撤廃されない。関税は世界原油市場価格によって決まる。

予算に関しての主要課題は、国家が負債を解決できるかどうかである。この答えはロシアの政治に大きくかかっている。もしチェチェン紛争が長引くと、ロシアが負債問題を解決することはより困難になる。

しかし一方で、紛争が国際圧力で終結した場合は、むしろロシアが新しい借款を調達することがより容易になるといえる。

(2) 実務上の問題

貿易政策としての関税

ロシアの関税率の頻繁な変更は貿易業者や投資家を混乱させていることをインタビュー先の多くが訴えた。

関税率の変更はむしろ現在、ロシアの主要な貿易政策手段であり、数量制限やほかの政策手段はあまり使われていない。関税が連邦予算の財源を満たし、また国内産業を保護するために用いられているのである。いわゆる季節関税はどの年でも6ヵ月まで適用することができ、適用範囲を限定していない。

ロシアは市場経済化を目指し、93年にはGATTへの加入を申請した。また95年12月

にはWTOへの加盟も要請している。

さらにEUとロシアはより親密な政治・経済関係の発展のため共同協力協定（PCA）に調印し、相互にGATTの最恵国待遇を与えるとともに、輸入の数量制限をなくしている（鉄鋼、繊維、核部門では例外がある）。つまりこの協定は、数量制限や関税を上げるなどの措置をとる前に、ロシアがEUと協議しなければならないことを意味している。

基準、検査、認可手続き

基準、検査、認可手続きは、ロシア市場参入の重大な障害となっており、外国人はさまざまな部門でこの問題に直面している。つまりこれはロシアの標準化制度が透明性を欠くことと強制的な適合検査手続きによるものである。限られてはいるが、国際標準に基づく基準を使って適合検査手続きを行うこともある。これら手続きは、著しく手間がかかり、かつ高額で、差別的でもある。

ある特定の機関が、利点のあるこの認可手続きに既得権を持っている場合がある。ロシアでは、加盟した国際標準をあらゆる分野で取り入れ、それを直接、または国内経済の必要性に応じて補足的に使用している。ロシアで適用されているISOあるいはIEC標準の数は3,800件にのぼる（1万2,150件あるISO/IEC標準の31%にあたる）。96年1月1日現在、国際標準と完全に一致した標準は、ロシアで適用されている全標準の18%だったが、2000年までには、その割合は50%に達する見込みである。

ロシアに販売目的で輸入される製品の多くは、ロシア国家標準委員会（GOSSTANDART）が発行する適合検査書を有するように求められている。ロシア国家標準委員会は広く受け入れられている国際標準（例えばISO-9000）よりはむしろ、ロシア政府の標準に基づいて製品を検査し、認可している。ロシア国家標準委員会とその認可団体がロシ

アの唯一の認可組織である。

「検査・認可手続きがしばしば重複し、製品が認可されるまでに高くついたり遅れたりする」との不満を、ロシアに輸出する業者からよく聞かれる。

表示義務

非食料品向けの新しい表示義務が、98年7月にロシア当局によって起草された。この制令第1037号「ロシア連邦に輸入される非食料品へのロシア語情報の存在を確実にする措置」は、国家標準案「非食料品：消費者への情報、一般義務」によって補足されることになった。この制令では消費者への情報がロシア語表示で与えられなければならないと規定している。そしてこの規則は98年7月1日から発効している。

原産地証明

商品の原産地を証明することは輸入関税の算出に重要である。原産地証明は生産国の商工会議所によって発行される。この証明書は義務的書類には相当しない。証明書がない場合、物品の通関手続きはしかるべく実施されるが、関税に関して特別扱いはなくなる。

原産地証明にはA型とCT-1型の2種類がある。A型の原産地証明書は開発途上国で生産された物品に対して、「税関関税について」の法律に基づいて発行される。ロシア関税規則の規定によると、この証明書は輸入関税を2重に下げることができる効果がある。

CT-1型の原産地証明書は独立国家共同体（CIS）で生産された物品に発行される。

ロシアにおける関税等支払い

ロシアへ輸出する際に税関で支払う関税や手数料には以下のものがある。

- ・輸入税
- ・輸出税
- ・通関手続き手数料

- ・物品保管手数料
- ・税関競売参加料
- ・税関当局による証明書発行手数料
- ・物品税課税対象品のマーキング手数料

物品税と付加価値税

輸入関税のほかに、輸入品には物品税と付加価値税の2種類が課税される。

物品税

物品税はアルコール飲料、紙巻きたばこ、自動車のような贅沢品に課せられる。96年3月7日付連邦法「物品税について」は、国産品と輸入品に関する物品税査定を、より統一のとれた制度へ、すなわち単一税率の適用に向けて大きく前進させた。

付加価値税

付加価値税は、ロシア連邦法によって特別に定められた事例以外は、ロシア連邦に持ち込まれる物品に課せられる。

10%の付加価値税率が定められているものは以下のとおり。

- ・ロシア連邦政府に承認されたリストによる食糧（物品税がかかるものを除く）
- ・ロシア連邦政府に承認されたリストによる児童向け用品

その他の物品（物品税が課税される食糧を含む）は、ロシア連邦域内に運び込まれる際20%の税率で課税される。この現行税率20%が変更される見通しは今のところない。

税関手続き

税関管理と通関手続きを受けるために、物品輸送業者は税関に詳細な必要書類と情報を一括して提出しなければならない。すなわち輸出入の別、輸送目的、輸送条件、輸出入業者間の支払い方法、CISが定義する物品名などを具体的に記載し申告する。

輸入業者はまた、すべての輸入物品に対して税関貨物運送申告書を記入するように求められている。申告書類は税関当局に提出する

ためにロシア語で記入されなければならない。原産地証明、適合証明も税関で提出されなければならない。

同様に、輸出業者も輸出申告書を記入するように求められており、もし必要ならば税関に輸出ライセンスも提示しなければならない。

道路輸送される物品は、国際道路輸送カルネ制度をめぐる論争のために困難にさらされている。この問題は貨物輸送に絡んだ広範な詐欺行為に源を発するといわれる。

輸入禁止事項

国際的義務（有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル協約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書）が要求される時以外は、輸入規制を用いていないとロシアは強く主張している。

輸入許可書

農薬、戦闘・競技用武器、自衛用品、爆発物、軍事および暗号装置、放射性原料とウランを含む廃棄物、強力毒物、麻薬、宝石・貴金属、合金、石を含む多くの物品の輸入には、輸入許可書が必要である。輸入許可はまた電気発電機、電気回転交流機、静電交流機、電磁石、一定の照明とケーブルなどにも適用される。

ほとんどの輸入許可書はロシア貿易省およびその地方支局で発行され、国家税関委員会によって管理されている。

外国投資

ロシア政府は外国投資を奨励するというものの、安定して魅力的な投資環境を創り出すことに苦労している。特に経済、政治の不安定は投資機会を求める企業の意欲を妨げる結果となっている。また官僚的な要求事項が投資家を混乱させ、企業に入札あるいは開発権を与える際の官僚的裁量は、一貫性を欠いたものになっている。

税制度

外国企業がもっとも不満を持つのはロシアの税制度、特に税金の種類、制度の安定性、透明性、そして正当な法手続きの欠如である。同国は、利益、超過給与、配当金、源泉徴収、賃金総額、道路使用、財産税、付加価値税、輸入・輸出税、物品税、地方税など、多くの税金を課している。これは、内外の企業意欲を削ぐ何者でもない。高税率に加え、税金は何の予告もなく頻繁にまた根本的に変わり、しばしば遡及して課税されることがある。

5. フィンランド企業の強みと日本企業との提携の可能性

フィンランドは西側企業にとって、「ロシアとビジネスを行う時のビジネス・センター」という考えが既に90年代はじめに欧州で定着した。この考え方は、主にフィンランドの優れたインフラ（輸送、通信、法制度など）とロシア市場に関する豊富な知識に基づいている。

西側諸国の企業の間では、ロシアと取引を行う時にモスクワ事務所を設置することは常識となっている。先にみたように実務上で数々の問題があり、ロシアの外からロシア市場の問題を取り扱うのはかなり困難といえる。つまり市場が存在するその場に毎日いることが必要である。

一方、興味深いことにロシアの対フィンランド投資も90年代に急速に伸びている。つまりロシア企業が、同国と取引を行う西側企業のために、フィンランドに貿易会社を設立しているのである（統計では現れてこないことが多い）。またロシアのフィンランドへの投資の一部は、ロシアからより安全な国への資本の流出となっているとみられる。フィンランドとしては、これらの投資が国際法または同国の法律を侵さない限り、ほかの国の投資と同様に認めている。

(1) 輸送分岐点としてのフィンランド

フィンランドは90年代に、欧州からロシアへ、そしてロシアから欧州への主要な交通の要所として既に有利な状況にあった。

これが可能となっている理由は、次のような点である。

フィンランドが高水準の交通インフラを備えている

フィンランド以外の国に制度上の問題が多い。

- ・サンクトペテルブルク港でのマフィアと汚職

- ・バルト3国の港の能力不足

- ・ロシアとの共通の鉄道ホイールゲージがない

- ・中欧からモスクワやサンクトペテルブルクへの直接鉄道輸送が不確実である

- ・極東からモスクワへの直接鉄道輸送が不確実である

- ・フィンランドの港へ船で運び、そこからロシアへ、鉄道またはトラックで輸送した方が簡単で安い

フィンランドにはロシアとの長い間の貿易の歴史がある。また税関および輸送上の問題を処理する二国間の作業グループがある。

大量のロシアの石油と化学物質が、伝統的にフィンランド港経由で世界市場に輸送されてきた。ロシアは輸送に鉄道を主に用いており、フィンランドはロシアと共通の鉄道ホイールゲージを使用している。加えて、ロシアに近いフィンランドのコトカ市、ハミナ市には巨大港がある。これらがフィンランドに競争力をもたらしている。

フィンランドを通過してロシアに向かう交通量が急激に増え始めた95年から初めて統計が作成されたが、それ以降の通過輸送量は常に高水準を維持している。

(2) 北極地方の中心地としてのフィンランド

天然資源を有するロシアの北極圏地方はフィンランドに近接しているが、これら資源の輸送問題はいまだに解決されていない。可能性の1つは、ロシア北部の石油と天然ガスをフィンランド経由で中欧市場に輸送することである。

ロシア、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、そして日本も、北極地方の自然、天然資源、経済・社会生活に関して共通の問題を有している。フィンランドには、これらの問題を既に何年間も研究している北極センターがある。

東西間を結ぶ北極輸送の新しい概念は、フィンランドにとって新しい可能性ある選択肢ともいえる。

(3) ロシア情報中心地としてのフィンランド

ロシアとの長年の共通した政治的、経済的そして文化的な歴史と、第二次世界大戦以降の大規模な貿易は、フィンランドにおけるロシアに関する知識の基盤を築いた。この知識は「外国文化の知識」であるが、両国ではいくつかの古い伝統が良く似ているとみることができる。相違点は多くあるが、フィンランド人とロシア人には共通した伝統がたくさんあり、相互理解を容易にしている。例えば「同じように酒を飲む」ことは両者にとって重要である。サウナ文化も似通っており、社会生活に重要である。「相違点の陰に人々を発見する」ということは、ロシア人とフィンランド人にとって重要なことである。すなわち、人を信用するということである。農業的背景は、両国民にとって依然としてかなり身近なものだ。ほとんどの人々は、地方にルーツがあるし、両親が地方に住んでさえいる。

歴史の中で、フィンランドは巨大な隣人となんとかうまくやってきた。ロシアが非常に弱体化はしているが、再び強くなりたいと思っている現在、この事実は非常に重要であ

る。ロシアは、所有する武器を考慮に入れると強大な国家である。この種の隣人をうまく扱いつつ、そのほかの国に対する面目を失わないようにするには、巧妙な外交と駆け引きが必要となる。ロシアもまた、小さな隣人とその政治を信用することを学んできた。

ロシアがフィンランド経済にとって重要であるため、フィンランドには多くのロシアの専門家がいて、ロシア市場の変動について分析を行っている。90年にはフィンランドとロシアの間の貿易制度に変化があったが、フィンランドのロシアに関する情報は途切れず継続している。

(4) 日本企業との提携可能性

「フィンランドの対ロシア貿易の有利性については理解しつつも、いまさらフィンランドと組んでロシア・ビジネスに取り組む必要がなぜあるのか。ロシアと国境も接している日本だから直接取り引きを目指せばいいではないか」という考えも否定できない。事実、日本の大手企業はモスクワに拠点を置き、かつ人脈も築き、単独で西欧企業に優るとも劣らない企業活動を続けている。

しかしインタビューで明らかになったように、日本の有名企業の中にもフィンランドの企業や貿易商社と組んで対ロビジネスを行っているところも少なくない。これは、ロシアでビジネスを行う場合にロシア国内に支店を保有し、ロシア人ネットワークを押さえていなければ商売ができず、かつそれを新たに築くことが至難の業であるからだ。

インタビューに応じたフィンランド企業の中には、このインタビュー調査を通じて自社の名前が知られることになり、日本の企業からのアプローチがあることを期待する旨の発言も多かった。ロシアに近いフィンランドは、日本に対しても、経済大国を築き上げた尊敬の念と親近感を持っている。ロシア人と共通の伝統を持つフィンランド人はまた、日本人

とも似た性格を持っている国民である。ロシアと日本は違いが大きすぎるがフィンランド人とビジネス上、提携することはこれに比べ容易と考えられる。

もっとも今、ロシアの経済事情が新規ビジネスを受け付ける環境にないということも事実であろう。当面は情報収集を行うという向きには「フィンランド・ロシア商工会議所」とよばれる組織が情報源として有用である。同商工会議所はヘルシンキを本部とし、会員にロシア・ビジネスを行うフィンランド企業460社を抱えるフィンランドの組織である。

主な活動はロシア国内の支所から報告される制度情報などを会員に提供することである。インタビューした企業の中にはロシアと取引を始めた当初、情報源として活用したとコメントしたところもある。現在は関税制度や税制が頻繁に変更される情報を、いち早くフィンランド語で提供している。同商工会議所はフィンランド法人であれば日本の会員も歓迎しているという。

(長田榮一)

(注) 本稿は2000年3月のロシア大統領選挙の前に執筆されたものである。

Chronology

クロノロジー

EU

EUROPEAN UNION

4 月

- 3 ~ 4 日▶EU・アフリカ首脳会議開催。共同宣言（カイロ宣言）と分野ごとの課題を示した130項目の行動計画を採択。カイロ宣言では、経済、政治、社会などあらゆる分野で両地域の関係を発展、強化させることを提唱。行動計画では、貿易、産業発展、投資、研究開発、インフラ整備、技術供与、対外債務など各分野でのEU、アフリカ双方の努力目標を提示。これら実行目標は2003年に欧州で開催されるEU・アフリカ首脳会議で点検される予定。
- 13日▶欧州委、日本と韓国で牛などの家畜が感染しているウィルス性の感染症および口蹄疫対策として両国にワクチンを緊急提供する旨発表。日本政府が、感染の広がりが農家に与える経済的影響を懸念し、EUに支援を求めているもの。

5 月

- 3 日▶欧州委、ギリシャのユーロ参加（2001年1月1日から）を承認。
- 5 日▶プロディ欧州委委員長、欧州委の幹部人事を刷新。行政統括のトロヤン事務局長がジュネーブ駐在代表、レビ主席報道官が政治経済問題アドバイザーに就任。
- 8 日▶EU蔵相理事会開催。「現在のユーロ水準に関する懸念を共有する」と強調

した緊急声明を発表。欧州復興開発銀行（EBRD）の次期総裁にルミエール仏大蔵省国庫局長を内定。

- 10日▶欧州委、加盟各国の政府が民間企業から購入する際の政府調達規制について、通信分野を規制の対象外とすることを決定。情報技術（IT）革命を後押しする狙い。今後、エネルギー、水道、運輸の各分野も自由化が進んだ段階で規制対象外とする考え。
- 15 ~ 19日▶EU・中国、中国のWTO加盟をめぐる交渉を北京で開催。中国のWTO加盟に関し、EUのラミー欧州委委員と中国の石広生・対外貿易経済協力相が合意文書に署名。合意分野は、自動車、銀行、証券、保険、卸売り・小売り、ハイテク製品、通信、農産物、日用品など。
- 26日▶欧州委、各国で独占市場が定着している電力分野の競争を促すため、年内に自由化指針を策定することを決定。

英国

UNITED KINGDOM

4 月

- 6 日▶中銀、金融政策委員会で、政策金利（レポ金利）を6.0%に据え置くことを決定。
- 12日▶欧州委、ボーダフォン・エアタッチによる独マンネスマンの買収を条件付きで承認。
- ▶日産、フォード・モーターなど自動車メーカー各社の英国現法幹部、ブレア首相と会談。ポンド高に懸念を表明。

- 16～17日▶ブーチン次期ロシア大統領（当時）訪英。ブレア首相との首脳会談のほか、エリザベス女王とも会見。
- 19日▶中銀、4月の金融政策委員会議事録を公開、6対3で政策金利据え置きを決定したことが明らかに。
- 28日▶独BMW、傘下のローバーの主要部門売却で、英投資グループ、アルケミー・パートナーズとの交渉決裂を発表。

5 月

- 3日▶ロンドン証券取引所、ドイツ証券取引所との合併を発表。
- ▶森首相、ロンドンでブレア首相と首脳会談。
- 4日▶ロンドン市長選で無所属のケン・リビングストン下院議員当選。地方選でも労働党惨敗。
- ▶中銀、金融政策委員会で、政策金利（レポ金利）を6.0%に据え置くことを決定。
- 5日▶ブレア首相とアイルランドのアハーン首相、停滞している北アイルランド和平プロセス進展に向け声明を発表。北アイルランドのカトリック系過激組織アイルランド共和軍（IRA）の武装解除完了時期の延期などを含む妥協案を提示。
- 6日▶IRA、武装解除の意思を表明。
- 8日▶欧州委、製薬大手グラクソ・ウェルカムとスミスクライン・ビーチャムの合併を条件付きで承認。
- 9日▶独BMW、傘下のローバーの主要部門を、ジョン・タワーズ、ローバー元社長率いるフェニックスに売却する旨を発表。
- 11日▶ジェットロ、海外貿易総省および貿易産業省対英投資局と相互協力の覚書締結。
- 16～17日▶クック外相、ロシア訪問。イワノフ、ロシア外相らと会談。

- 17日▶中銀、5月の金融政策委員会議事録を公開、全会一致で政策金利据え置きを決定したことが明らかに。
- ▶統計局、4月の失業率を3.9%と発表。80年1月以来、20年ぶりの低水準に。
- 27日▶北アイルランド地方のプロテスタント系最大政党のアルスター統一党、党評議員総会において、北アイルランド行政府の再開を承認。
- 30日▶北アイルランド行政府再開。

フランス

FRANCE

4 月

- 1日▶付加価値税（VAT）の基本税率、20.6%から19.6%に引き下げ。
- 4日▶ラング教育相、職業高校向けの予算を年間6億フラン増額すると発表。このうち3億5,000万フランは、2000年度補正予算案に盛り込み、新学期の始まる9月から実施する予定。
- 6日▶産業担当閣外相は、景気回復によるエネルギー消費の大幅増加に伴い、99年の国内のCO₂排出量が1億800万トンに達し、90年レベルを400万トン上回ったことを発表。フランスは97年12月に調印された地球温暖化防止のための京都議定書の枠内で、2010年のCO₂排出量を90年レベルに維持することを公約している。
- 7日▶国立統計経済研究所（INSEE）の発表によると、99年の民間部門の基本給（月額総計、各種手当では除く）は前年比1.7%増加（インフレ補正前）。
- 11日▶ジョスパン首相、経済・財政・産業省主催のフォーラムで、企業家支援措置を公表。情報技術を中心とした「ニューエコノミー」が喧伝される中で、民間部門の企業設立の活力を高めて景気刺激と雇用拡大を図るのが狙い。

- 13日▶パリ株式市場、トータルフィナ・エルフ（石油）、BNP・パリバ（銀行）、ソシエテ・ジェネラル（銀行）、EDF（電力公社）、ベルギーのエレクトラベル（電力、仏スエズリヨネーズ・デ・ゾー傘下）との提携により、フランスで欧州エネルギー取引市場、EPX（ヨーロッパ・パワー・イクスチェンジ）の創設を検討している旨発表。
- 14日▶産業省、遅くとも6月初旬までにUMTS規格の携帯電話事業権入札を開始する旨発表。
- 18日▶ICカードを用いた新たな電子決済システム、サイバーCOMMが開始。
▶産業開発局（DATAR）、99年の外国直接投資受け入れ件数を447件と発表。前年の記録的な445件をさらに上回る。
- 25日▶国民議会、緑の党の議員団が提出した「環境厚生局」の設立に関する法案を賛成多数で採択。
- 26日▶ファビウス蔵相、2000年度補正予算案を閣議に提出。当初予算案と比べ、514億フランの税収増が見込まれることから、補正予算が策定されることになった。税収増加分のうち、406億フランは減税に回される。
- 27日▶フランス・テレコム、国際通話料金を平均10%引き下げると発表。これにより、固定電話による欧州20カ国および米国、カナダへの国際通話料金は均一化。
▶欧州委、フランス・テレコム（FT）によるユニバーサル・サービス費用と他の事業者からのFTへの拠出金の計算方法がEU規則に適合していないとして、フランス政府を欧州裁判所に提訴することを決定。
- 1 35%引き下げ。個人ユーザー向け電力料金の引き下げ率は1.3%。
▶ガス公社（GDF）、調達コストの増加により、天然ガス料金を平均6.5%引き上げ。
- 2日▶森首相訪仏、シラク大統領、ジョスパン首相の各々と会談。
▶アルカテル（通信機器メーカー）、富士通と次世代携帯電話システム（端末を除く）の開発で合弁会社を設立する旨発表。
- 3日▶ジョスパン首相、各省庁に対し2001年度予算のシーリング（概算要求枠）を提示。歳出の伸びを実質ベースで0.3%に抑える内容で、同年の予想インフレ率が0.9%であることから、名目ベースで1.2%増加となる。
- 3～4日▶ジョスパン首相、ハンガリーを訪問し、同国のEU加盟申請に対する支持を表明
- 15日▶ジョスパン首相、若年者層における不平等是正と雇用促進を目的とした一連の措置を提案。若年者向けにインターネットへの無料アクセスを提供する提案も含まれる。
- 17日▶政府、ガス市場自由化に関するEU指令の国内法制化法案を閣議で採択。民営化は断念。
- 18日▶トータルフィナ・エルフ（石油）は、労組に対し国内の石油部門において向こう3年間で1,313人の雇用削減を実施すると発表。ただし、同時に193人の雇用が創出されるため、実際の削減数は1,120人となる予定。
- 22日▶仏株式市場でもニューエコノミー株、急落。
▶ポーランドの国庫相、同国国営電気通信社（TPSA）の部分民営化（35%資本）の交渉相手にフランス・テレコムが選ばれたことを明らかに。

5 月

1日▶電力公社（EDF）、電力料金を平均

- 22日▶オブリー労相、99年度の社会保障会計の収支結果を発表。
- 23日▶アリオマリ共和国連合（RPR）総裁、セガン元国民議会議長を党のパリ市長候補に擁立すると発表。
- ▶パリ国立銀行（BNP）株主総会開催。パリバとの合併を最終的に承認。
- 24日▶政府、ベルナル・ペシュール氏を経済・財政・産業省官房長に任命する旨閣議決定。
- ▶政府、オブリー労相が提出した社会近代化法案を閣議決定。
- 31日▶政府、4月の失業率を9.8%と発表。8年ぶりに10%を下回る水準。

ドイツ

GERMANY

4 月

- 4日▶内務省、99年の極右動向を発表。国内の極右活動家、前年比でやや減少。
- ▶ラウ大統領、ギリシャを公式訪問。
- 5日▶ドイツ銀、ドレスナー銀との合併中止を発表。
- 9日▶民主社会党（PDS）のビスキー党首とギーズイ院内総務、今任期限りの辞任を表明。
- 10日▶メルケル氏、エッセンで開催されたキリスト教民主同盟（CDU）党大会で、党首に正式に選出。
- 11日▶CDU党大会、裏金疑惑の危機を教訓に政権奪還を目指す「エッセン宣言」を採択して閉幕。
- ▶欧州委、西ドイツ州立銀行（WestLB）への助成問題で、連邦政府を欧州裁判所に提訴。
- 12日▶在独米国大使館、ハノーバー国際博覧会での米国館建設を断念すると発表。スポンサー不足が原因。
- 14日▶連邦議会の特別調査委員会、CDUの裏金疑惑で、CDUの元会計責任者の
- バウマイスター連邦議会議員を証人喚問。
- 27日▶連邦議会の特別調査委員会、CDUの裏金疑惑で、CDUの元会計責任者のワルター・キープ氏を証人喚問。同氏、一連の疑惑への関与を否認。
- 28日▶シュレーダー首相、ポーランド西部のグニエズノで中欧4カ国首脳と会談。欧州統合の促進を目指すとの共同宣言を発表。
- ▶リースター労働社会相、東京で開催された日独政労使会談に参加。

5 月

- 2日▶政府、産業界とIT分野の専門家をEU域外から受け入れることで基本合意。
- 3日▶森首相訪独、シュレーダー首相と会談。
- ▶ドイツ証券取引所、ロンドン証券取引所との合併を発表。
- 8日▶フィッシャー外相、オルブライト米国務長官とワシントンで米本土ミサイル防衛問題につき協議。
- 11日▶首相、チェコのハベル大統領とベルリンで会談。
- 14日▶ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙で社会民主党（SPD）辛勝。自由民主党（FDP）大幅躍進。
- 17日▶政府、経済界、労組などで構成する専門委員会、企業買収の際、買収企業側に情報開示などを徹底させる規制案概要を首相に答申。
- 18日▶連邦議会、税制改革法案を可決。
- 19日▶フォルクスワーゲンとチェコ政府、シュコダ（自動車）の完全買収で合意。
- 23日▶ワイツゼッカー元大統領を中心とする諮問委員会、連邦軍の改革案を答申。
- ▶ドイツ証券取引所、監査役会でロンドン証券取引所との合併を正式に承認。
- 30日▶連立与党、年金制度改革案を発表。
- 31日▶政府、大型トラックに例外的に課せら

れる高速道路利用料金を、2001年1月より日額6ユーロから8ユーロに引き上げることを閣議決定。

- ▶政府、EU域外のIT関連技術者最大2万人に就労ビザを発給するグリーンカード法案（滞在・労働許可法）を閣議決定。

イタリア

ITALY

4月

- 14日▶政府系航空・防衛企業のフィンメカニカ、独・仏・西によるヨーロッパ・エアロノーティック・ディフェンス・アンド・スペース（EADS）との提携に合意。
- 16日▶15の州知事、6県議会などを対象とした統一地方選挙実施。政権与党の中道左派勢力が敗退、野党中道右派勢力が躍進。野党は選挙結果を受け、ダレーマ首相の即時退陣、解散総選挙の実施を要求。
- 19日▶ダレーマ首相、統一地方選挙の敗退を受け、チャンピ大統領に辞表を提出。
- 21日▶チャンピ大統領、ダレーマ首相の後任として元首相のアマート国庫相を指名、組閣を要請。
- 28日▶下院議会、アマート新内閣を予想以上の大差で承認。

5月

- 2日▶森首相、欧州歴訪でアマート首相と会談。沖縄サミットおよび北朝鮮との国際対話などについて協力を要請。
- 3日▶上院議会、下院に引き続き新内閣を承認、アマート内閣が正式に発足。
- 9日▶ミラノ控訴院、最大野党フォルツァ・イタリアのベルルスコーニ党首にかかわる収賄疑惑に対し逆転無罪を判決。
- 12日▶イタリアの芸術、文化、科学技術など

を広く日本に紹介する「日本におけるイタリア2001年」の主な内容が決定。2001年春から1年間にわたって実施され、ルネサンス文化展、科学技術展、サッカー代表チーム同士の試合のほか、両国の財界人による日伊経済サミットなども開催。

- 15日▶アマート内閣、緑の党の就任拒否により空席となっていた欧州問題担当相に同党のマッティオーリ下院議員を任命、政権発足後半月を経てようやく全閣僚が決定。
 - ▶ミラノ証券取引所、増大する夜間のネット取り引きに対応し、世界初の夜間取り引きを開始。
- 21日▶比例代表制の廃止などを問う国民投票実施、廃止への賛成票が80%を超えたが投票率が有効投票率の50%を大きく下回る30%台にとどまり、昨年4月に引き続き再度不成立。野党、政府が積極的に進めてきた国民投票での投票率の低迷は、政府不信任の表れとして首相の退陣を要求。

オランダ

NETHERLANDS

4月

- 18日▶ファン・アールツェン外相、河野外相と外務省飯倉公館で会談。国連安全保障理事会改革をめぐって意見交換。
- 20日▶アレクサンダー皇太子、長崎市での日蘭交流400周年記念式典に出席。
 - ▶中央統計局、99年の実質GDP成長率を速報値3.5%から3.6%に上方修正。

5月

- 9日▶NTTドコモ、通信大手KPN傘下のKPNモバイルの株式15%を取得へ。
- 11日▶EIU（エコノミスト・インテリジェンス・ユニット）による今後5年間のピ

ジネスに最適な国の番付でオランダがトップに。安定した政治制度、柔軟な労働市場などを評価したもの。

23日▶天皇、皇后両陛下、公式訪問。ベアトリックス女王夫妻主催晩さん会に出席。

ベルギー

BELGIUM

4 月

- 2日▶デンデルモデ裁判所、グリーンピース（国際環境保護団体）からの訴えを受け、4月初めに予定されていたフランスからベルギーへの放射性廃棄物の第1回目の返送の禁止を判決。ベルギー政府は上訴する構え。
- 4日▶ディルーボ・ワロン地域政府首相の辞任発表に伴い、同地域政府並びに仏語共同体レベルで大幅な人事異動を実施。
- 7日▶フェルホフスタット首相、ルワンダでの大虐殺の犠牲者追悼式典に列席し、虐殺の責任の一端はベルギーを含む国際社会にもあると公式謝罪。

5 月

- 1日▶オンケリンクス雇用相、週35時間労働制の導入を検討している旨を明らかに。
- 9日▶ピケ経済相、ベルギー・チョコレート品質維持のため、非営利団体「伝統的・高品質チョコレート協会」を発足。5%以内ならカカオ・バター以外の植物性油脂をチョコレートに使用することを許可するEUの「チョコレート」指令に対し、高品質を維持しようとする業界が国王、政府に働きかけたもの。
- 19日▶連邦政府、選挙リストの候補者を男女同数とする法案を閣議で採択。
- 22~23日▶オンケリンクス雇用相、週35時間労働制の導入について労使代表と会談。

デンマーク

DENMARK

4 月

- 27日▶中銀、公定歩合と短期買いオペ金利を0.25ポイント引き上げ、それぞれ3.75%、4.1%にすることを決定、28日から実施。
- 30日▶社会民主党、特別党大会で通貨統合参加方針を決定。

アイルランド

IRELAND

4 月

- 3日▶ダブリン・バスのストライキ終結。

5 月

- 16日▶統計局、4月の消費者物価上昇率を発表。住宅価格や燃料価格の上昇受け、4.9%に続伸。

スペイン

SPAIN

4 月

- 19日▶英国領ジブラルタル自治政府との対話を拒否していた政府、英国政府の仲介で同自治政府との行政協力を開始。英国・スペイン間の長年の懸案事項が解決に向けて大きく前進。
- 26日▶下院議会、3月12日の総選挙で勝利を収めた国民党のアスナル党首を首相に再任。同首相は翌27日閣僚名簿を提出、EUで唯一の右派単独内閣が成立。

5 月

- 8日▶サンタンデル・セントラル・イスパノ銀行（BSCH）総資産でメキシコ3位のセルフィン銀行の買収を決定。
- 15日▶バレンシア地方の花火工場で爆発事故、死傷者は13人。

16日▶インターネット関連会社のテラ・ネットワークス、インターネット検索会社の米ライコス株式を株式交換により買収すると発表。スペインから初の世界最大級のインターネット関連会社が誕生。

ポルトガル

PORTUGAL

4 月

22日▶ポルトガル人ブラジル到達500年を記念し、両国大統領らが出席してブラジル東部のポルトセグロで記念式典開催。経済交流を含め今後の両国間関係の強化を確認。

▶グテーレス首相、東ティモールの復興状況などを視察するためディリを訪問。東ティモールのインドネシアからの正式分離後、旧宗主国首脳として初めての訪問で、教育分野などでの復興支援を表明。

5 月

12日▶ローマ法王、ポルトガルの聖地ファティマを訪問。約60万人が集まりミサ。

ギリシャ

GREECE

4 月

15日▶北キプロスの大統領選挙で、デンクタシュ大統領、対立候補の国民統一党のエロール党首ともに過半数に達せず。22日に決選投票。

19日▶エロール候補、大統領選の決選投票を辞退、デンクタシュ大統領の再選決定。

21日▶中国の紅沢民国家主席、ギリシャを公式訪問。シミティス首相と会談。

5 月

10日▶シドニーオリンピックのための聖火、オリンピア遺跡で採火。

▶パパモデス中銀総裁、ユーロ導入に伴う為替相場メカニズム2（ERM2）における対ユーロ平価（1ユーロ＝340.75ドラクマ）の変更はない、と発言。

18日▶欧州議会、ギリシャのユーロ導入を賛成376、反対42、棄権80の圧倒的多数で支持。

19日▶トルコ空軍の戦闘爆撃機10機、地中海東部合同軍事演習参加のため、ギリシャの空軍基地に着陸。トルコ戦闘機のギリシャ着陸は28年ぶり。

オーストリア

AUSTRIA

4 月

8日▶政府、10月から段階的に年金受給年齢を引き上げることで合意。

12日▶ハイダー前自由党（FPÖ）党首、連立政権樹立後初めてブリュッセルを訪問。

15日▶政府、健康保険財政立て直しのため、治療費や処方箋の値上げで合意。

30日▶ゲーゼンバウアー氏、社民党（SPÖ）の党大会で党首に就任。

5 月

1日▶スザンネ・リースパッサー副首相、自由党党大会で正式に党首に就任。

5日▶政府、6月までにEUが対オーストリア制裁を止めない場合、秋に国民投票を実施する計画を閣議決定。

スウェーデン

SWEDEN

4 月

13日▶政府、2000年の予算割り振り変更と2003年までの各分野における歳出上限案を含めた春期予算案を発表。2000年の実質GDP成長率は3.8%と予想。

26日▶ボルボ、仏ルノーと資本提携。ルノー傘下のRIV、MACK両社を買収し、世界第2位のトラックメーカー誕生。

5 月

17日▶ペーション首相、北欧歴訪中のチベットの仏教指導者ダライ・ラマ14世と会談。
28日▶天皇、皇后両陛下、ストックホルムを公式訪問。

フィンランド

FINLAND

4 月

17日▶大手民間経済研究所PTT（ペレルヴォ経済調査研究所）2000年の実質GDP成長率を5%と予想。

5 月

26日▶天皇、皇后両陛下、ヘルシンキを訪問。

スイス

SWITZERLAND

4 月

11日▶外務省にて日本、スイス経済協議開催。WTOの新ラウンド早期立ち上げに向け協力を確認。
15日▶EU加盟反対の国民党、EUとの包括

協定に賛成する党方針を党大会で可決。

5 月

1日▶中銀、金とフランのリンクを放棄する新通貨法の施行を受け、金の売却を開始。数年間で1,300トンの売却を予定。
20日▶天皇、皇后両陛下、非公式訪問。
21日▶国民投票でEUとの包括協定を圧倒的賛成多数で承認。
23日▶スイス証券取引所、英国の電子証券取引所との合併交渉開始を発表。

ノルウェー

NORWAY

4 月

12日▶中銀、政策金利の0.25%引き上げを決定。預金・貸出金利をそれぞれ5.75%、7.75%に。13日より実施。
13日▶国会、国際軍隊向けの特別防衛軍の創設を可決。
28日▶労働組合連盟組合員、経営者連盟との労働協定案を多数で否決。

5 月

3日▶8万を超える労働者、大規模ストライキに突入。
12日▶2000年度修正予算を発表。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1994年	4.4	2.3	9.3	2.7	1.8	12.4	2.3	2.7	9.6	2.2	3.9	11.1
95年	2.8	2.9	8.0	2.1	1.8	11.8	1.7	1.7	9.4	2.9	5.4	11.6
96年	2.6	3.0	7.3	1.5	1.7	12.3	0.8	1.4	10.4	0.9	3.9	11.6
97年	3.5	2.8	5.5	2.0	1.2	12.5	1.5	1.9	11.4	1.5	2.0	11.7
98年	2.2	2.6	4.7	3.2	0.7	11.9	2.2	1.0	11.1	1.3	1.9	11.8
99年	2.0	2.3	4.3	2.9	0.5	11.2	1.5	-	-	1.4	1.7	11.4
1998年10～12月	1.5	2.5	4.6	*0.7	-	-	1.9	-	-	0.2	1.6	11.9
1999年1～3月	1.5	2.5	4.5	*0.4	-	-	0.8	-	-	0.8	1.3	11.9
4～6月	1.6	2.3	4.5	*0.8	-	-	1.3	-	-	0.8	1.6	11.7
7～9月	2.2	2.2	4.3	*1.0	-	-	1.5	-	-	1.2	1.8	11.1
10～12月	3.0	2.2	4.2	*0.8	-	-	2.3	-	-	2.1	2.1	11.1
2000年1～3月	2.9	2.1	4.0	*0.7	-	-	3.3	-	-	-	2.4	11.4
1999年3月	-	2.7	4.5	-	0.4	11.4	-	0.4	11.1	-	1.4	-
4月	-	2.4	4.5	-	0.4	11.3	-	0.7	10.7	-	1.6	-
5月	-	2.1	4.5	-	0.4	11.4	-	0.4	10.2	-	1.7	-
6月	-	2.2	4.4	-	0.3	11.3	-	0.4	10.1	-	1.6	-
7月	-	2.2	4.3	-	0.4	11.2	-	0.6	10.3	-	1.8	-
8月	-	2.1	4.2	-	0.5	11.3	-	0.7	10.3	-	1.8	-
9月	-	2.1	4.2	-	0.7	11.1	-	0.7	10.1	-	1.8	-
10月	-	2.2	4.2	-	0.8	11.0	-	0.8	9.9	-	2.1	-
11月	-	2.2	4.1	-	0.9	10.8	-	1.0	10.0	-	2.1	-
12月	-	2.2	4.1	-	1.3	10.6	-	1.2	10.3	-	2.1	-
2000年1月	-	2.1	4.0	-	1.6	10.5	-	1.6	11.0	-	2.2	-
2月	-	2.2	4.0	-	1.4	10.2	-	1.8	10.9	-	2.4	-
3月	-	2.0	4.0	-	1.5	10.0	-	1.9	10.6	-	2.5	-
4月	-	1.9	-	-	1.3	9.8	-	1.5	9.8	-	2.3	-

	スペイン			ポルトガル			ギリシャ			オランダ		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1994年	2.3	4.7	24.2	0.8	5.2	6.9	1.5	10.9	9.6	3.2	2.7	7.5
95年	2.7	4.7	22.9	1.9	4.2	7.3	2.0	8.9	10.0	2.3	2.0	7.0
96年	2.3	3.6	22.2	3.0	3.1	7.3	2.6	8.2	9.8	3.1	1.4	6.6
97年	3.8	2.0	20.8	3.6	2.2	6.7	3.2	5.5	10.3	3.6	2.2	5.5
98年	4.0	1.8	18.8	3.9	2.8	5.0	3.5	4.8	9.9	3.7	2.0	4.1
99年	3.7	2.3	15.9	3.1	2.5	4.4	3.5	-	-	3.6	2.2	3.2
1998年10～12月	3.7	1.5	18.2	3.5	3.1	4.9	-	4.3	10.2	3.3	1.8	3.8
1999年1～3月	3.6	1.8	17.0	2.8	2.8	4.8	-	-	-	3.0	2.2	3.7
4～6月	3.7	2.3	15.6	2.8	2.5	4.5	-	-	-	3.1	2.2	3.1
7～9月	3.8	2.4	15.4	-	2.0	4.2	-	-	-	3.6	2.3	3.1
10～12月	3.9	2.7	15.4	-	2.0	4.1	-	-	-	4.6	2.1	2.9
2000年1～3月	-	-	15.0	-	1.8	-	-	-	-	-	2.0	3.0
1999年3月	-	2.2	-	-	3.0	-	-	3.4	-	-	2.2	3.5
4月	-	2.4	-	-	2.8	-	-	2.8	-	-	2.2	3.3
5月	-	2.2	-	-	2.3	-	-	2.4	-	-	2.3	3.1
6月	-	2.2	-	-	2.3	-	-	2.1	-	-	2.3	3.0
7月	-	2.2	-	-	2.1	-	-	2.1	-	-	2.1	3.1
8月	-	2.4	-	-	1.9	-	-	2.0	-	-	2.6	3.1
9月	-	2.5	-	-	2.0	-	-	2.0	-	-	2.2	3.0
10月	-	2.5	-	-	2.0	-	-	2.2	-	-	2.1	3.0
11月	-	2.7	-	-	2.0	-	-	2.6	-	-	2.2	2.7
12月	-	2.9	-	-	2.0	-	-	2.7	-	-	2.2	2.9
2000年1月	-	2.9	-	-	2.1	-	-	2.6	-	-	2.0	2.9
2月	-	3.0	-	-	1.8	-	-	2.9	-	-	2.0	3.1
3月	-	2.9	-	-	1.5	-	-	3.1	-	-	1.9	2.9
4月	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1) GDP成長率は前年比および前年同期比 *は前期比 は推定値
 2) 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比
 3) ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、99年より半期(1月～6月、7月～12月)平均値
 資料：各国統計による。ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

ベルギー			ルクセンブルク			デンマーク			アイルランド			オーストリア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
2.4	2.4	13.9	9.1	2.2	2.6	5.5	n.a.	8.2	5.5	2.4	14.1	2.4	3.0	6.5
2.3	1.5	14.1	4.1	1.9	2.9	2.8	n.a.	7.2	8.3	2.5	12.1	1.7	2.2	6.6
0.9	2.1	13.8	5.3	1.4	3.3	2.5	2.0	6.8	7.7	1.6	11.5	2.0	1.9	7.0
3.2	1.6	13.3	7.5	1.4	3.7	3.1	1.9	5.6	10.7	1.5	9.8	1.2	1.3	7.1
2.9	1.0	12.6	7.5	1.0	3.3	2.5	1.3	5.1	8.9	2.4	7.4	2.9	0.9	7.2
2.8	1.1	11.7	-	1.0	-	1.6	2.1	4.5	-	3.4	5.6	2.2	0.6	6.7
-	-	-	-	-	-	2.6	1.1	4.7	6.7	-	6.5	-	0.7	7.4
-	-	-	-	-	-	0.6	1.4	4.7	8.8	-	6.0	-	0.5	8.5
-	-	-	-	-	-	2.2	1.7	4.5	8.1	-	5.7	-	0.4	6.2
-	-	-	-	-	-	1.5	2.3	4.4	11.0	-	5.5	-	0.5	5.3
-	-	-	-	-	-	2.0	2.8	4.9	-	-	5.1	-	1.0	6.6
-	-	-	-	-	-	-	2.9	4.9	-	-	-	-	1.6	7.7
-	1.2	11.7	-	0.6	3.3	-	1.7	4.6	-	0.3	5.9	-	0.4	7.6
-	1.2	11.3	-	1.3	3.2	-	1.7	4.6	-	0.5	5.7	-	0.2	7.0
-	0.8	11.0	-	1.2	3.0	-	1.6	4.5	-	0.5	5.8	-	0.5	6.1
-	0.7	10.9	-	1.2	2.9	-	1.9	4.5	-	0.3	5.7	-	0.4	5.5
-	0.7	12.0	-	0.2	2.9	-	2.0	4.4	-	0.4	5.6	-	0.4	5.3
-	0.9	12.7	-	1.3	2.9	-	2.4	4.4	-	0.6	5.5	-	0.5	5.3
-	1.2	12.2	-	1.7	3.1	-	2.4	4.3	-	0.4	5.4	-	0.5	5.4
-	1.3	11.8	-	1.9	3.1	-	2.6	4.9	-	0.1	5.2	-	0.8	5.8
-	1.5	11.3	-	1.9	3.1	-	2.7	4.8	-	0.2	5.1	-	0.8	6.6
-	1.9	11.3	-	2.4	3.3	-	3.1	4.9	-	1.1	5.0	-	1.4	7.3
-	1.8	11.3	-	3.2	-	-	2.8	5.0	-	0.2	4.9	-	1.2	8.4
-	2.0	11.0	-	2.7	-	-	2.8	4.9	-	0.8	4.9	-	1.7	8.0
-	2.3	-	-	2.8	-	-	3.0	4.8	-	0.6	4.7	-	1.9	6.6
-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	0.7	4.7	-	1.9	5.9

スウェーデン			フィンランド			スイス			ノルウェー			アイスランド		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
3.3	2.2	8.0	4.5	1.1	16.6	1.0	0.9	4.7	5.7	1.4	5.4	2.0	1.7	4.7
3.9	2.5	7.7	4.0	1.0	15.4	0.8	1.8	4.2	3.7	2.4	4.9	3.2	1.7	5.0
1.3	0.5	8.1	4.1	0.6	14.6	0.0	0.8	4.7	4.8	1.3	4.9	4.9	2.3	4.4
1.8	0.5	8.0	5.6	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2	3.5	2.6	4.1	4.5	1.8	3.9
2.9	0.1	6.5	4.9	1.4	11.4	2.1	0.0	3.9	2.0	2.2	3.2	5.0	1.9	2.8
3.8	0.4	5.6	3.5	1.2	10.2	1.7	0.8	2.7	0.8	2.3	3.2	-	-	-
3.8	1.0	5.5	3.9	0.9	10.1	1.2	0.1	3.3	0.2	2.3	3.1	-	1.9	2.3
4.5	0.1	5.7	2.7	0.7	10.9	1.0	0.3	3.3	0.8	2.3	3.1	-	1.4	2.4
4.1	0.2	5.4	3.4	1.2	11.7	1.1	0.6	2.7	0.9	2.5	3.3	-	1.9	2.3
4.1	0.7	6.0	2.8	1.1	8.9	1.6	1.1	2.4	0.7	2.3	3.2	-	4.1	1.9
3.8	1.1	5.2	3.5	1.7	9.3	3.0	-	-	0.9	2.0	3.4	-	-	-
-	0.8	5.4	-	2.7	11.0	-	-	-	-	2.9	3.9	-	-	-
-	0.1	5.4	-	0.8	10.9	-	0.5	3.1	-	2.5	3.3	-	2.0	-
-	0.1	5.3	-	1.1	11.5	-	0.6	2.9	-	2.4	3.4	-	1.9	-
-	0.2	4.9	-	1.4	13.3	-	0.6	2.7	-	2.5	3.3	-	2.0	-
-	0.4	5.9	-	1.1	10.3	-	0.6	2.6	-	2.4	3.4	-	1.9	-
-	0.2	6.4	-	1.2	8.6	-	0.7	2.5	-	1.9	3.3	-	3.2	-
-	0.7	6.1	-	1.1	9.0	-	0.9	2.4	-	1.9	3.3	-	4.1	-
-	1.0	5.5	-	1.1	9.1	-	1.2	2.3	-	2.1	3.1	-	4.9	-
-	0.9	5.2	-	1.3	9.5	-	1.2	2.3	-	2.5	3.2	-	5.3	-
-	0.9	5.2	-	1.6	9.4	-	1.3	2.4	-	2.8	3.3	-	-	-
-	1.3	5.3	-	2.0	9.1	-	1.7	2.5	-	2.8	3.7	-	-	-
-	0.5	5.7	-	2.2	10.6	-	1.6	2.6	-	2.9	3.6	-	-	-
-	0.9	5.4	-	2.7	11.3	-	1.6	2.4	-	3.2	3.8	-	-	-
-	1.0	5.1	-	3.1	11.2	-	1.5	2.3	-	2.5	4.0	-	-	-
-	-	-	-	2.7	-	-	1.4	2.1	-	-	-	-	-	-

注1：97年1月からのオーストリアの消費者物価上昇率は、調整品目・方法をEU基準に合わせるとともに96年=100としたCPIに基づく新統計。

注2：アイルランドの実質GDP成長率は、96年よりCentral Statistics Office統計値。月別消費者物価上昇率は前月比。

注3：デンマークの失業率は99年10月よりEU基準に変更。

2000年6月2日現在

国名	通貨	略号	交換レート	備考
ユーロ圏11カ国	ユーロ	EUR	102.89	
フランス	仏フラン	F.F.R.	15.69	6.55957
ドイツ	独マルク	D.M.	52.61	1.95583
イタリア	伊リラ	LIT.	5.32注2	1.93627
オランダ	オランダ・ギルダー	D.G.L.	46.69	2.20371
ベルギー	ベルギー・フラン	B.F.R.	255.03注2	40.3399
スペイン	スペイン・ペセタ	S.PESETA	61.83注2	166.386
ポルトガル	ポルトガル・エスクード	P.ESC	0.52	200.482
アイルランド	アイルランド・ポンド	IRELAND £	130.63	0.787564
オーストリア	オーストリア・シリング	A.SCH.	7.48	13.7603
フィンランド	フィンランド・マルカ	MARKKA	17.30	5.94573
英国	英ポンド	STG.£	166.77	
デンマーク	デンマーク・クローネ	D.K.R.	13.88	
ギリシャ	ドラクマ	DR.	0.30	
スイス	スイス・フラン	S.F.R.	65.45	
スウェーデン	スウェーデン・クローネ	S.K.R.	12.58	
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	N.K.R.	12.52	
アイスランド	アイスランド・クローネ	I.K.R.	1.44	

注：1) 交換レートは、現地通貨当たりの円貨額（売り相場）を表示。

ユーロ圏11カ国の備考欄は、1 EURに対する各国通貨の交換レート。

2) イタリア、ベルギー、スペインはそれぞれ100LIT、100B.F.R.、100S.PESETA当たりの円貨額。

出所：東京三菱銀行EXCHANGE QUOTATIONS (Opening)、ただしギリシャ、アイスランドは6月5日付けFINANCIAL TIMES " FT GUIDE TO WORLD CURRENCIES "による6月2日現在のレート。

JETRO ユーロトレンド

2000年6月号 (NO 41) 2000年6月15日発行

発行所 日本貿易振興会 海外経済情報センター海外調査部

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないこととお断りします。

Ö

ä